中大法曹

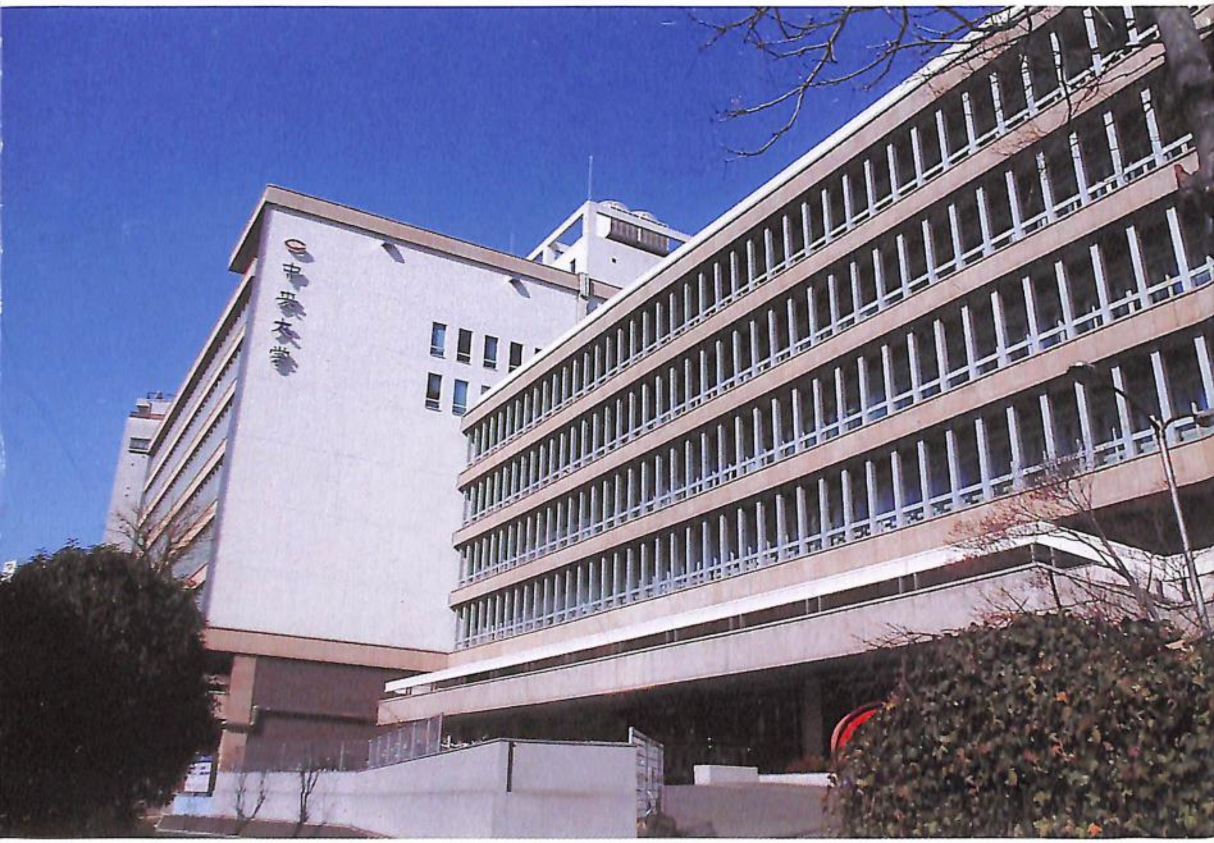

2005. 5

中央大学法曹会

No.21

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああああ中央　我等が中央
中央の名よ　光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央　我等が中央
中央の名よ　誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今
新しき世のあさぼらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああああ中央　我等が中央
中央の名よ　栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統の誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央　中央

二、情熱と力の若人が
精鋭こぞりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐　紅は
闘魂たぎる火と燃える
力、力、中央　中央

三、我等が誇り覇者の歌
さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央　中央

中大法曹幹事会（中大法科大学院学生との懇親会）平成17年２月５日（於　東京会館）

宗像紀夫先生

松田　昇先生

講　演

福原紀彦先生

中大法科大学院模擬法廷

「中大法曹」第二十一号目次

表紙題字揮毫　中津靖夫
表紙写真　法科大学院校舎
撮影　福吉實

中大法曹会の目指すもの……中央大学法曹会幹事長　中津靖夫（7）
中央大学の展望―大学経営の観点から―……中央大学理事長　阿部三郎（11）
中央大学法科大学院への期待……中央大学総長　外間寛（18）
新しい法曹養成時代の幕開け―伝統復活に向けての課題……中央大学学長　角田邦重（21）

第一部　法科大学院の現況と課題について

新たな伝統の確立への挑戦……中央大学法科大学院教授・法務研究科長　大村雅彦（29）
法科大学院教育課程・教員組織・施設等……中央大学法科大学院教授・FD委員長　福原紀彦（34）

入学者選抜の実施状況と出願者・入学者の顔ぶれ
……法科大学院教授・入試広報委員長　山田省三（40）
法学未修者・法学既修者に対する法学教育の現状と課題
……中央大学法科大学院教授・学修指導委員長　渡辺達徳（44）
民事法教育の現状……中央大学法科大学院教授　山田八千子（48）
刑事法教育の現状……中央大学法科大学院教授　斉藤信治（53）
外国法・基礎法教育の現状……中央大学法科大学院教授　長内了（58）
実務理論教育の現状……中央大学法科大学院特任教授　太田秀夫（63）
実務臨床教育の現状について……中央大学法科大学院専任教授　木村美隆（69）
先端展開科目教育の現状……中央大学法科大学院教授・財務省派遣　藤本哲也（73）
法科大学院における学生生活……中央大学法科大学院教授　野澤紀雅（79）
白門法律事務所の役割と現状……中央大学法科大学院特任教授・白門法律事務所所長　小名弦（83）
――中央大学法科大学院第一期生の声――
中央大学法科大学院に在学して……法学未修者クラス一年生　高橋久美子（88）
ソクラテス・メソッド……法学既修者クラス二年生　今野雅司（92）
中央大学法科大学院既修者コースに在学して……法学既修者クラス二年生　黒川裕希（96）
決　意……法学既修者クラス二年生　伊藤昌一（100）
中央大学法科大学院第一期生として入学して……法学既修者クラス二年生　村田智子（103）

第二部　講　演

預金保険機構理事長を終えて—その八年を振り返る—
……前預金保険機構理事長　弁護士　松田　昇(111)
中央大学法科大学院の現状……中央大学法科大学院教授・弁護士　宗像紀夫(131)

委員会報告

法職教育検討委員会活動報告……法職教育検討委員会委員長　石井芳光(149)
大学問題委員会報告……大学問題委員会委員長　田中美登里(155)
会則検討委員会活動報告……会則検討委員会委員長　稲田　寛(159)
広報委員会活動報告……広報委員会委員長　瀬川　徹(161)
機構改革実行特別委員会活動報告……機構改革実行特別委員会委員長　新井嘉明(165)
募金実行委員会活動報告……募金実行委員会事務局長　石渡光一(167)

会務報告

平成一五・一六年度会務報告……中央大学法曹会事務局長　原　誠(173)

資　料

関係諸規定

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）（規程第一号）……（187）
中央大学学員会会則……（204）
中央大学法曹会会則……（211）
中央大学法曹会人事委員会規則……（222）
中央大学法曹会大学問題委員会規則……（223）
中央大学法曹会法職教育検討委員会規則……（225）
中央大学法曹会会則検討委員会規則……（227）
中央大学法曹会広報委員会規則……（228）
中央大学法曹会福岡支部規則……（229）
中央大学法曹会広島支部規則……（232）
中央大学法曹会北陸支部規則……（235）
中央大学法曹会四国支部規則……（238）
中央大学法曹会大阪支部規則……（241）
中央大学法曹会神奈川支部規則……（244）
中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則……（247）
中央大学法曹会募金実行委員会規則……（249）

中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則……（250）
役員名簿
中央大学法曹会役員名簿（平成一五・一六年度）……（252）
中央大学法曹会／各種委員会委員名簿（平成一五・一六年度）……（260）
中央大学法曹会役員候補者名簿（平成一七・一八年度）……（265）
中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿（平成一七・一八年度）……（266）
編集後記……広報委員会委員長　瀬川　徹（267）

中大法曹会の目指すもの

中央大学法曹会幹事長
中津靖夫

平成一五年五月、伝統ある中大法曹会幹事長を拝命し、浅学非才の身で果たして重責に堪えうるか内心忸怩たる思いを覚えました。しかし私は誠意を持って幹事長役を務めることが大事だと考え、それなら私にも出来ると考え、お引受けした次第であります。幹事長役を務めるに際し、私が思ったことは、私立大学にとり、一般的に卒業生は大学にとり力の源泉でありますが、明治一八年イギリス法律学校として出発した中大において、卒業生のうちでも法曹となった者の責任は改めて申すまでもないほど、重大なものがあると認識したことであります。総合大学としての中大卒業生の全てが法曹になるものでないことは改めて申すまでもありませんが、中大においてOB法曹が中大卒業生の中核若しくは機関車の役割を担っていると考えるからであります。

私は、幹事長就任以来、今日まで、学員会の中核である南甲倶楽部・国会白門会・体育会或いは年次

会の皆様方とどうしたら中大のよりよい発展を期すことが出来るのか、組織論或いは学員の担うべき役割について再三協議して参りました。その協議の中で一つの議題として教職員の皆様方の意識改革が必要だということが論じられました。教育機関が経済団体とイコールでないことは、改めて申すまでもありませんが、団体（組織）として発展するためには組織上司令塔が必要であることも又申すまでもありません。中大において司令塔が二つあってはならないと考えます。従来中大においては教学と学員とを車の両輪として組織論が語られてきました。ともすれば司令塔が二つある感がありました。車（中大）をまっすぐに進めるためには、しかるべき司令塔の指揮があり、これに基づいて車の両輪を動かしていくべきことがこれまで中大では論じられていないように思われます。

教学と学員を車の両輪としてその上に司令塔としての理事会の権限・責任を確立するという点が欠けていたように思われるのであります。

この度、改正された私立学校法において、学校法人の業務は全て理事会において決定することが法定されましたが、まさにこの点を明らかにしたものだと理解しております。文字通り理事会（理事長）が教学と学員を車の両輪として中大の発展を期していただきたいものだと存念致す次第です。

平成一六年我が国の司法の根幹を為す法曹養成制度について大改革がなされ、所謂ロースクールが設立され、中大は定員三〇〇名を擁する我が国最大のロースクール（東大・早大も三〇〇名が定員）を設立しました。ロースクールの是非或いは従来の法学部をどうするのかといった最大論点はひとまずおきまして、ロースクールが出来た以上、中大は、イギリス法律学校以来の伝統を維持し、良き法曹養成の

ための学校でなければならない歴史的使命を有しております。これを応援するのが中大法曹会の責務だと考えます。

中大ロースクールの一期生・二期生の学部卒業校を見ますと、中大出身者は三割を割っており、その割合は二期生においては一期生より更に減少しております。中大の学生及びその父兄の落胆ぶりが目に浮かびますが、この点の対策を講ずる必要がありますが、ここではひとまずおいて先を進めます。

これからの中大法曹の学歴を考察しますと、次のようなことが言えます。

1　中大卒で中大ロースクール卒

2　他大学卒で中大ロースクール卒

3　中大卒で他のロースクール卒

私は右の諸君は全て将来の中大法曹だと考えますが、この中で実は1の中大法曹がもしかしたら数においては一番少ない人数になるのではないかというのが私の心配なのであります。

おそらく、右の1・2・3の学生諸君の新司法試験合格者数については中大は我が国最大を誇ることが出来るかもしれませんが、私達現中大法曹にとってはいささか寂しい思いがあることも拭い切れません。中大生の奮起を期待して止まない次第です。

それはそれとしても、右1・2・3が全て中大法曹であることは間違いありません。中大法曹会は右の諸君と今後の協力関係を樹立しなければなりません（この対策として二年次生と中大法曹の懇親会を企画しました。今後の執行部においても継続して行って欲しいと思います。）。

右の観点から種々の考慮が必要ですが、とりわけ、学員会の充実が急務であります。即ち学員会支部として中大法曹会の充実を急ぐ必要があります。これがひいて学員会を活性化すると考えるからです。現在危惧されることは、中大法曹会への中大法曹の参加意志が薄弱なことです。私はこれを打開すべく、近時女性法曹が増加傾向にあるところから中大法曹会女性部会の設立を企てましたが、機構改革委員会のご努力にもかかわらず、右企画は頓挫してしまいました。

これからの最重要課題は、中大法曹とりわけ若手の諸氏に中大法曹会の活動に参加して貰うことが急務であり、その方策を模索しているところであります。

その一環として、田宮幹事長以来懸案になっております全国の中大法曹会の支部設立については、平成一六年一一月二二日広島支部が設立されました（現段階で平成一七年三月には横浜でも設立される予定です。）今後に一歩でも前進すべく努力中であります。

中大法曹会ひいて学員会への皆様のご支援をお願いして中大法曹第二一号発刊の辞とさせていただきます。

皆様方の益々のご発展を祈念して止みません。

中央大学の展望
大学経営の観点から

学校法人中央大学　理事長　阿部三郎

中央大学法曹会の会報が回を重ねられ、第二十一号「中大法曹」として発刊されましたことは、誠に喜ばしく衷心より御祝い申し上げます。

中央大学法曹会の役員並びに会員の皆様には、母校中央大学の発展のために、多大なるご支援、ご鞭撻を賜っております。その格別のご協力に対しまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本会報が発刊されます五月には、中央大学理事長として、二期六年目の任期を全うする時分であろうと存じますので、まずは、この六年間を振り返って、中大法曹の皆様に、如何に種々様々な場面において、ご協力をいただいてきているかについて、申し述べさせていただきます。

中央大学理事長として就任いたしました平成十一年は、わが国の高等教育制度の改革や司法制度の改革の動向として、それまでにない抜本的な改革を指向し始めた時期であり、高等教育機関を取り巻く環

境そのものが大きく変化いたしました。大学は、このような変化に対応する施策として、専門職大学院の設置構想の策定に着手し、翌十二年四月には、将来、専門職大学院の教育拠点となる市ヶ谷キャンパスが、施設改修を完了し開校式を迎えました。同年五月には、キャンパス整備計画を支える財源調達のための有利子学校債「白門学債」の募集を開始、併せて、平成十三年十月から、創立百二十五周年記念事業計画と必要財源総額百億円の周年募金計画を始動、その結果、平成十四年七月から翌十五年三月までに、多摩学生研究棟「炎の塔」、後楽園キャンパス新棟「新三号館」、多摩学生生活関連棟「Cスクエア」及び多摩キャンパスモノレール駅前「グリーンテラス・白門プロムナード」の新施設が相次いで竣工いたしました。特に、「炎の塔」建設に際しまして、法曹の皆様の絶大なるご支援・ご協力を賜りましたことは、ご案内のとおりでございます。更に、平成十四年の国際会計研究科の開設に続き、平成十六年には、本学百年の大計とも賞されました法科大学院が、我が国最大規模の三百人という入学定員で開設、最も多い志願者を、この二年間に亘って記録したことは、記憶に新しいところであります。法曹の皆様方が、母校を応援くださる熱意と、実務家教員等として直接に後輩学生をご指導くださるご尽力とに支えられ、中央大学の法科大学院は、新司法試験制度における勝ち組としての結果を出すべく、着実に邁進いたしております。

また、平成十一年に発足した法人の機関である商議員会会員へのご就任、翌十二年に発足した制度である名誉評議員へのご就任等々、様々な機会において母校へのご協力を賜って参りました。この紙面をお借りして、改めて、深甚なる敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、中央大学理事長としてのこれまでの経験を踏まえまして、これからの大学経営の在り方という観点から、母校中央大学の展望について、述べることといたします。

【少子化とその対応について】

少子化が叫ばれはじめて随分久しく、まさに大学経営の難しい時代に突入したといえます。このことは、国・公・私立の大学間競争が、今後ますます熾烈となり、学生の争奪合戦の様相を呈することを意味します。この現象を、受験生の側からみた場合、「求める自己の目的に即して大学選択が可能となること」であり、目的意識が明確な学生が社会に多く輩出されてくる時代においては、社会そのものが、幅広い教養と、より実践的なスキルを修得した人材の養成を、大学に求めてくるものと考えられます。すなわち、大学は、社会からもこれまで以上に選別されることとなります。

幸い、中央大学は、一、実学教育を重んじてきている。二、法曹界、公認会計士界といった専門性の高い業界に多数の卒業生を輩出してきている。三、政界、官界、経済界においても、実学教育を修得した卒業生が幅広く活躍中である。四、六つの学部、二つの専門職大学院、本年四月創設の公共政策研究科を含めた七大学院研究科、九研究所を設置する総合大学である。以上のことから、学生に、多種多様な十分なメニューを提供することが可能となる層の厚さを有している大学と位置付けることができ、このことから、少子化の時代は、中央大学にとっては、むしろ好機と受けとめるべきといえましょう。

【大学にとっての「経営」とは】

我が国においては、最近まで、学校法人における「経営」という表現は使われることがなく、専ら、

設置する大学の「管理運営」という表現で言い表されてきていましたが、現在では、「大学経営」と称するのが一般的な考え方であります。それは、在学生・卒業生を通じて、積極的かつ安定的に、大学の有する有形無形の所産を社会に還元することが、大学に対して強く求められるようになってきたことに起因しており、確固たる経営理念や経営姿勢を持つことが、大学経営者の責務といえます。

そして、大学が果たすべき第一の使命は、充実した教育研究活動を永続的に担保することであります。先述した、多種多様な十分な教育研究活動メニューの提供と、学校法人全体の財政状況及び施設設備の整備状況との均衡を図ることこそが、大学経営の基本姿勢であります。このように、ともすると相反する事業を総合的に遂行していくためには、両者を束ねる行動原理が必要不可欠となります。

【中央大学の経営ビジョン】

この行動原理として、平成十二年五月の市ヶ谷キャンパス開校式において、理事長提言として、本学の歩むべき三つの道を提示したのは、この考え方に基づくものでありました。

一、国内外に開かれた大学として、「知」「学問」の発展を図り、その成果を広く社会に還元する。

二、各界各層の市民のため、実学による生涯教育の場を提供する。

三、国際化、情報化の中で世界レベルの交流を伴う高度な研究システムとプロジェクトを持つ高等教育機関を目指す。

以上の行動指針の実現は、平成十一年五月に理事会議決された「二十一世紀へ向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針」に示されている「経営ビジョン」である「①学部・大学院・研究所等

の改革、②財政改善の推進、③キャンパス整備の推進」を着実に進捗させること、すなわち、理事会基本方針に掲げられている個別実施事業（本文冒頭に掲げた種々の事業）の具現化でありました。

この六年間は、様々な改革を断行することにより、在学生や卒業生、地域社会に対して、中央大学ゆえに実現し得る多彩なメニューを提供し、「法科の中央」の伝統に加えて、更に裾野が広がる大学経営を可能とすることができたものと実感いたしているところであります。

【中央大学を取り巻く環境の変化への対応】

ところで、理事会基本方針が策定されて五年が経過した昨年、平成十六年四月に、角田邦重学長を委員長とする総合企画委員会から、理事長諮問に答える形で答申（教学グランドデザイン）が提出され、その答申には、①学部・大学院・研究機能の改革を更に進めた提言、②実学教育の更なる発展、③文系・理系を問わず、学問分野を融合した新教育システム、④知的財産の創造と管理・活用サイクルの構築、⑤ヒューマン・ネットワークの確立と活用、等の総合大学である中央大学ゆえに実現し得る多彩なメニューが盛り込まれております。このことは、本学を取り巻く高等教育環境の変化や学術研究の進歩発展に合わせて、また、本学の財政状況に鑑みて、経営ビジョンは、常に、本学にとってより相応しいものへと軌道修正され続けていかなければならないことへの対応であり、その証左でもあります。

【現在、鋭意取り組んでいる重要事業】

そして、この教学グランドデザインにおいても提示されている事業のうち、すでに法人において、最重要事項として位置付け、鋭意取り組んでおります事業は、①スポーツ振興支援策、②中高大一貫教育、

③「二十一世紀館（仮称）」建設計画、④専門職大学院等の都心展開及びそのための施設拡充、の四事業であり、本会報が発刊されます五月には、いずれも、その方向性が提示されているものと存じます。

さらに、理事長の諮問機関を設置して、集中的に検討を重ねてきました、①基本規定の見直し（ガバナンス体制の検討）、②知的財産の創造・管理・活用体制の構築については、各検討委員会から、それぞれ検討結果が答申され、今まさに、その具現化に向けての作業が理事会において進捗しているところであります。

【財政改革への取り組み】

以上、これからの大学経営の在り方という観点から、母校中央大学の取り組みと方向性を展望いたしましたが、私立大学の経営における財政の基盤は、学生生徒納付金がその中心であり、先述のとおり、在学生や卒業生、ひいては社会に対して、多彩なメニューを用意し、提供し続けていくという本学の使命を遂行するためには、多額の支出を必要といたします。健全なる大学経営を行うための「経営ビジョン」には、大学財政の基本的な構造を踏まえた、財政改革の実行が不断に行われることが、重要な要素となります。このことは、先述しました経営ビジョンの「②財政改善の推進」の具現化を行うことであり、理事会基本方針には、収支構造の改善策として実行すべき改革項目が示されております。「収入部分の改革項目」、すなわち増収策を図るべき項目は、①学生生徒納付金収入、②手数料収入、③寄付金収入、④補助金収入、⑤外部資金、⑥資産運用収入、⑦事業収入の七項目であり、「支出部分の改革項目」、すなわち合理化・削減策を講ずるべき項目は、①人件費と人事制度改革、②研究費配分の見直し、

③業務改善、④間接経費、⑤ライフサイクル費用の五項目であります。

大学経営を預かる者として、教育研究活動の一層の充実を推進する一方で、効率的な資金調達を行うために、常に努力を傾注してきた重要事項であるといえます。

【まとめと御礼】

このように、理事長としての六年間は、理事会基本方針という規範を堅持しつつ、各種の事業展開を果たしてきた道程ではありましたが、その過程は、めまぐるしく変化する高等教育を取り巻く状況を確実に把握しながら、中期的な期間で想定した中央大学の在るべき将来構想について、常に軌道修正を行っていく過程でもありました。そして、今後は、これまで以上に各大学が、評価と選別の荒波に洗われる、大競争時代へと突き進んでいくことになります。今こそ、これまで以上に、受験生が望む付加価値を提供できる真に魅力のある大学として、社会に対して貢献度の高い大学として、そして、世界の中で存在感のある大学として、中央大学に磨きをかけていくことが強く望まれております。そして、中央大学は、その歴史を振り返りますとき、その節目、節目において、学員の力強いご支援をいただきながら、更なる発展をいたして参りましたことが、確実に見て取れます。

どうか、中大法曹の皆様におかれましては、今後とも、母校の一層の興隆・発展に対しまして、力強いご支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げる次第でございます。

最後に、中央大学法曹会のますますのご発展と会員の皆様の一層のご健勝・ご繁栄をお祈り申し上げますとともに、理事長在任中のご指導・ご鞭撻・ご協力に対しまして、心から感謝・御礼申し上げます。

中央大学法科大学院への期待

中央大学総長　外　間　寛

中央大学法科大学院は、昨年四月幸先のよい出発をすることができました。二〇〇五年度も、昨年に引き続いて全国で最も数の多い入学志願者を集めています。全国の法科大学院の中で、それだけ高い評価を受け、そして大きな期待が寄せられているということでしょう。これは勿論、中央大学法科大学院が十分な数の、そして優れた教授陣を揃えていること、明確な教育目標を掲げそして多彩な教育課程を整えていることによるものでしょう。法科大学院がこのような充実した陣容を整えることができたのは、法人を含めて中央大学全体の積極的な支援、そして中央大学法曹会の熱意ある協力が得られたことによるものと言ってよいでしょう。

法科大学院は、発足半年後に、その機関誌「中央ロー・ジャーナル」の創刊号を刊行しています。おそらく全国の法科大学院に先駆けて、発足後間もない時期にこの高級な学術専門雑誌を刊行することが

できたことに注目したいと思います。そこにはいくつかの論説のほか、法科大学院開設記念シンポジウムの貴重な記録が収録されています。この記録では、多くの方々が法科大学院における教育のあり方について熱意をもって語っておられます。この記録および論説を一読しますと、法科大学院では、その設立の趣旨に即して、また国の司法制度・法曹養成制度改革の理念を体して、新たな法学教育への真剣な取組みが展開されていることが分かります。実際、実務家教員を含めて法科大学院の多くの先生方からも、同じ趣旨のお話を伺っております。中央大学法科大学院では、教職員、学生を含めて community of commitment が形成されつつあることを強く感じます。この機関誌の刊行によって、中央大学法科大学院は改めて全国の法科大学院の大きな注目を集めていることでしょう。この学術専門誌が、高度に専門的な法学教育のあり方について、また理論と実務の架橋を目指す法律学の新たな展開について、全国に、そして望むらくは国際的に発信をし続けていくことを期待しています。

去る二月五日に、中大法曹会の主催で、法科大学院の学生諸君との懇談会が持たれました。私の日程では別の会合と重なっていましたが、私は是非法科大学院の学生諸君と直接会って懇談の機会を持ちたいと思い、こちらの集いに出席しました。多くの学生諸君が、大学院での授業の準備のために毎日が大変だという趣旨のことを述べていたのが強く印象に残っています。この会合には、中央大学以外の大学出身の学生諸君も大勢参加していました。これらの学生諸君は、異口同音に中央大学法科大学院で勉強することができて、自分の選択は間違っていなかったと思うと話していました。中央大学法科大学院の学生は、出身大学の如何に関わらず中央大学の学生であり、そして卒業すれば中大法曹会・中大学員会

の会員となるという意識を育てることが大切だと思います。中央大学は、学員会活動が盛んです。これはとてもよいことだと思います。学員会は、中央大学を支える大きな活力です。それで、法科大学院の卒業者が学員会の法科大学院支部を組織することを支援することにしてはどうでしょうか。

また、法科大学院の教職員・学生諸君と多摩キャンパスの教職員・学生諸君との交流を図ることも、法科大学院の学生諸君の中央大学への帰属意識を高めるのに役立つのではないかと思います。これは単なる思い付きに過ぎませんが、例えば多摩キャンパスで、法科大学院の教職員・学生諸君の参加するシンポジウム（例えば、「法科大学院の一年を振り返って」のテーマで）を開催して、法科大学院の現状を多摩の教職員・学生諸君に広く知ってもらうのは意義あることだと思います。

新しい法曹養成時代の幕開け

——伝統復活に向けての課題

中央大学学長　角田邦重

一、昨年四月、後楽園キャンパスにおいて、法科大学院の第一回入学式を挙行してから、既に一年が経過しようとしています。幸いなことに、三〇〇名というビッグ・ロースクールの設立に漕ぎつけ、第一期生は五四〇〇人を超える最高の志望者のなかから選抜された三二七名の第一期生を迎えることが出来たことを考えると、まずは順調な船出であったと言うべきでしょう。

また第一期生が、当初の予想を超える多様な層からなることに半分複雑な気持ちを抱きながらも、喜んでいます。半分複雑な気持ちというのは、正直のところ中大の卒業生にもう少し健闘して欲しかったと思うからですが、実際には三分の一に過ぎませんでした。その結果、中大の法学部に入学してもロースクールには僅かな者しか進学出来ないといった評価が定着することになれば、法学部に優秀な学生を集めるのは困難になりかねません。だからといって、自分の学部の卒業生だけを有利に取り扱

うわけにはいきません。結局のところ、学部における法学教育の底上げを図る以外に方策はないことを覚悟して、法学部の改革に取り組む以外に方策はないのです。中央大学の法曹養成に果たしてきた伝統の復活は、ロースクールだけで完結するわけでないことを自覚して取り組まなければならないと思っています。

もちろん、出身学部の違いを超えて中大ロースクールでともに学んだ意識を感じてもらうことも重要です。幸い、中大法曹会主催で行われた二〇〇四年度の司法試験合格祝賀会は、中大ロースクール一年生で現行司法試験に合格した一四名の合格者も招待して行われましたが、そのうちの六名は東大、慶応、早稲田、上智といった他大学出身者でした。挨拶に立ったこの人達は、こもごも中大ロースクールに入学したから合格できたこと、後輩の指導を買ってでるつもりである旨を語っていました。是非、中大法曹のメンバーに迎えて下さることを念じています。

入学志望者が、他大学出身者に加えて、医師や会計士などをはじめ広い層にまで及んでいることも驚きでした。同時に、中大の他学部からも、入学者を出す努力を意識的にしなければならないと思っています。昨年、公認会計士試験に合格した商学部三年生の学生が、飛び級でロースクールに入学してきましたが、同様に、知財・特許専門の法曹を志望する理工学部の学生を迎え入れることが出来ればと期待しています。

二、法科大学院の構想は、これまでの法曹養成に抜本的変化をもたらすものであることはいうまでもありません。二〇〇一年六月の司法制度改革審議会・最終報告書によって急展開を見ることになったロー

スクール構想は、①法の支配を確固たるものとするために、司法制度を支える法曹人口の増大が必要であること、②国際化・高度化・複雑化する法的紛争に対処しうる専門的知識を備えた法曹の教育は、アンダー・グラジェイトやまして司法試験予備校の教育に期待できるものではないこと、③加えて、多様な経歴と社会的経験をもった人を受け入れる開かれた入学制度や実務家法曹による実務教育科目の導入などなど、いずれもこれまでの大学における法学教育の常識を覆すものであることは言うまでもありません。

中大ロースクールは、これらの課題に応えるため、知的財産や情報、医療といった先端科学技術分野、渉外・国際関係、ビジネス、刑事法、公共政策などの専門分野を学べる科目群と、中大法曹会の全面的協力を得て実務法曹に不可欠な分厚い実務基礎科目を用意しています。全国にまたがる中大出身の法律事務所に協力をお願いしているエクスターンシップや、駿河台記念館内に開設された白門法律事務所でのリーガルクリニックといった実習教育は、いずれも中大だからこそ可能になったと言うべきでしょう。

中大ロースクールは、文科省から認可を受けるにあたって、いくつかの留意事項を受けていました。市ヶ谷キャンパスが多摩キャンパスと離れていて施設にゆとりがないため、学生の自習室の確保や図書の利用などに工夫すること、というものでした。そのため、開設一年目に、文科省の大学設置審のメンバーによる履行状況調査を受けました。留意事項を中心に、しかし、それにとどまらず法科大学院の設置理念に適った教育が行われているかどうかを、関係者からのヒアリング、授業の聴講、さら

には学生だけを別室に呼んでのヒアリングなど多方面からの調査は、昼休みを挟んで、朝から夕方までの長時間に及ぶものでした。そして、最後に行われた総括的な調査結果の伝達では、「大規模ロースクールであるにもかかわらず、大変理想的な教育が行われていることを感じた」というものでした。キャンパスの狭さは、最初から自覚していたことです。しかし、大学の都心展開はロースクールのためだけではなく、市ヶ谷キャンパスで三年前から行われているアカウンティングスクールや、この四月から多摩で開校する行政大学院、あるいは後楽園キャンパスでの社会人を対象とした文系の大学院などを含めて、中央大学の将来構想を具体化する拠点となりうるものでなければなりません。昨年、中期的将来構想をグランドデザインとしてとりまとめていますので、その具体化を急がなければならないと思っています。三、法科大学院による新たな法曹養成の構想が成功するかどうかは、新司法試験の具体的制度設計によるところも少なくありません。昨年四月開始された法科大学院だけでも六八校、これに本年四月からさらに六校が加わることで、司法制度改革審議会が予想していた、法科大学院の卒業生のうち七割から八割が司法試験に合格できるといった楽観的前提は、早くも崩れ去ったことになります。もちろん七割、八割の合格者を出せるところもある反面で、卒業生の一割しか合格させられないで、入学志望者を集められない大学院が出てくることも十分予想されます。そこから司法試験に合格させることを至上命令にする大学が現れるとすれば、それは予備校と何ら変わらないことになってしまうでしょう。

来年予定されている一六〇〇名の司法試験の合格者を、第一回目の新司法試験と、並行して行われ

る現行司法試験の合格者にどう配分するかを巡ってさまざまな議論が行われていますが、この問題は司法試験の合格者を二〇一〇年には年間三〇〇〇名にするという目標から出発しながら、実際には予想を上回るロースクールが誕生した事情を抜きに考えることは出来ません。それだけに、これからも、三〇〇〇名という上限そのものの撤廃や、隘路となっている司法修習制度廃止の主張と、法曹の質の確保や法曹一元を支えてきた司法修習制度の意義からこれに反対する考え方との間で、激しい論争が展開されることが予想されますし、その行方から目が離せないと思っています。

いずれにせよ、法科大学院は、司法試験の合格者を確実に出せるかどうかと問われる一方、どういう専門的質を備えた法曹を育てることが出来るかという質を問われており、いわば二兎を追う宿命をもっているのです。我々の法科大学院は、この二兎を追う誠実な努力をとおして、法曹養成制度の抜本的改革に貢献しなければならないと思っております。

第一部　法科大学院の現況と課題について

新たな伝統の確立への挑戦
――中央大学法科大学院

中央大学法科大学院教授・法務研究研究科長
大村雅彦

【一】はじめに

中大ロースクール丸が船出して、現時点で九ヵ月が経過した。「中大法曹」誌上で法科大学院の特集を組んでくださることになったのを機会に、この間のことを少し振り返って記録にとどめ、今後の発展のための一里塚にしたいと思う。といっても、各分野・各事項については有能な担当者がそれぞれ執筆してくださることになっているので、私は全般的な状況や将来展望を書き記しておきたい。

【二】教職員の結束

さて、二〇〇四年四月一日、法科大学院の初めての学期が始まるまさにその日に、第一回目の教授会が開催された。私は、その一年近く前に法務研究科長の予定者として選出され、種々の事前準備に当たたっ

てきたが、この第一回教授会で初めて正式に研究科長として承認されるとともに、運営に必要なすべての規程・内規等を議題として提案し、科長補佐や各種委員の人選について承認を受け、こうして法科大学院の仕事が一気に正式にスタートしたのである。

法科大学院は日本人にとって未経験の制度であるから、何もかもが手探りである。そのような出発点において、私は、中大法科大学院が成功を収めるためには有能な教授陣一人一人がその持てる力を遺憾なく発揮してくれることがぜひとも必要であり、教員各人が存分に力を発揮できるようにコーディネートするのが自分の役割であると考えているので、ぜひともご協力いただきたいと要請した。新しい大所帯を一人の人間がリードすることなどとても無理であると思ったので、これは率直な気持ちであった。そのような気持ちを汲んでか、各教員は非常に真剣に職務遂行に当たってくれてている。とりわけ、福原・森・大貫の三科長補佐や各種委員会の委員長たちが献身的に仕事に精進してくれているのには頭が下がる。そして、これを支える職員組織がまた充実しており、ほとんど自己犠牲的に職務が行われている。加えて、若手弁護士の実務講師（補助教員）の人々が、目にはつかないが教員と学生との間の潤滑油のごとく働いてくれている。このような教員・職員の結束と奮闘こそが、今日、中大法科大学院が社会で高い評価を得つつあることの大きな基礎になっているものと考える。

【三】多様かつ優秀な学生

中大法科大学院の第一期生は、未修者（一年生）六七名、既修者（二年生）二六〇名、計三二七名で

あり、中大出身者は三割である。これについてはいろいろな意見があろうが、アメリカのロースクールをみるとこれが正常な姿であるし、わが国の法科大学院制度の理念である多様性・開放性にも適合する。もちろん、中大の学部生が力をつけて中大法科大学院に進学してくれることは大歓迎であるが、中大ナショナリズムというメンタリティに陥るようでは、他大学出身者の中大帰属意識を阻害するであろう。外間寛総長の言をお借りすると、中央大学は、入ってくる者を暖かく包み込む一つの大きなファミリーであるべきであって、閉鎖的な組織であってはならない。

ところで、この一期生たちは実に多士済々で、現行司法試験を受験していた法学部卒業生も多いとはいえ、官公庁職員、銀行員、商社マン、医師などさまざまな経歴を持っている人々が相当数入学している。この人々はこれからまだまだ法律学の勉学を積んでいく必要があるけれども、その多くは経歴に恥じない能力を持っており、その社会経験を将来の法律業務に活かしてくれれば、すばらしい法曹になると思われる。

昨一二月一一日、中大後楽園キャンパスにおいて、法科大学院協会主催のシンポジウムが開催され、法科大学院における授業のあり方等に関する報告とディスカッションが行われた。中大の三角比呂特任教授（研修所教官）の「民事訴訟実務の基礎」に関する授業ビデオは、双方向・多方向授業の一つの高度な実現例を提示して高い評価を得たし、数人の学生レポーターの一人として登壇した中大LS生は、教員も舌を巻くその的確な授業批評のゆえに、他大学の教員に中大法科大学院のレベルの高さを印象づけたといってよい。

彼らは優秀であるだけでなく、同時に、自分の将来目標の実現のために必死であり、学部学生と違って教員に対する要求もシビアであるので、我々教師もうかうかしてはおれず、それが教育のレベルの向上にもつながるというものである。

なお、最近、新司法試験の合格者数問題が話題になっているので若干付言すると、全国で六八校の法科大学院が認可され、その一学年の総定員が六〇〇〇人近くにも上ることから、平成二二年ころには新司法試験の合格者数を三〇〇〇人程度とするにしても、三回受験可能なので単年度の全国平均合格率は二〇%程度にしかならないという推定値が非公式に世に出された。このような事態はある程度予測されたものとはいえ、法科大学院をして受験競争教育に走らせ、内々に予備校と組んだりして教育の内容を変質させるおそれもないではない。しかし、中大法科大学院としては、新司法試験の合格者数・合格率を高い水準に保持しながらも、実務基礎科目や展開先端科目などの教育も充実させなければならない。困難な課題であるが、これを両立させることが一流の証明になると私は考えている。

【四】新たな伝統の確立への挑戦

かつて、私は本誌上で次のように書かせていただいた。「法科の中央と『もう一度』呼ばれるためには、教師陣、教育内容、施設設備、授業料その他あらゆる面で魅力的な法科大学院を作り、優秀な学生を広く集め、その資質をさらに伸ばすための方策を探求し、実践しなければならない。これは、言うは易いが、生半可なことではない。」（中大法曹第二〇号）。

開始後わずか九ヵ月を経過した時点で判断するのは早計であるが、先に述べたような教職員の結束と優秀な学生の存在は、中大ロースクール丸の前途に洋々たる明るい未来が待ち受けていることを予感させてくれる。しかし、大海原では板子一枚下には暗黒の世界が広がっていることも事実である。現に、大小さまざまな問題が次々に立ち現れて来て、尽きることがない。なかには処理を間違えば我がロースクールにとって大きな痛手となるであろう問題もある。いかにしてそれらを克服して順風を捉え、目的の港に迅速的確に到達するかが勝負である。

我々の課題の困難さに変わりはない。これを乗り越え、中大法科大学院による法曹養成の新たな伝統が形成されて初めて、「法科の中央と『もう一度』呼ばれる」時代が来るのである。新たな伝統の中では、法曹の数ばかりではなく、その資質や多様性も同時に問われるであろう。

新しい制度であるから道なき道を切り開いて進んでゆくしかないのであるが、中大の人間にとって、その道のそもそもの起点はやはり一八八五年（明治一八年）にある。英吉利法律学校創立の精神を二一世紀にふさわしい姿で復興させ、世界で存在感のあるロースクールをめざしたい。中央大学法科大学院が優れた法曹を世界に向けてどんどん生み出していくことが、人権擁護と社会の発展につながるはずである。このような確信とともに、新たな伝統の確立に向かって挑戦を続けてゆこう。

法科大学院の教育課程・教員組織・施設等

法科大学院教授・FD委員長

福原紀彦

一　はじめに

中央大学は、法曹養成と法学教育研究の伝統と実績を基礎に、新しい時代・社会のニーズに対応して数々の特色を備え、入学定員三〇〇名を擁する日本最大級の法科大学院として創設されました。二〇〇四年四月に都心の市ヶ谷キャンパスにおいて開学された中央大学法科大学院では、「高い倫理観を備え、社会のニーズの多様化に対応して、高度な専門能力を有し、多彩な分野で活躍するタフなリーガル・スペシャリストたる法曹」を養成するのに相応しい教育課程・学修指導体制・教員組織・施設等を有しています。以下、それらの特色を紹介します。

二　教育課程・教員組織

法科大学院の教育課程は、設置基準により、①基本法律科目群（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野）、②法律実務基礎教育科目群（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野）、③基礎法学・隣接科目群、④展開・先端科目群から成るものとされており、本学法科大学院では、設置基準を踏まえて、さらに重厚で多彩かつ柔軟なカリキュラムを用意し、充実した教授陣によってこれを遂行しています。具体的には、次のような特色ある高度な法学教育を行っています。

①基本法律科目群は、事例中心の専門教育を徹底した少人数教育・双方向対面授業と厳格できめ細かな学修指導のもとに実施しています。②実務基礎科目群では、本学の伝統を活かした高度な実務的能力の養成を行っています。例えば、市ヶ谷キャンパスに設置の模擬法廷を活用した「模擬裁判」授業の実施、本学出身の弁護士が経営・所属する全国三〇〇以上の法律事務所における「エクスターンシップ」の実施、駿河台記念館に開設されている「弁護士法人白門法律事務所」と連携した多様な「リーガル・クリニック」の実施などです。③基礎法・外国法科目群では、高度な国際的実務能力を備えた法曹を養成すべく、「日本比較法研究所」の伝統・実績を活用した比較法文化や外国法授業科目の実施、外国人教員による外国法セミナー等が実施されています。④展開・先端科目群では、六つの法曹像（市民生活密着型のホーム・ローヤー、ビジネス・ローヤー、渉外・国際関係法ローヤー、先端科学技術ローヤー、

公共政策ローヤー、刑事法ローヤー）に即した履修プランを用意して、多彩な専門教育を展開しつつあります。

こうした特色ある教育課程を遂行するため、法科大学院設置基準（入学定員三〇〇人・収容定員九〇〇人の場合、専任教員六〇人）を上回る質的・量的に充実した教員の確保が図られ、厳しい資格審査を経て、六八名の専任教員が就任しています。そこでは、本学法学部教授からの移籍、移籍・併任はもとより、学界および各種審議会等で活躍する本学及び他大学教授、法曹界をはじめ各界で活躍する実務家教員、複数の外国人専任教員など、多様な顔ぶれが揃いました。派遣法にもとづき、裁判所、検察庁、財務省・文科省・公正取引委員会等から、現職の判事・検事・行政職公務員が、教員に加わっています。

三　学修指導体制・FD活動

中央大学法科大学院では、次のような特色ある学修指導体制が整備されています。すなわち、①厳格な授業運営・成績評価と前提履修条件設定等による体系的学修システムの構築、②法学未修者に対する法学初修教育の充実、③法律基本科目の教育におけるクラス・ルームの創設とクラスアドヴァイザーの設置等による少人数教育の徹底、④法律基本科目および実務基礎科目への実務講師（補助教員）制度の導入によるきめ細かな教育の展開、⑤実務講師によるフォローアップ演習や専任教員によるオフィスアワー等、学修カウンセリング機会の提供、⑥テーマ演習や研究特論による発展的教育研究機会の提供、⑦国際教育プログラムに展開と外国のロースクールとの提携による国際的教育の展開などです。

さらに、「法科大学院における教育のあり方」検討委員会により、新司法試験との連続性を図る授業の内容と方法を常に検討し、学生諸君との対話による授業の説明を行い、学修指導の実を上げつつあります。

いうまでもなく、法科大学院では法曹養成に特化した専門教育を行い、その課程を修了した者が新たな司法試験の受験資格を得ることになるので、その課程で展開される教育の内容や方法は、厳しい設置基準を満たすことが必要です。すなわち、単位制度の実質化をはかり、少人数で工夫を凝らした双方向・多方向で密度の濃い授業を展開することが求められます。そこで、単位制度を厳格に実施するためには、授業回数の確保と学生の授業参加は当然である上、シラバスにおいては授業内容とともに自修内容も具体的に示され、多くの予習課題や復習・自修課題が用意されます。知識伝達型の一方向の講義方式では、時間が足りないばかりか、学生の思考や表現の訓練が不足しますから、そうならないように、学生は予め課題をこなして授業に参加し、教員は各回の授業教材を用意した上で、授業進行の時間配分・手順や質疑応答のシナリオを描いて授業に臨むことになります。そうした授業の運営は、いつも学生からアンケートを通じて評価を受け、FD活動の一環として教員相互の参観の対象になります。さらに、継続的な自己点検評価に加え、適格認定のための第三者による認証評価を受けることも必要です。これまでの大学での授業運営や学修指導では必ずしも十分ではなかった実践が、法科大学院では、日々、行われています。

四　法科大学院の教育施設

中央大学市ヶ谷キャンパスは、平成一一年に、将来の専門大学院の設置を見据えて、文系大学院等の都心展開施設の確保・整備を目的に取得し、必要な改修工事が行なわれ、平成一四年の国際会計研究科の開設に備え、法科大学院の設置をも視野にいれた第二次改修工事が行なわれ、さらに、法科大学院創設に向けて、研究開発機構及び既存大学院各研究科の施設を新築の後楽園キャンパス施設に移転する措置を講じた上で、法科大学院の教育研究活動の十全な展開を図るため、三次改修工事が行われました。その結果、市ヶ谷キャンパスに法科大学院の専用教育研究施設が、一部の国際会計研究科との共用施設と併せて整備・確保されました。都心の交通至便なキャンパス立地に恵まれたことは、実務家教員の招聘や実務臨床教育の実施に好影響を与えたものと思われます。また、中央大学駿河台記念館にも、ローファームである白門法律事務所を拠点として実施されるエクスターン・シップやリーガル・クリニック等の実務教育の施設が用意されています。

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、法科大学院における高度な教育水準と環境を確保するために、独特の教室や演習室が設置されました。とくに、法律基本科目群の授業科目については、五〇人規模を収容する双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置することとし、ホワイトボードと両面にプラズマディスプレイを配し、全席に情報コンセントを用意した標準教室が設けられ、その他、各授業科目の教育内容に照らして、教室・演習室、情報処理対応教室、模擬法廷教室が設

置されています。もちろん、教育研究・運営に必要な教員の研究室や会議室、研究教育支援室が設けられています。また、法科大学院では、学生が授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うために、自習室と自習席が重要であると考えます。中央大学では従来から学生研究室や学生自習室の環境整備に努めており、そうした経験を踏まえつつ、市ヶ谷キャンパスには、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応するため、一人一席の自習席を備えた自習室と個人ロッカー、図書館内の閲覧席、多目的ホール内自習演習室等を整備しました。学研連棟や炎の棟の伝統が、法科大学院の学生自習室にも引き継がれています。今後は、教育研究の内容の充実と成果の蓄積が図られるなかで、新キャンパスの開発を視野に入れた施設・施設のいっそうの拡充が望まれます。

五　おわりに

本学法科大学院では、以上のような学修環境の活用にって、本学法科大学院出身者が新司法試験の合格を果たすことはもとより、その後の新司法修習を経て社会に求められるタフな法曹として活躍できるように、ポスト・ロースクールをしっかりと見据えた人材養成を行う予定です。

入学者選抜の実施状況と出願者・入学者の顔ぶれ

法科大学院教授・入試広報委員長
山田省三

一、入学者選抜のポリシー

中央大学法科大学院は、時代と社会の要請に応じる多彩な分野における高度な専門法曹を要請・輩出するため、入学を希望する多様な人材のなかから、法曹候補者としてふさわしい資質および能力を有する者を選抜するため、入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性に配慮し、多面的かつ総合的な選抜方法を採用している。

二〇〇五年度の入学者選抜においては、①適性試験の成績（日弁連法務研究財団あるいは大学入試センターのいずれでも可）、②志願者調書（めざす法曹像、語学力や資格などの特記事項）③学部成績のほか、④中央大学法科大学院独自の筆記試験（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の七科目の短答式試験、および憲法・民法・商法・刑法の論述式試験）による第一次選抜が行われ、

その合格者に対し、上記の①〜③および口頭試問（面接）により最終合格者を判定する二段階選抜が実施された。

さらに、二〇〇五年度には、優秀な学部成績（最高評価が四分の三以上）を収めている、あるいは公認会計士試験や国家公務員I種試験に合格している三年生を対象とする早期卒業および「飛び級」（三年修了で未修者コースに入学）の入学者選抜をあらたに導入した。しかし、成績基準が厳しいこと、この制度に関するインフォメーションが必ずしも十分に伝わらなかったこともあり、二〇〇五年度の出願者は九名（合格者は八名）にとどまったが、二〇〇六年度以降は、いち早く法科大学院で学修したいと希望する優秀な学生の出願が増加することが予想される。

二、入学者選抜の概要

（一）出願者数

法科大学院の入学者選抜は二〇〇四年および二〇〇五年の二回実施されたが、中央大学法科大学院の人気は高く、両年とも全国一の出願者数となった。すなわち、二〇〇四年度の出願者が五四一三名（既修者二一三〇名、未修者三二八三名、第二位の早稲田大学法科大学院が四五五七名）、二〇〇五年度の出願者数が三三五九名（既修者一六〇九名、未修者一七四一名、特別選抜九名、第二位の明治大学法科大学院が二五八九名）となっている。多くの法科大学院が前年の半分以下に減少するなかで、中央大学法科大学院は、大学入試センターの適性試験受験者の減少率とほぼ同率の減

少にとどまった。
これは、中央大学法科大学院に対する内外の期待の大きさの証左であろう。

(二) 合格・入学者数

合格者数についてみると、二〇〇四年度では、既修者が三〇九名(六・八九倍)、未修者が一〇〇名(三二・八倍)、二〇〇五年度では、既修者が二四八名(六・四九倍)、未修者が一二〇名(一四・四倍)となった。次に、二〇〇五年度の合格者を出身校別にみると、①中央大学七五名(一〇八名)、②慶應義塾大学五七名(三三名)、早稲田大学各五七名(七三名)、④東京大学五二名(五〇名)、⑤一橋大学二九名(一五名)などとなっている(カッコ内は二〇〇四年度合格者)。二〇〇五年度の合格者の特徴としては、①合格者の平均年齢が二五・四歳と、前年度より二・七歳若返ったこと、②合格者に占める女性の比率が四〇%を超えており(二〇〇四年度は三割未満)、とりわけ未修者では五五%と女性のほうが多くなったこと、③法学部以外の出身者あるいは社会人の比率が四〇・二%と、昨年を大きく下回ったことをあげることができる。③については、多くの社会人が、すでに前年度に合格していることが原因と思われる。

参考までに、法科大学院第一期生(二〇〇四年度入学者)は三二七名(既修二六〇名、未修六七名)であった。これを出身校別にみると、①中央大学九九名、②早稲田大学六一名、③東京大学二九名、④慶應義塾大学二五名、⑤法政大学一四名、⑥一橋大学、上智大学各一一名の順となっているが、ボストン大学出身二名を含む外国の大学からの入学者もいる。入学者の顔ぶれをみても、民

間企業、公務員、マスコミからの出身者のほか、医師、公認会計士、税理士、米国州弁護士、主婦など多様な経歴の持主が多く、入学者選抜の多様性確保という点においても、一定の成果があったものと評価することができよう。

三、今後の課題

中央大学出身者の出願者数は、二〇〇四年度が一一九二名、二〇〇五年度が六二〇名と、全体に占める比率は約二割程度にとどまっている。これは、他大学出身者の中央大学法科大学院への期待の大きさの表れと理解することもできるが、他の有力大学に比しても、自校出身者の出願者数、とりわけ未修者の出願が少ないのが大きな問題である。それだけでなく、未修者への中央大学出身の出願者の大半が法学部出身者で占められており、法学部以外の出身者が多い他の有力大学とは異なっている。このため、理工学部を含む法学部以外の五学部からの中央大学からの出願者を開拓することが不可欠と考えられる。出身者の中央大学法科大学院の入学者は難しすぎるとして、受験を控える中大生が多いと聞くが、もっと積極的にチャレンジして欲しい。

法学未修者・法学既修者に対する法学教育の現状と課題

法科大学院教授・学修指導委員長
渡辺達徳

一　法科大学院において「法学未修者」と呼ばれるのは、その標準修業年限とされる三年コースの一年次生である（二年次になると、履修カリキュラム上は法学既修者と「合流」するので、これ以降は「法学未修者」という概念はなくなる）。一方、入学者選抜において、一年次配当科目に関する十分な知識と理解を備えていると判定された者は、「法学既修者」として一年次配当科目の履修を免除され、二年次に入学する。したがって、法科大学院開設の初年度である二〇〇四年度において、法科大学院には、一年次生（法学未修者）と二年次生（法学既修者）が在籍していることになる。

二(1)　中央大学法科大学院において、法学未修者（一年次生）は、憲法（四単位）、民法（一二単位）、刑法（三単位）、商法（四単位）、民事訴訟法（三単位）、刑事訴訟法（三単位）を履修する。これら「法律基本科目群」の二九単位は、必修である。そのほか、実務基礎科目群の必修科目として法

情報調査（一単位）があり、さらに選択必修である基礎法学・外国法科目群の英米法総論（二単位）を履修すると、時間割には選択の余地がほとんどなくなる。

(2)　一年次生の教育目標は、少なくとも短期的にみれば、二年次になった際、当初から法学既修者として入学してくる二年次生と同じ立場で、学修を積んでいくだけの法運用能力を養うことである。そして、右に記した各分野に与えられた単位数からも看取されるとおり、授業内容の密度は濃く、十分な予習・復習を伴わなければ教育目標への到達は困難である。

(3)　しばしば指摘されるとおり、法学未修者クラスの学生といっても、入学時点において彼らが持つ法律知識の程度は千差万別である。大学時代は、いわゆる教養科目としての「法学」を履修しただけという者から、法学未修者として法科大学院に入学しながら、今年度の司法試験を受けて合格してしまった者までが、一クラスの中にいるのである（その反面、多様な専門分野・社会経験を持つ者が入学してきているのであって、この事実を二一世紀における好ましい法曹像として結実させるべきことも、強調されてよい）。

(4)　こうしたクラスにおいて、授業はどのように行われるべきなのか。筆者が担当した「民法Ⅱ（契約法）」（四単位）においては、抽象的にいえば、基本的な知識の修得は、学生が指定の教科書を自修することに委ねた上で、授業においては、独習では理解が困難な部分を解説し、横断的な教科書の読み方を示唆し、一定の基本的知識がクラス内に共有されたことが確認された段階で、判例や事例を素材として意見交換や議論を試みるといった知的トレーニングが繰り返された。

三

(1) 一方、法学既修者として入学してきた二年次生が履修すべき科目のうち多くの単位数を占めるのは、法律基本科目群に置かれた、公法・民事法・刑事法の三つの系ごとの演習科目である。すなわち、公法総合Ⅰ～Ⅲ（各二単位）、民事法総合Ⅰ～Ⅲ（Ⅰは四単位、ⅡとⅢは各三単位）、刑事法総合ⅠⅡ（Ⅰは三単位、Ⅱは二単位）で、二年次の最高履修単位である三四単位のうち二一単位になる。

(2) これら演習科目に取り組むためにも、かなりハードな予習・復習が要求される。授業一回分の演習問題の予習資料として、判例、論文、判例評釈・解説等が事前配布され、学生は、これを読みこなして手許に予習ノートまたはメモを用意し、授業に臨まなければならない。しかし、この訓練を半期継続すれば、事案を読解・分析し、判例の論理構造を解き明かす能力は飛躍的に向上する。また、予習・復習を継続することに伴い、そのために必要な文献検索をする能力も大きく進歩することが分かった。

(3) これに加えて、二年次生は、実務基礎科目群に置かれた、民事訴訟実務の基礎（二単位）、刑事訴訟実務の基礎（二単位）、法曹倫理（二単位）、法文書作成（一単位）、ローヤリング（一単位）、模擬裁判（一単位）、エクスターンシップ（一単位）、リーガル・クリニック（一単位）などの履修に入る（前三者は必修、法文書作成以下は選択必修）。法学既修者として入学してきた二年次生は、一般に、相当程度の法運用能力を持ち、事例演習には高い適応力を示す。しかし、そうした彼らにとっても、実務基礎科目群におかれた各科目は、従来の法学教育の中で提供されることのなかった

ものであり、まさに実務法曹養成を目的とする法科大学院ならではの科目といえる。これら科目は、学生からも、新鮮で取り組み甲斐のある科目と受け止められている。

(4) さらに、二年次生は、基礎法学・外国法科目群から選択必修科目を履修する。こうして法律基本科目群の演習科目、実務基礎科目、基礎法・外国法科目を履修すると、二年次生においても時間割に選択の余地はあまりなくなる。展開・先端科目群から自己の興味・関心や進路を踏まえた多様な科目履修をすることが本格的に可能になるのは、三年次になってからである。すなわち、三年次になると、純然たる必修科目として残るのは、法律基本科目群に置かれた演習科目である、民事法総合Ⅳ（三単位）と刑事法総合Ⅲ（二単位）だけであり、学生は、その他の履修科目については、同年次の最高履修単位である四〇単位の範囲で、実務基礎科目群、基礎法学・外国法科目群及び展開・先端科目群から自由に選択することが可能となる。

四 以上、法学未修者・法学既修者に対する法学教育の現状を、筆者自身の教育経験をも交えつつ、あえて比較的平板に紹介した。その中に幾つもの課題が含まれていることは事実であり、それは、今年度の中央大学法科大学院において未修者・既修者いずれの教育現場にも身を置いている筆者も十分に自覚している。しかし、あえてこの場でそれに言及しなかったのは、法科大学院における教育は、すべて、二〇〇六年度に行われる第一回新司法試験の結果により、厳しい総括を受けなければならないためである。それまでの間、法科大学院においては、教員すべての全知全能を傾けての不断の努力が継続されることになる。

民事法教育の現状

法科大学院助教授
山田八千子

はじめに

司法改革の一環として、二〇〇四年四月から法科大学院制度が発足した。母校である中央大学法科大学院に奉職し、四月から教壇に立たせていただいている。二〇〇四年三月まで東洋大学法学部において大学教員として一定の経験は経てきているが、法曹というプロフェッショナルの育成を目的とした組織での教育は、当然のことながら初めてであり、この一年は試行錯誤の連続である。この度、「民事法教育の現状」という題名での寄稿依頼をいただいたものの、このような大きなテーマについては、より適任の諸先輩方が本学では多々いらっしゃるであろうし、若輩の私には、総括的な現状について語る能力は到底有してないと言わざるを得ない。そこで、主として私の専攻の一つである民法の領域に限定され、しかも私自身の個人的な私見であることを冒頭でお断りし、法科大学院での一年近くの経験に基づき、

民事法教育について若干雑感めいたことを述べさせていただきたい。

担当科目

現在、いわゆる既習者コースにおける民事法総合Ⅰという科目を担当している。「民事法総合」という科目は、受講者に一定の民事法関連の知識があることを前提にして、総合的問題を取り扱う科目である。各法科大学院に、名称は様々であれ、同趣旨の科目群が設けられている。中央大学では、民事法総合Ⅰ－民法領域、民事法総合Ⅱ－商法領域、民事法総合Ⅲ－民事訴訟法領域、民事法総合Ⅳ－民法、商法、民事訴訟法と四部構成をとっている。いずれも必修科目である。このうち全体の総まとめ科目の位置づけである民事法総合Ⅳが三年生に配当されているが、後は二年配当科目である。民事法総合Ⅰでは（Ⅱ、Ⅲも同様であるようだが）、判例（下級審の裁判例を含む意味での）全文を読ませ、問題を考えさせる方法を採用している。相当勉強している学生でも、今まで判例全文を読む機会は少なかったようである（自分の学部生や受験生時代を思い出しても、恥ずかしながら専門ゼミでしか読んだことはない）。最初は戸惑うようだが、私の担当しているクラスの学生は、直ぐに慣れてスピードも早くなって、この点は大きな支障がない印象である。

民法科目の扱う領域

さて、実務についた場合には、一般民事関係業務を中心に取り扱う場合でも、企業法務あるいは知的

財産権などの先端技術領域に特化した業務を中心に取り扱う場合でも、民法に関する知識と理解とが必要であり、この点は異論がないところであろう。民法は、いわゆる基幹科目と言われ、法学部でも中心的に勉強するし（法科大学院の未習者は一年次で民法全範囲を履修）、現行試験との関係では択一試験科目であるため、全体に渡る一定の知識は身につける科目である。しかし、条文数が多く、分量の点から、全体を把握するのは必ずしも容易ではないと考えられている。また、いわゆる論点と言われている問題群の結論と理由付けを単に暗記するだけに終わってしまう危険性が高いといえよう。暗記は必要であっても、それだけでは十分ではない。限られた経験であるが、法科大学院の学生に接していても、程度の差こそあれ、こうした危険性のリアリティを感じることも多い。なお、研修所でおこなう要件事実教育については、中央大学では民事訴訟実務の基礎を扱う実務科目で扱っている。要件事実論は、湯島の研修所での教育や地裁での実務修習で集中的に勉強し、特に実務修習で指導いただいた東京地裁の平手勇治裁判官が要件事実論をご専門にされていたので、当時は興味もあり一生懸命勉強したものの、その後すっかり遠ざかっていたが、勉強し直そうとは思っている。このため、現段階ではたいしたことはできないが、民事法総合Ⅰの中でも、実務科目のテキストに言及しつつ、基本的な要件事実、例えば物権的請求権の請求原因と抗弁などは、素材となる判例に関連して触れるようにしている。

法学教育と法学的思考

法学教育において必要な法的思考の実体が何かということは、実は極めて原理論的な問題で簡単には

扱えないが、少なくとも、上述したような暗記中心の勉強では法的思考の育成にとって十分ではないと言えよう。法曹にとって（裁判員制度を勘案すれば個人にとっても）、暗記していた知識を吐き出すだけでは解決できない問題にぶつかる（ないし気づく）ことは、人によって頻度が違うとはいえ、ありうるからである。また、例えば法律相談を受けたり、契約書を起案・検討したり、あるいは訴状や準備書面を作成したりという日々のルーティンワーク的な仕事を処理するにあたっても、暗記した知識だけではスムーズに処理できないことが多いというのは実務についての実感であろう。

私自身は、民事法総合Iを教えるにあたっては、論点の知識を伝達するだけではなく、論点の暗記だけでは法学的思考がなしえないことを体感してもらうことを一つの目的にしている。法科大学院の教育といえば、アメリカのロースクールでラングデル以来行われてきた、いわゆるソクラテッィク・メソッドが思い浮かぶ。日本でもソクラテッィク・メソッドが教育方法として導入されているが、二年次以降に行われる場合には一年次のものとは若干違ったものになるというのが印象である（一年次を担当していないので断定的には言えないが）。アメリカのロースクールにおける一年生に対するソクラテッィク・メソッドは、法学に全く初心者である一年次の学生（日本にあてはめれば法学部卒業生ではない一年生）に、契約法、不法行為法、憲法など共通科目を教える際に用いられる。これは、一定の結論（判例法理）が在り、その結論を目標に据えた上で到達するためのプロセスを学生に考えさせながら、既定の結論に導くという方法が典型的である。結論と理由をレクチャーするよりは知識伝達量の点では不効率だが、法学的思考を身につけることができると言われている。これは、カズイスティックな方法論をとる判例

法の国である英米法には適した方法である。他方、大陸法系の日本法においては、同じソクラティック・メソッドでも、その利用法も若干工夫が必要かもしれないと考えている。例えば、条文の中に基本的な知識が含まれていることが多いが、授業では必然的に判例などの事案を素材にして教育せざるをえない。しかも、二年次では、判例についてその結論と一応の理由を暗記している学生も多い。この点で、実務家にとって必要条件である知識の確認をしながら、思考パタンを暗記している場合には、暗記している知識を柔軟に再構築できるようなスキルを身につけることができるように、授業を構成することを意識している。このような形で、新司法試験に合格し実践知を備えたプロフェッショナルとしての法曹となる一助となる形での教育を目指している。

最後に

現在、担当している学生は、半数程度は中央大学出身であるが、その他出身大学は多様である。既習者であるため法学部出身者が殆どであるが、例えば関東と関西、出身大学の教員によって、民法のある問題に対する視座への違いが教育に反映されていることが示されているなど興味深い経験を享受している。総じて学生の質は高く、熱心な学生が殆どで、重い責任を感じながらも、講義についていえば教えていて楽しいというのが実感である。

刑事法教育の現状

法科大学院教授
斎藤信治

一　概観

先ず、わが法科大学院における刑事法科目を概観すると、以下のように、相当豊富である（カッコ内に順不同での担当者名等を記載）。

1　法律基本科目群に属する、

(1)　未収者に対する必修の、①刑法（堀内・斎藤）、②刑事訴訟法（中野目・小木曽）

(2)　既修者に対する必修の、③刑事法総合Ⅰ（刑法中心〔オムニバス方式※〕。堀内・宗像・奥村・松浦・只木・斎藤）、④刑事法総合Ⅱ（刑訴法中心。高木・渥美・椎橋・中野目・小木曽）、⑤刑事法総合Ⅲ（融合〔オムニバス方式を予定〕。松浦・高木・奥村・宗像・椎橋・斎藤）

2　実務基礎科目群に属する、

(3)　既修者に対する必修・準必修の、⑥刑事訴訟実務の基礎（松浦・奥村・横井）、⑦刑事模擬裁判（横井・奥村）、⑧刑事リーガルクリニック（伊達）

3　展開・先端科目群に属する、

(4)　既修者に対する選択必修科目で、

二・三年次の、⑨社会安全政策と法（渥美・四方・堤・小木曽・中野目）、⑩被害者と法（椎橋・小木曽）

三年次の、⑪国際刑事法（中野目・小木曽・北村）、⑫経済刑法（宗像・只木）、⑬組織・企業の不正活動と法（小木曽・森内・堤・中野目）、⑭矯正と法（鴨下）

4　テーマ演習として、

(5)　既修者に対する選択必修的な、⑮経済刑法実務の要点（宗像）、⑯医療と法（町野）、⑰刑事事件における事実認定、違法排除法則等（高木）、⑱比較日独刑事法（堀内）、⑲捜査における事実認定と捜査の展開（奥村）

※刑法の総論・各論をそれぞれ三分し、六人が各部分を全クラスで担当する方式を採用している（学者教員は総論部分、実務家教員は各論部分をそれぞれ分担）。オムニバス方式は、全クラス・全学生に同一授業を提供でき期末試験等の関係でも公平になること、教員が徹底的に準備して授業に臨めること、持ち味がそれぞれ異なる各（学者・実務家）教員の授業を学生が受けられ

ること等のメリットがあることから、概して（学生アンケートでも）好評で、他の一部科目でも採用の動きがある。

二　スタッフ点描

わが刑事法の教員陣容は、他のどの法科大学院と比較しても、良く整っていると思われる。古くから中大に奉職している学者教員は、既に皆様ご存知と思われるので、紙幅の制約もあり、実務家教員を中心に若干名のみを簡潔に紹介させて頂くことにしたい。

東京地検特捜部長・最高検刑事部長・名古屋高検検事長等の要職を歴任、ロッキード・リクルート・ゼネコンなどの歴史的な著名事件でも目覚しい活躍をされ、定年のずっと前に、更なる栄達も敢えて捨て、母校とわが国のため快く法科大学院教授に就任して下さった宗像紀夫先生については、改めて紹介するまでもないが、やはり最初に挙げておかなければならない（実際の着任まで、「果たして、本当に来てくれるのか」と強く疑問視する有力教員たちもいた）。検事としては、別に、法務省・東京高検から派遣された奥村丈二氏がいる。氏は、早大卒ではあるが、真法会で勉強され、その答練助手も勤められた方で、人格・能力ともベストとの評価を得ており、学生からも慕われている（なお、③⑥の授業内容等に関する奥村氏の論文「実務家教員（検事）の法科大学院での取組み」法律のひろば平成一六年一一月号一三頁以下も参照）。

しかし、刑事畑一筋に加え、高裁部総括判事・最高裁調査官の両方も歴任され、裁判官教員として正

に理想的で（準備室長をされていた小島武司先生の厳しい眼もフリーパス）、具体的な「人物」としても最高の、髙木俊夫（九大卒）・松浦繁（京大卒）の両氏が来て下さったのも、実に幸いしている。重鎮の髙木先生は、芯は強い一方、その東京高裁部総括判事までの華麗な経歴に似合わず、至って謙虚な方であられる。エリートの松浦先生の方は、定年まで裁判所にとどまれば高裁長官になられたと思われるが、収入激減も押して、やはり後輩法曹の養成に敢えて身を投じられ（拝み倒された面も）、上記⑤の準備でチーフとして手際よく統率される等、卓越した能力を示しておられる（全国のロースクールに先駆けて刊行された、わが法科大学院の機関誌『中央ロー・ジャーナル』の創刊号〔二〇〇四年秋〕七〇頁以下・八〇頁に掲載の刑事法代表パネリスト松浦先生の発言も参照）。

最後になったが、大多数の学生が最も魅力を感じ目指している弁護士の関係では、司法研修所の刑事弁護教官等も長く経験され、裁判実務に対する厳しい批判的精神もお持ちの横井弘明氏（労働法の横井芳弘名誉教授のご子息）、法職講座・学部司法演習でも久しく熱心に教えて来られた練達の伊達俊二氏が、共に弁護士会での要職歴任の実績も持ち、まことに得難い存在となっている。

このように、法曹三者の各分野から逸材ばかりを揃える事のできたロースクールは、他にほとんど例がないものと思われる。そのほか、⑨⑬や⑭で、優れた実務家をお願いできたことが特筆される。

学者では、指導的な司法試験考査委員でもある堀内捷三先生（法博〔東大〕）が法政大学から母校に戻って来て下さったのが、非常に大きい。医事法学の第一人者、上智大の町野朔先生が、客員として⑯を担当して下さるのも、大変有難く、誇らしい。他方、ご功績特大の渥美先生が二〇〇五年春で定年な

のは大損失で、各方面から惜しまれているが、その発破の掛け方の迫力・巧みさもあってか、既に門下の椎橋・中野目・堤・小木曽の各教授が、「渥美節」を一層分かりやすく翻案しつつ、内容的にも更に発展させつつあり、優に埋合せはつく見込みである。若手では、この小木曽教授（刑訴側幹事役）のほか、さしあたり学部との併任であるが、ソフトイメージの只木教授が刑法で活躍してくれており、学生にも人気がある。

三　メッセージ

わが法科大学院は、今のところ、未修・既修とも、概して意欲的で上質な学生に恵まれ、また、アンケートで学生たちから率直な評価・注文・批判ももらうなどして、きわめて良い形で能率的に授業を進めており（①などは、学部では八単位のところを、授業時間の二倍の予習をさせ、三単位で強行。その分、③に単位・時間を回している）、学生たちが刑事法の分野でも大きく躍進し、これからの司法を立派に担ってくれることを予想し、切望しているが、そのためにも、エクスターンシップその他で、諸先生のご支援・ご鞭撻を賜ることができれば、まことに幸いである。

外国法・基礎法教育の現状

法科大学院教授

長内　了

カリキュラム上の位置づけと現実のギャップ

「実務法曹の養成を目的とする法科大学院で、なぜ外国法や基礎法に時間を割かなければならないのか？」司法試験の準備に没頭する学生諸君からしばしば発せられるこの素朴な問いかけに対しては、幾つもの「模範解答」が用意されている。曰く、「法を根本原理に遡って考察する能力の涵養」、「歴史感覚と国際的視野を備えた法曹の養成」、「法的紛争の国際化への対応」等々等々。しかし、法科大学院における最高履修単位数や授業コマ数の制約という現実を考えると、こうした模範解答は、必ずしも十分な説得力を持つとは言い難い。実際、各法科大学院のカリキュラムを見ると、ごく少数の例外を別とすれば、基本六法科目と発展・応用・先端領域における実定法科目の充実ぶりは目立っても、比較法をはじめとする基礎法科目については、ほんの申し訳程度の取り扱いをしているものが少なくない。

中央大学の場合、外国法・基礎法科目群は「根幹形成」に関わる授業科目と位置づけられ（二〇〇五年度版ガイドブック九頁「カリキュラム概念図」参照）、現在七つの講義科目――法理学、比較法文化論、英米法総論、英米公法、ヨーロッパ法、アジア・ビジネス法（以上各二単位）、英米私法（三単位）――と、Foreign Law Seminar などの複数の演習科目（一～二単位）が開設されている。卒業要件を満たすためには、このうち六単位を修得すれば足りるが、展開・先端科目群の中で外国法を取り扱うものが相当数に上ることを考えれば、少なくとも外国法に関する限り、他大学に比してその比重はかなり高いと言えよう。そこに、異質の法伝統の存在を知り、そのエッセンスを学ぶことは、二一世紀に生きる法曹が――たとえ主たる活動拠点を国内に置く場合であっても――おしなべて身につけるべき必須の素養であるとする、本学法科大学院の強いメッセージを読み取ることができる。

しかしながら、国際的フィールドで活躍する法曹を目指し、より専門的に外国法を学ぼうとする人々にとって、現状は決して満足のいくものではない。こうした要請に応えて、より高度な授業を展開しようとすれば、それに堪えうる基礎体力（外国語能力を含む）を育てる教育プログラムが不可欠だが、残念ながら目下のところ法科大学院にはその余裕がない。さらに、新たな授業科目をカリキュラムに加えたとしても、時間割上その履修が保障されるかどうかは別な問題である。要するに、すでにして過密状態にある法科大学院のカリキュラムおよび授業時間割に、これ以上割り込む隙はないというのが、厳しい現実なのである。

ＧＰプロジェクトの活用

外国法・基礎法をめぐるこのような難条件を克服するためには、幾つかの方法が考えられる。その一つは、学部段階での基礎法教育の飛躍的充実を前提として、法科大学院ではこれらの分野の授業を展開・発展科目として提供していくという選択肢である。法学部と法科大学院の分業と協働を軸とするこのような考え方は、筆者が年来主張してきたところでもあるが、非法学系学部出身者が予想以上に多く入学してきた事実を前にして、大胆な再検討を迫られている。（拙稿「英米法教育の現状と課題」比較法研究五七号、「学部と法科大学院における比較法・外国法教育を架橋する―法科大学院問題を考える一つの視点」比較法研究六三号、「Teaching Comparative Law or Comparative Teaching of Law? ―法科大学院における比較法・外国法の教育と研究」比較法研究六五号参照）

第二の選択肢は、展開・発展型の授業を希望する学生に対して、正規の授業時間帯とは別枠で特別プログラムを提供するという方法である。具体的には、夏季・春季休暇を利用して実施する海外研修や、外国から研究者・実務家を招聘して国内で実施する短期集中型の授業が考えられる。

後者の可能性については、二〇〇六年度の実現を目途に、基礎的な研究を重ねてきたが、二〇〇四年七月になって、文部科学省が「法科大学院等専門職大学院形成支援プロジェクト」（通称ＧＰプロジェクト）と呼ばれる特別助成制度を発足させるという話が、降って沸いたように持ち上がった。これに対して、われわれは助成が始まる同年後期から実施可能な計画を精査し、これを「法曹養成のための国際

なった。われわれが文科省に提出した申請書の一節は、次のように述べている。

「本プロジェクトの目的は、『国際的視野を備えた法曹の養成』の課題に応えるべく本研究科に開設されている各種授業科目と連動しつつ、その教育目的をさらに高度に達成するために、国際社会の求める法的エキスパーティスを具体的体験を通じて認識させ、その後の自覚的・主体的研鑽を促す教育プログラムを展開することにある。そのため、わが国法曹の国際的進出が期待される五つの分野（国際ビジネス法・国際刑事法・知的財産法・途上国における金融市場の基盤整備・国際公務）について、平成一六年度から順次先行プログラムを立ち上げ、その経験をベースとして他分野への展開を図る。本プロジェクトは『法の理論と実践の融合』という課題を国際的フィールドにおいて実現する試みであると同時に、国内外の大学等との協力のもとに個別大学では実現の難しい教育プログラムを開発し、それを開放型プログラムとして提供することによって、わが国法曹全体の資質の向上に貢献することを目指すものである。」

こうした全体構想の下に、韓国法務部の検察官を招聘して行う国際刑事法ワークショップの他に、二〇〇四年一二月から二〇〇五年三月にかけて、三つの学生派遣プログラムを実施することとした。これらの海外研修プログラムに参加する学生数は、合計で在籍者総数の二〇％近くに上っている。十分な予知期間もなく、年度の途中から急遽実施することになったにも関わらず、われわれの予測を遥かに超える多数の学生が関心を示してくれたことは、彼らの旺盛なチャレンジング・スピリットの表れであり、

その期待に十分応えるためにも、来年度以降さらに充実した計画を提供しなければならないと、今更の如くその責任の重さを痛感している。

外国法・基礎法教育の現状

法科大学院特任教授
太　田　秀　夫

一　はじめに

法科大学院では、学生が卒業時において、司法研修所の前期修習レベルに到達するよう、様々な実務基礎科目が設置されています。私は、昨年前期（四月〜七月）において、この実務基礎科目の中核である「民事訴訟実務の基礎」の講義を担当しました。私が二クラス（一クラス五二名）をもち、川崎直人弁護士が一クラスをもちました。いずれのクラスも既習者の一年生（法科大学院では二年生としてみなされます）です。一クラスは一週間に五〇分二コマ（つまり合計一〇〇分）を一五回とされており、これを二クラス分の回数を行ったわけです。後期は、三角比呂裁判官が、別の二クラス（いずれも既習者）を担当しておられます。

学生は既習者ですので、大学の法学部において、すでに民法、商法、民事訴訟法は一通り勉強しております。さらに、現行司法試験の択一試験の受験経験者は、クラスの大半を占め、択一試験の合格経験がある者も何人もおりました。この状況は、私のクラスだけでなく川崎弁護士や三角裁判官のクラスも同様と思います。

二　私の実務理論講義の位置づけと授業

私は、昨年三月二〇日に開催された中央大学法科大学院開校シンポジウムにおいて、「民事訴訟実務の基礎――『理論的教育』と『実務教育』の架橋」というテーマで、私の担当する講義について次の目標を掲げました。

①学生が学部教育で学んだ基礎理論をもとに、あるいはこれを深化させ、実務法曹養成の視点で実務理論の基礎固めを行うこと、また、実務の根幹をなす法理論を新たに修得させること

②法科大学院の他の実務基礎科目（a法文書作成　b法曹倫理　cローヤリング　d模擬裁判など）への入門及びこのための基礎的法理論と生きた実務の基本知識を修得させること

③司法研修所の前期にかわる基礎的な民裁及び民弁の理論と実務を修得させること（研修所の教育が一年に短縮され、前期集合修習がなくなることに対処）

④所与の事実をもとに静態的かつ平面的な理論考察にとどまる学部教育から、浮動的かつ可変的な訴訟上の事実を扱うことにより問題発見能力、分析力、応用力、表現力といった実務法曹としての基

本的スキルを修得させ、これを向上させること。

⑤多様かつ生きた事実や実社会の新たなタイプの紛争に対し、実務法曹として求められる問題解決能力、創造的あるいは場合により批判的検討能力を修得させること。

これらの目標を念頭において、前期の制約された授業の時間内で、主として、要件事実と事実認定の理論と実務、訴訟運営の基礎を中心に扱いました。司法研修所における民事裁判及び民事弁護のごく導入部分などを、司法試験の未合格の学生を対象に授業を行ったわけです。

川崎弁護士及び三角裁判官とは、前期授業の開始前に授業内容の大枠について合意をし、川崎弁護士とは、前期のクラス間の不公平がないように進行状況や、クラスで取り上げる事例などについても情報交換をして授業を進めました。もちろん、前期期末試験は、川崎弁護士と相談のうえ、作成しました。かなり詳細な「当事者双方の言い分」を記述した聴取書と契約書や判例資料を読ませたうえ、いくつかの設問に回答させるという形式で、試験時間も四時間、回答用紙も枚数制限なしという方法を取り入れました（当然のことながら新司法試験を念頭においています）。

授業方針は、クラスの学生が、既習者ということもあって、民法、商法、民事訴訟法の知識については、その確認と、知識の定着ということは当然含めました。毎回の授業では、事例をもとに学生との質疑応答、討論そして学生間の意見交換などによって、双方向、多方向での授業を行うようにしました。

また、授業の進行具合に応じて、数回、課題を出し、学生から出された起案全部に個別にコメント等を書き入れて返却し、講義で起案の講評を行うという、いわば研修所スタイルをとりました。

三　学生の授業に対する取組み

民法、商法、民事訴訟法について大学法学部レベルの知識を学生は有していましたので、授業でその知識の上に実務の理論を積み上げて、実務への架橋をすることが私に与えられた役目でした。学生の多くは、大学学部（あるいは予備校）の授業スタイル（主として一方的講義形式）に慣れ親しんでいるせいか、授業の最初のうちは、多少戸惑いがあったかもしれません。しかし、学生はやがて私の授業スタイルにもついてゆくようになり、授業はおおむね私が当初目指していた方向に進んだと思います。学生のクラス座席はあらかじめ決められており、私は座席順に顔写真がついた学生名簿を持って授業をしておりました。授業において学生との討論形式をとるためにも一〇〇名近くの学生を早く覚えるようにと心がけました。

また、クラスの約半分の学生に、授業で発言する機会が設けられるよう、授業内容を準備工夫しました。いつあてられるか分かりませんので、学生は午後の眠くなるような時間帯にも、授業に集中せざるを得ません。私のクラスは、学生の出席率が大変よく、また学生同士の仲もよく、授業は和気あいあいのうちスムースに進んだと思います。学生のモチベーションも極めて高かったように思います。中央大学法学部卒業の学生はクラスの三分の一程度しかおりません。しかし、様々な特色を有する各大学の法

学部出身の学生が、授業の予習・復習を含めて授業を通して討論や意見の交換等を行うことは、学生にとって刺激があり大変有意義であると確信しました。

四　今後の問題

私が授業を開始した昨年春頃、「新時代の法曹養成教育」の期待と不安の中で、法科大学院がともかく出航したわけです。理想は高く掲げておりましたが、現実はどのようになるのか私も含め大学関係者の方々は正直なところ不安であったと思います。問題が出てくるとその場で考えるといういわば「対処療法」であったのではないでしょうか。まずもって、学生の教育レベルが不明、従って授業のレベルが設定できないなど基本的な見透しも不十分で「走り出してから（授業を進めてから）考える」というアプローチをとるしか方法がなかったと思います。

最近、法科大学院関係のシンポジウムがしばしば開催され、法律雑誌などにも法科大学院の授業を担当した先生方の経験談などが掲載され、他の法科大学院の学生、研究者そして実務家教員のかかえる問題などが明らかになり、さらに新司法試験のサンプル問題が公表されました。

私の担当する授業内容もこれらを参考にしながら、私の担当する「実務」の「理論」について、どこまで、そしてどのように授業で取扱うべきか、などを今一度考え、さらに改善をすべく、毎日その準備に追われております。

また本年から、未修者という大学法学部以外の卒業者も私の担当する講義を受けるので、この学生達に対する授業の進め方も考えなくてはなりません。

私の弁護士業務と法科大学院の実務家教員としての業務のうち、いずれが主たる請求（?）でいずれが予備的（?）であるか、私自身、分からなくなるときが時々ありますが、私の授業で学生が必死に勉強する姿を見ますと、その疑念も（釈明を受けずに）解消されるように思います。

実務臨床教育の現状について

法科大学院専任教授

木村美隆

一　法科大学院のカリキュラムには、実務基礎科目と呼ばれる一群の科目がある。このなかで、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理といった、実務理論科目を除いたそのほかの科目、具体的に言えば、法文書作成、ローヤリング、模擬裁判、リーガルクリニック、エクスターンシップの実習系の実務科目が、医学教育になぞらえて、臨床法学教育科目または実務臨床科目と言われる諸科目である。実務臨床科目は、実務科目の中核をなす要件事実や事実認定の基礎理論、あるいは倫理を内容とする実務理論科目に対し、その展開科目と位置づけることができよう。実務理論科目がいずれも必修二単位（五〇分授業三〇回）であるのに対し、これら実務臨床科目が選択必修で、一単位（五〇分授業一五回）というのも、この点に理由があるものと思われる。実務臨床科目のなかでも、具体的事例を前提に、内容証明郵便や契約書などの起案を中心とする法文書作成、法律相談や和解・

交渉のロールプレイを中心とするローヤリング、訴訟活動の模擬体験を中心とする模擬裁判といった科目は、シュミレーション型の科目と言うことができよう。これに対し、指導教員のもと白門法律事務所を舞台に、実際の事件処理に関わるリーガルクリニックや、各地のＯＢ法曹を中心とした法律事務所など派遣先での外部研修をするエクスターンシップは、実体験型の科目と言うことができるであろう。

二

中央大学法科大学院では、この実務臨床科目を、二年次と三年次の配当科目として、三単位の選択必修としている。法科大学院の教育は、少人数教育を徹底し、最大五〇人程度までのクラス編成となっているが、実習を伴う実務臨床科目の場合、教育効果を挙げる必要上、さらに少人数のクラス編成が必須の条件である。そこで上記のシュミレーション型の各科目でも二五人程度を上限とし、さらに実体験型のリーガルクリニックでは五人程度、エクスターンシップに至っては、基本的にマンツーマン指導ということになる。

今年度実習臨床科目を履修中の現二年次生は、全員法学既習者と呼ばれ、多くが現行司法試験の択一合格経験のキャリアを有している。そのような彼ら彼女らにとっても、実務臨床教育科目での経験は極めて新鮮なものであると聞く。これまで法律問題を考えるにあたっては、与えられた必要充分な情報をどのように整理し構成するかに主眼が置かれていたのに対し、多くの情報のなかから、必要なものとそうでないものを選別したり、さらに足りない情報をどのように調査するかなどに知恵を絞るといった発想の転換が必要で、この点はこれまでになかった経験だという学生の声を、われわれもよ

く耳にしている。

しかし学生は、このように一面ではとまどいながらも、確実に長足の進歩を遂げているような印象を受ける。もとよりベースとなる法的知識がある程度備わっている強みはあろうが、何よりも将来実務家となったときの自身の姿を強く意識していることが、ステップアップへの大きな原動力になっていることはまちがいなかろう。

三 中央大学法科大学院における実務臨床科目の特色を挙げれば、そのひとつは、実務講師と呼ばれる若手弁護士の活躍である。ローヤリングの法律相談者役や、模擬裁判の証人役などもつとめてもらっているほか、ときに教員と一緒になって、学生の実習の結果のコメントに加わる。学生により近い存在、いわば兄貴、姉貴分として、教育面での影響力は少なくないと思われる。

さらに今一つカリキュラム上の特色を挙げれば、多彩な科目が用意されているという点であろう。また各科目とも複数教員の担当を原則としているので、学生にとって選択の幅は広く、選択の要望に応えられないということはまず考えられない。他大学、ことに中小規模の法科大学院では、これらの科目を一元化し、ローヤリング、リーガルクリニックなどの名のもとに、多くの内容を盛り込んで開講しているところも少なくないことに比べれば、手前味噌かもしれないが、かなりぜいたくなカリキュラムと言えると思う。

四 もっとも、科目が細分化され、多くの教員が関わっているということは、ともすれば全体としてのカリキュラムの一体性を欠く危うさを秘めていることも確かである。

また、実務理論科目、さらには他の教育科目群、ことに公法、民事法、刑事法といった法律基本科目群との関係も充分意識する必要があるように思われる。法科大学院は、開学までの準備があまりにもあわただしかったこともあって、中央大学法科大学院でもこれまでこのような視点での検討が必ずしも充分であったとは言い難い。法科大学院二年目にかけての新たな課題であろう。

先端展開科目教育の現状

――世界に冠たるロー・スクールを目指して

法科大学院教授・財務相派遣

藤　本　哲　也

一　基本姿勢

実務家教員の一人として法科大学院開校時からお手伝いさせていただくこととなったが、私自身は、中央大学ロー・スクールにおける教育を、将来の日本あるいは世界を支えていく有為な人材の育成であると位置づけている。こうした観点からは、科目に関する知識や技能だけではなく、論理的な思考力、人との接し方、仕事を進める段取りの立て方など、国家公務員としての実務経験に基づいて自分なりに学んできたことも学生諸君に伝えていきたいと考えている。司法制度改革審議会の意見書（「二十一世紀の日本を支える司法制度」）で言及されている「専門的資質・能力の習得」と「豊かな人間性の涵養」の双方についてバランスよく成果が出るような教育活動を目指し、全力投球することを自らの基本方針としている。そして、学生諸君には、高い志を持って日々の研鑽を積み重ねてもらいたいと期待してい

る。

二　担当科目における教育の概要

中央大学ロー・スクールには、先端展開科目の租税関連科目として、「租税法」、「国際租税法」、「租税政策論」、テーマ演習Ⅱが設置されている。このうち、私は、「租税法」を除く三つの科目を担当している。

(1)　租税政策論

本講義は、租税論や課税原則など租税政策に関する基本的な考え方、わが国の税制が抱える課題や今後のあり方を講ずるものである。

基礎知識は予習で習得してもらった上で、授業ではその確認、定着を図るとともに、それを活用して制度のあり方を考えてもらうことにしている。パワーポイントによるプレゼンテーションを採り入れた講義方式を中心とするが、受講生との対話と議論を重視している。

この科目は、法律論のみではなく、経済理論、政治過程論、税務行政、一般常識など多面的な知識を学んで活用する必要があるため、ロー・スクールの中ではやや毛色の変わった科目であろう。その意味では、受講生にとって気楽で面白みのある科目だったのではないかと期待している。

(2)　国際租税法

各国の企業が国境を越えた事業展開を活発に行うにつれて重要性を増している国際課税の問題に対

処する能力を修得することを到達目標としている。

租税政策論と同じく基礎的な知識の習得は予習に委ね、授業ではパワーポイントを活用したポイントの解説、学生との質疑応答や議論を通じて各事項についての理解の確認と知識の定着を図る方針で臨んでいる。

この分野は専門性が高く、租税関連科目を履修したことがない学生にとってはややきつい分野ではある。しかし、受講生は、「専門性の高さにこそ学ぶ価値がある」との考えで頑張っている。

(3) テーマ演習Ⅱ(「租税回避」)

本演習は、租税回避行為のさまざまな形態を取り上げ、その仕組み、法的論点、問題点等について検討するものである。受講生の報告を中心として個別事案の検討を行うが、報告者のほかに、タックスプランニングを行う納税者の立場に立つ者、適正・公平な課税の確保を目指す課税当局の立場に立つ者という役割を決めて討論するディベート方式を採用している。

判例の内容は専門的で複雑な内容のものも多く、受講生は苦労しながら演習に参加しているようだが、毎週の「修練」を経て徐々に足腰が強くなってきている感じを受ける。

(4) その他

残念ながら、租税に関連する科目は、多くの学生にとって「複雑でとっつきにくい」と心理的なハードルが高い科目であり、多くの履修者がこぞって列をなすという状況にはない。ただ、実務で活躍されている多くの方から租税に関する知識の必要性を耳にすることは非常に多い。今後、経済

取引のニーズの多様化等を背景に、課税関係の分析は、技術的な「税務」だけの仕事ではなく、取引の法律構成における必要不可欠の作業として重要性を高めるであろう。したがって、租税関連の科目を学生のうちに修得することは有意義であることを、機会を捉えて学生諸君に伝えている。

こうした状況を踏まえて、学生諸君の心理的な壁を少しでも取り除くよう、夏休みには夏期特別講義「『日本の税制』入門」を実施した。自主的な勉強会の延長にある位置づけであり、単位が与えられるものではなかったにもかかわらず、法律既習者の約三分の一の学生が参加した。春休みには、同じく有志の学生のために、春期特別セミナーの開催を予定している。

三　新司法試験

総論的に言えば、新司法試験は、学生諸君にとっては眼前にあって直視せざるを得ない現実である。新試験の合格者数の素案に関する報道があって以来、学内にはやや殺伐とした雰囲気が流れた気がする。春の開校時に感じた熱気が随分冷めた感じがしたのは私だけではないと思う。

しかし、間違えてならないのは、ロー・スクールは新司法試験のためのものではなく、新司法試験がロー・スクールにおける教育を前提としたものであるということだ。その意味では、ロー・スクールが新司法試験に向けた「対策」に熱を上げるのは本末転倒である。むしろ、多くの関係者の方が指摘するとおり、新司法試験をロー・スクールの教育を踏まえた質の高いものにしていくことこそが本来のあるべき姿であると考えている。

新司法試験の中にも「租税法」が選択科目として入るようだが、いずれにせよ、学生諸君にはロー・スクールにおける日々の鍛錬が求められよう。

四　王道を行く

中央大学ロー・スクールは王道を行くべきである。長期的な視野で世界を見通すことができる人材を育てる器として大成すべきであると思う。そのためには、教員と学生がそれぞれに、あるいは相互に切磋琢磨することが肝要である。そして、大志を抱きつつ鍛えられた学生と優れた教育体制を育てていく必要がある。いずれ世界の法学生が「是非、ＣＬＳ（Chuo Law School）で学びたい」と憧れるようなロー・スクールとして成功することが本校の使命である。その意味で、私は、本校の目標は、「世界に冠たるロー・スクールになること」であると考えている。学生諸君の中にも、こうした考えに共感を得て志気を高めている者が出てきている。私自身は、与えられた条件の下で、この目標に向けて最大限の情熱を注ぎたいと思っている。先端展開科目について充実した布陣を持っているのは、中央大学ロー・スクールの一つの強みである。学生諸君が実務に携わるようになったときに、各方面から「さすがは中央大学ロー・スクール出身者だ。」と言っていただくよう、まさに最先端の理論と実務を踏まえて、教育の内容と方法を充実させていく必要があろう。

五　おわりに

法曹会の諸先輩におかれては、わがロー・スクールの学生と接する機会を得られた際には、自ら掲げる法曹としての理念を熱く語っていただき、目先のことに気を回しがちな学生諸君を叱咤激励していただくよう、伏してお願い申し上げる次第である。

法科大学院における学生生活

法科大学院教授
野澤紀雅

一　法科大学院での学修が所期の成果を挙げるかどうかは、各人の努力いかんにかかっているこというまでもないが、その努力を支える基礎的条件は経済的基盤と心身の健康である。本項では、本学における経済的支援及び個人的な学生相談の態勢について、その概略を述べておきたい。

二　法科大学院は、安価に設置・運営できる教育機関ではない。設置基準の要求する人的・物的諸条件を充足した上で、さらにそれ以上の学修環境を用意するためには、授業料等の学納金は一般の学部におけるそれよりは高い設定とならざるを得ない。これは、国公私立の別を問わず共通している。

他方、法科大学院の学生はすでに学部教育を終えており、生活費を含めた修学費用の負担を親に期待することが必ずしも容易でない年齢にある。さらに、これまでの職を辞して入学してくる社会人のなかには、すでに家庭を築いている者もいる。

法科大学院の学生が、自身の―場合によっては家族も含めて―生計を維持しつつ、相対的に高額の学費を負担し続けるのは決して容易なことではない。生活のために勉学の時間を削るとなれば、それこそ本末転倒ということになる。

大局的には、有為の人材が経済的理由から法科大学院進学を断念せざるを得ないようになれば、それは、今回の制度改革の理念である「開放性」「公平性」に矛盾し、法曹界全体にとっての損失でもある。

三

本学では、学生に対する経済的支援として二つの方策を用意している。一つは「中央大学法務研究科特別給付奨学金」であり、卒業後の返還の必要はない。これには根拠規定の条文に従い、「一号奨学生」から「三号奨学生」までの三種類のものがある。

一号奨学生は、入学試験で特に優秀な成績を修めた者から選抜され、授業料（一四〇万円）と施設設備費（三〇万円）に相当する金額を給付され（実際には納付義務と相殺）、基本的には入学金（三〇万円）のみの負担となる。二号奨学生は、入学試験で優秀な成績を修めた者から選抜され、一号奨学生の半額に相当する金額を給付される。三号奨学生は、二号と同様の給付基準であるが、入学後の成績によって選抜されることになっている。

平成一六年度の入学者三二七名中二〇五名がこの奨学生に採用されている。内訳は一号奨学生が二一名（うち中大出身者八名）、二号奨学生が、一八四名（同六二名）となっている（三号の実績はまだない）。

本学が用意しているいま一つの経済的支援策として、提携ローン（銀行二、信用組合一）がある。金利や返済条件等で、一般の融資よりは有利な内容となっている。初年度の契約者は十数名であり、利用がいささか低調のようではあるが、むしろ、特別給付が決定したことや、公的な奨学金が得られる見込みがあったことがその背景にあるといえよう。

公的な援助としては、「日本学生支援機構」（旧日本育英会）の貸与奨学金がある。

この奨学金には無利子の第一種奨学金（本年度は月額八万七千円）、と有利子の第二種奨学金（月額二〇万円を限度して選択）があり、双方の併用（最高月額二八万七千円）も可能である。

本年度の実績としては、第一種の単独利用五一名、第二種の単独利用が三七名、併用が三三名がとなっており、受給を希望した学生はもれなく奨学生に採用されている。

以上のような奨学制度により、修学の経済的条件は、万全とまではいえないものの、当初の予想よりは緩和されているように思われる。今後は、現在のものをより充実させると同時に、中大法曹のアイデンティティーをさらに高揚させるような法科大学院独自の基金の設立も検討されてしかるべきであろう。

四　学生個人の相談については、いくつかの方法によって対応している。まず、すべての専任教員は週二時間のオフィス・アワーを定め、履修学生からの個人的質問に応ずることとされている。

また、基幹科目の授業単位でもある各クラスには、二名（既修者クラス）ないし三名（未修者クラス）の専任教員をクラス・アドバイザー（担任）として配置し、就学全般に関わる学生の個別的な相

談に応じている。それとの関連で、主として未修者を対象とした、本学出身の若手弁護士による「フォローアップ演習」が実施されていることにも言及しておこう。

五

個別の科目担当者やクラス・アドバイザーによる相談とは別個のものとして、学生相談室の活動がある。法科大学院の開設を機に、「専門職大学院学生相談室」が市ヶ谷キャンパスに設置されている。

この相談室は、学生の生活や就学の全般に関わる個人的相談に応ずるものとされており、専任教員から選出された相談員と、嘱託のカウンセラー（臨床心理士）ならびに精神科医が対応している。相談事項は日常生活や学校生活での悩みごとから、精神衛生面までかなり広い。とりわけ法科大学院の学生には、卒業後に控える新司法試験からのストレスもある。漠然とした不安が恒常化すると、現時点での心身の健康に悪影響を及ぼしかねない。ごく初期の段階で専門家と接しておくことによって、そのような事態を予防することができる。

そもそも、法律家はストレスの多い職業であるから、この相談室の利用によって、ストレスとのつきあい方、ないしはストレス管理法を学ぶことも、将来にとって決して無駄なことではないであろう。

白門法律事務所の役割と現状

弁護士法人白門法律事務所所長

小名　弦

白門法律事務所の設立の経緯について、先ず簡単に触れてみたいと思います。既に学員時報に報告した内容と一部重なりますが、その点はお許し下さい。

弁護士法人白門法律事務所は、中央大学法科大学院の開校に歩調を合わせて昨年四月に開設された法律事務所です。事務所の所在場所は、神田駿河台の中央大学駿河台記念館二階にあります。事務所の設立目的は、大きく言えば二つあり、その一つは中央大学法科大学院におけるリーガル・クリニック、エクスターンシップなどの実習型実務基礎教育の運営を請け負い、学生の実務的実践能力の向上のために協力するという役割と、もう一つは、法人企業、中小個人業者、その他の市民に対する法的助言・協力を通じて、大学の使命である高いレベルの知の還元にも資することによってその社会的役割の一端を担う役割です。

現在の白門法律事務所の在籍の弁護士は、私と、法科大学院の教授として昨年四月に弁護士登録をした商法の福原紀彦先生、民法の渡辺達徳先生、民事訴訟法の大村雅彦先生の四人となります。私を除く各先生は、法学部教授（現在は法科大学院教授）としての経歴により弁護士会に弁護士として登録しました。

法科大学院のリーガル・クリニック、エクスターンシップなどの実習型実務基礎教育の運営への関与という点についてご説明します。先ず、リーガル・クリニックについてですが、私は、白門事務所内のリーガル・クリニックに関し、平成一六年の後期においては一クラス五名の学生を三クラス受け持ちました。一クラス当たりの授業時間数は、五〇分授業を一五時間ということになります。但し、五〇分授業をそのまま一五回に振り分けると授業効果が上がらないので、隔週毎の二時間という時間割で運営します。授業の開始時刻は学生が市ヶ谷から通ってくることから概ね午後六時半の開始となり、終了時刻は午後八時半あるいは午後九時を回ることもしばしばでした。最初の回に、ガイダンスとして、法律相談における弁護士の役割、その取組み方、注意すべき点、依頼者との信頼関係の保ち方等についての説明を行い、二回目と併せて、交通事故の物損事件を中心として、内容証明郵便の作成、訴状の起案等を行いました。三回目、四回目には、私が懇意にしている相談者からの事件につき、その相談者に授業時間に白門法律事務所に出向いてもらって、直接学生が相談者からの聞き取り、陳述書の作成、答弁書の作成、その他裁判所に提出する書面の作成等を行ってもらいました。当初の予定では三回目だけをそのような予定にするつもりでしたが、学生が一時間かけて聞き取りした結果では、逆に相談者の相談に答

えると言うよりはむしろ追求するような結果となったり、重要な事実について何ら聞き出すことができずに終わってしまう状態でした。そこで、四回目の授業にも再度相談者に出向いてもらい、学生たちにあらためて不十分な内容の聞き取りを行わせ、最終的に答弁書を起案してもらいました。なお、この相談者には、無理を言って、三クラスに顔を出してもらいました。五回目は、各自、白門法律事務所で土曜日の午前、午後に学員向けに無料で行っている法律相談に立ち会ってもらい、その報告書をまとめてもらいました。但し、これはあくまで学生として立ち会うだけであり、何らかの意見を述べることができないという制約がありました。六回目、七回目には、各自、立ち会った事件の報告を行い、その法的問題点、解決方法等を議論し、最終的に一つの事件について訴状を起案してもらいました。八回目はこれまでの授業を踏まえ、各自、今後の勉強への取組方法について話し会いました。学生の一人の意見として、「リーガルクリニックは終わってみれば一番私にとって楽しい授業でした。実際の緊張感というものがはじめはわかっていませんでしたが、法律相談等で訴えてくる人に会って、少しですが、感じるようになりました。」という意見がありました。次回以降もできれば直接相談者とやり取りをする機会を設けたいと思いますが、午後六時半から学生相手に実際に法律相談を行ってくれる相談者を見つけることは難しく、ましてや、受け持っている三クラスに毎回足を運んでくれる相談者が現れることは僥倖に近いと言わざるを得ないため、無料法律相談への立会を増やす等、次回以降の授業運営には工夫したいと考えています。

エクスターンシップに関しては、これから法曹会の先生方にお世話になるところですが、白門事務所

としては、エクスターンシップにご協力いただく先生方のリスト作成、あるいは、学生のエクスターンシップ申し込みの集計、先生方と学生のマッチングリストの作成等をを行ってきました。簡単にマッチングと書きましたが、実は、学生には第四希望まで聞いていたことから大量のデータ処理が必要となり、その途中での先生方からのキャンセルの連絡があったり、あるいは学生の希望を満たす先生が見つからないため、その依頼を木村先生に頼んだり、その時々で様々なことを解決しなければならず、全く初めてのことで戸惑うことも多く、その作業は困難を極めました。できるだけ学生の希望が叶えられるように、一つ一つのマッチングをチェックするだけでも大変な時間がかかりました。本来ならばデータ処理のプロが必要かもしれませんが、何とか手探りでリストを作り上げました。次回以降のエクスターンシップに関しては、今回の経験を生かし、もう少し、効率的な事務処理を計りたいと考えています。

「大学の知」と有機的に結びつくことにより、新たなリーガルサービスを中大の学員へ提供する役割について述べます。これについては、現状では、法科大学院における実務講師に席をおく若手弁護士の先生の協力の下に、交通事故、借地借家問題、相続問題、労働問題等の一般民事事件について、昨年の八月の後半から隔週の土曜日の午前、午後に無料法理相談を行っております。これまでの相談日数は十一日、相談に訪れた相談者は五十九人、相談担当に協力いただいた先生は延べ三十六人となっています。相談者の感想は概ね良好であり、前から大学にはもっと積極的にこういうサービスを提供してもらいたかった、中央大学の学風は学部の垣根を越えて横の連携での学問交流も含めて自由に学風の良い学校であり、大学としての中大学員全体への法的サービスとして歓迎する、あるいは無料法律相談をしてくれ

るということで五〇年ぶりに駿河台を訪ねることになった等の意見を受けており、学員の皆さんの白門事務所への期待は非常に大きいものと思っております。なお、無料法律相談から実際の受任事件の件数は十件でしたが、受任は実際の法律相談をした先生と白門法律事務所において共同で受任して事件処理を行っています。また、「大学の知」の提供として期待されているものは、弁護士として登録した教授の先生方の鑑定意見書、法的意見書の作成業務ということになりますが、現時点では一件のみの受任にとどまり、今後の業務拡大に期待したいところです。

以上、白門法律事務所の現状と役割について簡単にご説明をいたしましたが、無料法律相談を含めた相談業務、受任業務への実務講師の先生方のご協力が益々必要になるとともに、弁護士として登録した教授の先生方の活躍が期待されるところです。

中央大学法科大学院に在学して

法科大学院未修者コース一年生（中央大学出身）
高橋　久美子

二〇〇四年四月の本学法務研究科（法科大学院）未修者コースへの入学から早くも一年が過ぎようとしている。この一年は、自分の最も望んでいた環境に身をおくことができ、充実した日々を過ごせたと実感している。私は、本学商学部卒業後、中央青山監査法人に就職し三年間会計士として実務に就いていた。法科大学院設立が確実となった二〇〇一年当初から、法律の身近さを学校教育や社会学習を通じて多くの人と共有したいと考え、法曹を目指すことを決意していた私にとって、会計士としての経験はとても貴重なものであった。営利、非営利を問わず多種多様な企業と深く接し、社会の流れに対して鋭敏な対応が求められる仕事のなかで、企業とそこで働く人達の法律に対する需要と関心の高さを痛切に感じていた。確かに会計士としては未熟ではあるが、これまでの経験を生かし、自らの法曹像を実践していくために、母校である中央大学法科大学院への進学を決意したのである。

大学院での生活は、想像していた以上に時間に追われる日々であった。授業には予習復習が欠かせないことから、生徒には一人一席自習席が提供され、授業以外の時間はここで自習している学生が多く、私も朝から晩まで一日の半分以上を学校で過ごしている。

法律漬けの毎日は、私にとっては法律を学ぶ環境に身をおける喜びではあるが、その学修量の多さと授業の進行の速さはやはり想像を超えるものであった。未修者コースでは、憲法・刑法・民法（物権、債権）を前期に、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・民法（不法行為法、親族法）を後期にと、法律基礎科目およびその他必修選択科目を一年間で学修する。未修者は二クラスに分かれ、授業は一クラス三四名と小規模なクラス毎に講義形式および対話形式で行われる。授業内容は、予習を前提とした重要な制度の説明や、実際の裁判例を題材にした実践的な法律解釈の学習等を中心とした質の高いものである。

また、未修者は法科大学院構想の理念と合致する多様なバックグラウンドをもった人達が集まっているため、授業は単なる法律知識を享受する場ではなく、多面的で専門的な意見が多く交わされる。例えば、不法行為法の授業では医療事故の裁判例について、医師の経験をもつ学生による実体験に基づく専門的な分析が行われたり、商法の授業では各々の社会経験から多面的な意見が発言されたりする。また、留学・海外居住経験者も多く、国際的な視点に立った考え方など、多彩な視野と分野を持つ学生の中にあって、新たな発見に巡り合う機会が多い。自分自身も本格的に法律を学ぶに至って、会計士になる以前よりも実務とリンクした観点で問題を捉えられるようになり、改めて法律と実社会との密接さを実感している。

入学当初の数ヶ月は、学修量の多さ、授業の進行の速さに圧倒され消化不良状態で法科大学院のカリキュラムを全うできるのか不安が絶えなかった。一年経ってみて不安が消えたわけではないが、法律家としての基本的な思考方法や姿勢は不十分ながらも習得できつつあるのではないかと思っている。

私は常々、裁判員制度の導入が現実のものとして目前に迫っているにもかかわらず、一般市民が仕事や私生活の場面で法律を必要とするときに、気軽に学修できる機会が依然として少なく、法の共有化において日本は後進国なのではないかと感じている。法曹を目指すきっかけも、大学に入って初めて法律を学んだ際に、日常生活の法の不可欠性と一般市民の法の共有化との乖離に驚きを覚えたからである。そこにおいて、法科大学院で私自身が今現実的に取り組むべき課題は、実社会において自らの経験から会計と法律を融合的に生かすことのできる法曹の担い手となるため、関連分野の学修に努めることであると思う。そして、来年度からの展開・先端科目の履修を通じて、より実践的な観点で自ら考え解決する思考を持たなくてはならないと実感している。

法制度の狙いを自ら思考できる能力の習得、専門的な分野と広い価値観を学ぶ場としての法科大学院構想が成功するためには、法曹に携わり、携わろうとする人間が情熱を持って活動することが必要であろう。そこにおいて、中央大学法科大学院の特色は、多彩な人材が数多く集うという大規模な学校ならではの特色もさることながら、英吉利法律学校以来の伝統と経験豊かな教員、その他多数の関係者のバックアップによる法曹育成の実績と熱意にあると感じる。情報機器等の設備の充実や、教員によるオフィスアワー、若手弁護士によるフォローアップが連日実施されている。さらに、定期的な授業アンケート

の実施、教員と学生が様々な問題に対して意見を取り交わす機会が設けられており、法科大学院に関係する人々の意思により学生が充実した環境で学修できる体制ができているのだと思う。

私が、当初抱いていた期待は、同じ法曹というみちを熱意ある人達と共に学習し、法律を深く学びその楽しさを追求すること、互いを高め合える関係を構築することであった。本学では、教員と生徒その他関係者の各々の思いが、法科大学院という場を盛り上げ、一丸となって新しい法曹養成という目標に向かっていることを実感できる。その中において、全ての人と直接交流できるわけではないが、中央大学法科大学院という場で多くの人達と知り合い刺激を受けて過ごす三年間は、その期待が現実になることを確信でき、将来に向けての貴重な時間になると思う。

ソクラテス・メソッド

中央大学大学院既修者コース二年生（東京大学出身）
今野雅司

法科大学院設立の際、現行司法試験における暗記中心の学習方法が批判され、それに代わるものとして双方向授業、いわゆるソクラテス・メソッドが積極的に導入されることとなった。実際に、法科大学院においてソクラテス・メソッドはどのように活用され、また活用されるべきであるのか、実際の経験をもとに考察してみたい。

広辞苑（第五版）によれば、ソクラテスは「反駁的対話（エレンコス）を通じて相手の保持する臆見（ドクサ）を破壊し、相携えて真の知恵に到達しようと努めた」のだそうである。ここでいう「反駁的対話」というのがソクラテス・メソッドの核となるものであろうが、授業によってはきわめて有効にこの対話がなされているものもある。反駁の程度によって、生徒たちは時に動揺し、狼狽することもあるが、そこで何らかの解答を自分なりに導き出そうと努めることによって、法律家に必要な事案解決能力

を日々鍛錬している。新司法試験では口述試験が廃止され、司法試験に合格するまでに口頭で法的議論をする能力が試されるのは事実上法科大学院の授業での質疑応答のみとなるから、法律家の卵としては多少の反駁にも耐え抜いていかなければならない。他方で、「反駁的対話」にふさわしくない授業もある。例えば、既習者コースの生徒であってもほとんどが初学者であるような知的財産法・労働法等の展開・先端科目においては、基本的に授業は講義形式で行われ、生徒に発言を求めることはあまり行われていない。これに関しては異論もあろうが、最低限の知識がなければ質疑は成立しえないのであり、時間的制約もあることから講義形式となるのもやむをえないと考えている。その代わり、これらの科目については時間の許す限り自習して補充しておくことが必要であろう。

「反駁的対話」を成立させるには、生徒自身が十分な予習により相応の「臆見（ドクサ）」を携えて授業に臨む必要がある。この点に関しては、少なくとも私が所属するクラスでは皆かなりの準備をして臨んでいたように思う。個人で勉強して独自の意見を述べる者もいれば、グループで勉強してまとまった素晴らしい意見を提案する者もいて、非常に活発であった。クラスの人数が五〇人と多く、必ずしも毎回発言の機会が与えられるわけではないが、他の生徒が質疑を行っている際にも、「自分ならこう答える」と自分なりの解答を用意することによって、授業時間を有効に活用することができた。先生の意見に納得できないときは、授業終了後やオフィス・アワーを利用して積極的に意見を戦わせる者もおり、時として下克上を成し遂げる勇敢な生徒もあった。

ソクラテス・メソッドの終局的目標とは、「真の知恵に到達」することである。ソクラテスによれば、

ここでいう「真の知恵」とは「無知の自覚」のことを指すのだそうである（前掲広辞苑（第五版））。私自身、先生の質問にうまく答えられず無知を自覚することも多々あったし、他の生徒の発言を聴いて不勉強を反省する場面も多かった。のみならず、先生のほうも学部を教えていた時には味わえなかった緊張感を感じているようであり、勉強が足りなかったと自戒しておられるとの発言を複数の先生からうかがった。その意味で、本学で行われているソクラテス・メソッドは、本来の目標を一定程度達成しているものと評価できる。

このように書くと、ソクラテス・メソッドはいいこと尽くめのように思えるが、問題点があることも否定できない。

第一に、本学の授業は一コマ五〇分であるのに対し、一クラスの生徒は五〇人強いる。先生が講義される時間を考慮すれば、すべての生徒が毎回発言することはとうてい不可能である。なかには先生の巧妙な誘導により多くの生徒に発言の機会が与えられる授業もあるが、このような授業に対しては逆に先生から教えられることが少ないとして不満を覚える生徒もいるようである。

第二に、ソクラテス・メソッドによる反駁的質問に、生徒が耐え切れない場面がある。生徒の不勉強の場合にはしかたがないが、生徒の大半がいまだ勉強していない科目・分野について理想的な解答が得られるまで質問を続けることは、時として時間の浪費に思えることもある。

第三に、時間的制約および人数的制約があるため、発言する者が特定の者に限られる事態が生じることがある。すすんで発言して積極的に授業に参加していくことは、議論にさまざまな観点から検討を加

えることができるという意味でも望ましいことであるが、これにより他の生徒の質疑の機会を奪うようなことがあってはならない。ソクラテスとプラトンの関係と決定的に異なるのは、教師たるソクラテスがいちどに多数のプラトン（生徒）を育てなければならない点である。生徒の意見に対しすべて丁寧に検討していくことはとうてい不可能であるから、授業時間内で検討するに値する意見、次回までに検討させておくべき意見、授業終了後に個別に解答すれば足りる意見、などのように選別し、意見に応じた対応をしていくことが求められるのではないか。

以上のように、本学で実践されているソクラテス・メソッドは一定程度評価できると同時に、改善すべき点も多々ある。「うちの学校にはソクラテスのような優れた教師もいなければ、プラトンのような優れた生徒もいない」とおっしゃった先生がいたが、このような謙虚な気持ちにたどり着くことがまさに「無知の自覚」なのかもしれない。型にはまったソクラテス・メソッドを忠実に実行していくのではなく、さまざまな問題点や制約を意識しつつ、本学独自の法曹養成方法を教師・生徒が一体となって築き上げていくことが、二年目以降の課題である。

中央大学法科大学院既修者コースに在学して

中央大学大学院既修者コース二年生（中央大学出身）

黒川裕希

私は、昨年三月に中央大学法学部を卒業し、四月より同学法科大学院の既修者コースに進学した者です。

以下、私の中大ロースクールに在学しての感想等について述べさせていただきます。

日々の授業について

学部時代の授業は教員からの一方向の授業であったのに対して、法科大学院では教員と学生の双方向、あるいは複数の学生間での多方向で行われる授業であるため、慣れるまでは緊張の連続であった。特に最初の一週間は、極度の緊張から今まで経験したことがないほど長く感じられた。しかし、現在ではそのような法科大学院の授業にもある程度なれることが出来た。それだけに、一週間が流れるのがとても

早く感じられ、日々授業に追われるだけで無為に刻が過ぎかねないので、目的意識を明確に持つよう努めている。

また、周囲に司法試験受験歴が長い方が多いこともあり、勉強が浅い私にとっては授業についていくことが非常に大変だった。しかし、大変ではあるが、学部時代の大教室授業に慣れていた私にとっては、法科大学院の授業は教員と学生との間が近く、とても新鮮であり、充実したものであった。

予習、復習について

入学前から覚悟はしていたことであるが、授業の予習には相当の時間がかかる。関係判例の判旨を読むことが中心となるが、場合によっては、調査官解説等を読むこともある。学部時代は判例百選でさえ長いと感じていたが、今では判例百選は非常にコンパクトであると感じられるようになった。

また、日々の授業で取り扱う設例は難しいものも少なくなく、このような設例の予習はクラスの仲間達と予習ゼミを組むなどして対応している。

復習は、予習に追われて十分に出来ていないというのが現状である。三年次は復習も十分出来るようにしたい。

授業内容について

科目については、二年次はほとんどがいわゆる基本科目を中心とした必修科目が多かった。しかし、

基本科目であっても、従来のように民法や商法、民事訴訟法などの枠組みではなく、民事法総合Ⅰ～Ⅲという枠組みであり、例えば民事法総合Ⅰは民法中心等従来の科目の枠組みは残っているものの、常に実体法と手続法の双方を視野に入れつつ考えなければならないため、今までとは違った視点でこれらの科目も勉強することが出来た。また、選択科目は単位の関係上あまり履修できなかったが、私は、先端科目として、租税法、テーマ演習Ⅱの租税回避、実務基本科目として刑事訴訟実務の基礎と民事訴訟実務の基礎、ローヤリング、エクスターンシップを履修した。その中でも、テーマ演習Ⅱの租税回避は実際に税務争訟となった事案を素材に現職の財務官僚の方の指導のもと、履修者が発表者、課税庁側、納税者側に別れてそれぞれの立場にしたがって議論していくものであり、とても実践的で勉強になった。さらに、エクスターンシップは全国各地の事務所で実施され、私は郷里の山口県にある末永法律事務所の末永汎本先生にお世話になった。私の出身は山口県であるが、大学が中央大学であり、学研連の中櫻会や学友会の星友会に在籍していた関係上、在京の法曹の先生のお話をお伺いする機会には従来から恵まれていたが、逆に郷里の先生にお話をお伺いする機会はほとんどなかった。そのような私にとって今回のエクスターンシップはとても有意義なものであった。地方でエクスターンシップの実習が出来る法科大学院は極めて少数であり、これは中央大学の大きな魅力の一つで、他の法科大学院に通う特に地方出身の友人からも、とても羨ましがられた。

三年次へ向けての抱負

昨年十一月に新司法試験のサンプル問題が公開されたこともあり新司法試験が近づいてきたという実感が湧いてきたので、法律基本科目や新司法試験の選択科目の授業を中心に試験を見据えた勉強に取り組んでいきたい。もっとも、私は現時点としては弁護士志望で、その中でも特に市民生活密着型ロイヤーを目指しているので、市民の幅広い法的ニーズに対応すべく破産法や民事再生法、家事法、労働法等の専門科目にも積極的に取り組みたいと思う。また、実務の第一線で活躍されている実務家教員の先生が多数おられるので、それらの先生方が開講されているゼミ等も積極的に履修して、先生方のもたれている専門的知識はもちろんとして、その背後にある行為美学的な部分も少しでも吸収し、今後の糧としていきたい。

そして、中央大学出身者の名に恥じない弁護士になるべく自己研鑽を重ねていく所存であります。

決意

中央大学大学院既修者コース二年生（北海道大学出身）
伊藤昌一

「なぜ今更、学生に戻らなければならないのか。」

中央大学法科大学院に合格し、それまで約五年間働いてきた北海道庁を退職すると両親に告げたとき、両親が最初に発した言葉である。

通学したのは、地元北海道の大学であったが、これといった目的も持たず、ただ漫然と学生生活を送っていた。そのような私が司法への道を意識するようになったのは、職に就きたいと考え、企業にコンタクトを取ったときだった。

私は、重度の身体障害を負っている。

同級生がみな企業への就職活動に奔走する中、私は、人事部に対して障害者であることを打ち明けるごとに、どの企業からも面接を拒絶され、入社試験の受験の機会すら与えられなかった。

公務員であれば雇用差別はないだろうと考えて、国家公務員の採用試験も受験したが、階段に手摺が設置されていないことだけを理由に、採用面接を断ってくる省庁もあった。

私企業であれば雇用の自由もあるため、このような事態が起こることを甘受しなければならない場合があることは認めざるを得ない。しかしながら、公平性や開放性が要請される公的機関においても障害者の雇用に閉鎖的であることには、正直、驚きと悲しみを感じざるを得なかった。

その後、運良く何とか北海道庁に入庁することができたが、公務員として働いている間も、このような経験をしたことがずっと心の隅で疼いていた。その疼きは、徐々に、いわゆる社会的弱者と見なされている人々が「泣き寝入り」することがないよう、法曹として正しいことを実践したいという強い願いに変わっていった。

そのような中で司法制度改革が行われ、法科大学院が設立されるに至った。私は、全国の数ある学校の中で、真っ先に中央大学法科大学院の受験を決意した。その理由は、百年以上の歴史を持ち、実学主義の伝統のもとで、机上における理論的思考力の養成のみならず、現場における応用力や判断力の養成にも重点が置かれた教育方針に強く魅了されたからである。

毎日の授業は、学生にとって真剣勝負そのものである。

教官には、当代屈指の高名な学者の先生もいらっしゃれば、社会を揺るがせた大事件を手がけた実務家の先生もいらっしゃる。そうした教官から学生に対して質問が次々と投げかけられる。学生が少しでも隙のあるような答えをしようものなら、間髪を入れず、回答の矛盾点や不十分な箇所が指摘される。

ごく基本的な質問に回答できない時には、稀に、罵倒にも似たような言葉を浴びせかけられることすらある。

したがって、学生は、授業の前には、一つの科目について数時間の予習を欠かすことができない。しかし、どれほど用意周到に準備をしたとしても、学生は回答に窮することがある。なぜなら、教官が「このケースではA事実が前提となっているが、B事実だとすれば如何なる結論が導かれるだろうか。」というように、授業の場で、事前に示した問題や判例の一部分を変えて質問されるからである。これに対して、学生は、その場その場で、知識や思考力を総動員しながら、妥当な結論を導かなければならない。

こうした授業を通じて応用力や判断力が鍛えられていくのであろうし、少なくとも、私はそのことを自分の肌でよく感じている。

両親が私の辞職に反対したのも理解することができるが、それを押し切ってまでも、今、中央大学法科大学院において法曹になるためのトレーニングを受けられることに、私は深い充実感を覚えている。あと一年数ヶ月後に待ち受ける新司法試験に備えて、今後も、着実に勉学に励みたいと思う。

そして、正しいと信ずることを実践できる法曹に必ずなる、と改めて決意している。

中央大学法科大学院第一期生として入学して

中央大学大学院既修者コース二年生（中央大学出身）
村田智子

私は、昨年の三月に中央大学法学部法律学科を卒業し、四月から中央大学法科大学院の既修者コースに通っています。学部での司法演習という科目や、所属していた研究室で法曹の先生方と出会い、人間味のある法曹の仕事に魅力を感じて法曹を目指すようになりました。中央大学法科大学院は、幅広い分野の科目が用意されていることから法曹を目指す上で自己の可能性を伸ばすことができると感じたこと、大学在学時から教授の先生方や実務家ＯＢの先生方から暖かい指導を受けてきたことから、ここで法曹に必要なことを学びたいと思い、志望しました。

私のクラスは五二名で年齢も出身学部も様々であり、また法科大学院入学までは学生、会社員、医師をされていた方と、多様性に満ちています。授業中に問題に関する所見を聞いていても、自分とは異なる物事の見方があることに多々気付かされます。学生のレベルはとても高く、双方向の講義を取り入れ

る中、教授からの質問に対して皆当てられると自身の考えを述べ、分からないという返答をする者はおりません。事前に配布されたレジュメの事案からは予測できないような発展した質問が出されることも多く、瞬時に反応できるよう緊張感を持続して講義に臨んでいます。日頃の予習・復習に加えて課題も頻繁に出され、二四時のキャンパス閉館時間ぎりぎりまで校内に残る者もあり、日々奮闘しています。毎日の勉強はとてもハードですが、私のクラスでは、集まってテニスやソフトボール、フットサルをするなど体を動かすことが好きな者も多く、勉強する時は必死に学び、時にはブレイクをとるというようにメリハリをつけて生活を送っています。和気あいあいとした雰囲気の中で、困った時に周りの友人に助けられる事も多くあります。

理論と実務の架橋というコンセプトの下、法科大学院は設立されましたが、毎日の講義を受けて理論と実務との関係を踏まえた授業が展開されていると感じています。

民事系の講義では、法律基本科目で各科目を理論的に学び、民事訴訟実務の基礎という実務基礎科目で要件事実や事実認定を学ぶのですが、相互にどのように関連するのかを踏まえて講義が行われています。

法律基本科目の民法の分野では、毎回授業で素材となった判例について、当該判例の背景事情まで遡って押さえたうえで、その論理構造を文言レベルで丁寧に分析し、関連問題を扱うことで理論の確認をします。その際には、最高裁判所調査官解説も教材として用いることもあります。素材となる判例には、先例的価値を持つ最高裁判所の判決に加えて、直近二、三年以内に出された最高裁判所の判決や、話題

性のある下級審判決も含まれています。それらの判例を素材とした融合問題が作られ、その判例の及ぶ射程範囲を考え、当事者の双方の視点に立って検討したり、教授が学生に適宜質問し皆で解析していきます。実務基礎科目では、今まで事例や訴訟記録を用いた主張整理、訴状の起案を行ったのですが、しっかりとした法理論を理解して初めて正確なものを組み立てることができると実感しました。両方の講義を受けることで、この問題点はこうしたところから生まれていたのだ、と今まで点と点だったところが線に繋がるように理解できることが多いです。

刑事系基本科目である刑法は、実務家の先生と研究者の先生によるオムニバス方式の授業なのですが、実務的な観点を学ぶことができると同時に、近時の学説間の対立も学ぶことができて問題を多角的に捉えることができます。ある判例につき、異なる問題点を検討するために総論・各論双方の講義で同じものを扱うことがあったのですが、実務家の先生による現場での事実認定の仕方を踏まえた意見も、学者の先生による綿密な理論的観点からの意見も伺うことができてとても興味深いものでした。この科目では授業一コマごとに多数の問題点が絡む一つの事例を扱い、様々な角度から検討していきます。一事例につき関連する判例がとても多く、近時の判例から大分昔の判例まで、と範囲はとても広いです。ご担当の六名の先生方全員から判例をまずは押さえるように、ということを言われました。判例の重要性を改めて実感します。各論の講義は、実務家の松浦先生、宗像先生、奥村先生と順に習ったのですが、それぞれの先生方の講義では、実務に即した話題も多く取り入れられ、事実認定の視点や証拠の観点から事案を見ることを教わることができました。

現在履修している基本科目を総合して見てみると、どの科目も考えさせるものばかりであり、双方向授業がふんだんに取り入れられています。判例の読み方や、事実認定の仕方を教わることで、民事系・刑事系・公法系それぞれ違いはあるけれども、その科目限りに役立つだけではなく、相互に応用できる視点が養われるようになっていると感じます。毎回の講義は刺激的で、一コマ終わるたびに得るものが多く、充実しています。教授の先生方もとても熱心で、オフィスアワーを設けられて質問に訪れることもでき、またCLSサービスという学内のコンピューターシステムを用いて適宜情報の提供や質問の返答をしていただいています。

学内では講演会や、講義の一環として学外のビジネス法務に携わる弁護士の先生にお話をして戴く授業があるのですが、その科目を履修していなくても聴講することができ、私も何度か参加して企業法務の世界に興味を抱くようになりました。自分が将来どのような法曹になりたいのかというモチベーションを高めることができ、これも様々な科目が用意されている中央大学法科大学院ならではの利点だと思います。一年次においては、基礎科目の比重が大きいことから先端科目の履修が数科目に限られていますが、今年基礎科目の土台を作った上で、来年色々選択したいと考えています。

二月からは三週間エクスターンシップに参加することになっています。学校を離れて実務の現場に飛びこみ、机の上の勉強では分からない多くのことを見聞し、法科大学院で一年学んだことがどのように活かせるのか、また基礎的な部分で足りない部分は何かを見つけて二年生を送る上での課題につなげたいと考えています。エクスターンシップでは、担当の先生をはじめ、多くの方と触れ合うことで、法曹

とは社会でどのような役割を果たすものなのかを改めて考えたい、と今から期待に胸を膨らませております。

現在、新司法試験に関する情報が入り乱れておりますが、それに惑わされることなく中央大学法科大学院の提供してくれるプログラムを積極的に活かし、諸先生方、事務の方々の暖かいサポートの下で自分が今何をすべきか見据えて今後も勉学に励みたいと考えています。

第二部　講　演

預金保険機構理事長を終えて

――その八年を振り返る

前預金保険機構理事長　弁護士
松田　昇

一、はじめに

ご紹介にあずかりました松田でございます。

このたびは、白門法曹界の集りでお話させていただくことになり、大変光栄に存じております。今幹事長からご紹介がございましたように、私は三十三年間検察官をいたしておりましたが、ちょうど八年前の平成八年に、突然政府から預金保険機構理事長になって欲しいという要請を受けました。全く未知の世界でありましたし、どうして法律家が、特に検察官がというためらいもございましたけれども、法律家の出番でもあるとの思い等もあって、「火中の栗を拾うことになるから」と心配してくださる方も多かったのですが、結局これも巡り合わせと思って引受けることにいたしました。

そして、その時から丁度四期（一期二年）の八年、業務の拡大、組織の拡充・整備等に明け暮れ、こ

た。

の種の政府系法人のトップとしては異例の長い期間をつとめ、任期満了により本年六月退任いたしまし

さて、この八年間をざっと振り返りますと、一言で言って私個人にとりましても、あるいは我国金融の歴史上から見ても、文字通り「激動の八年間」であったと言えると思います。現在日本経済は復調の兆しを見せていますが、そこに至るまでの、本当に激しい揺れのある時代でございました。理事長退任の記者会見で「いつも九回裏二アウトで打席に入る心情」と申したのも過言ではありませんでした。

またこの八年は、預金保険機構が、子会社のRCC（整理回収機構）とともに社会に認知され、その役割が少しずつ理解されてその適正な運用に大きな期待が寄せられるに至った歳月でもありました。その努力があって、今日、預金保険機構（略して「預保」）とRCCは、両者を抜きにしては金融の破綻処理等のスキームが成り立たないという社会的存在になったと思います。またその業務の遂行について、裁判官や検察官の出向者と三ケタの数字の弁護士さんがかかわっており、その事実は法曹にとっても新しい活動の場を切り開いた八年でもあったのではないでしょうか。

勿論多くの方々のご協力があってこそできた預保の運営でした。

その中で白門法曹の方々からも多大のご支援をいただきました。ごくごく身近な例だけを申し上げてみましても、まずは阿部中央大学理事長には預保の責任解明委員会の特別顧問をボランティアでお引受けいただきましたし、我国金融をめぐる不良債権処理、企業再生の分野では、預保の私のほか、預保の子会社で預保と両輪の関係になる整理回収機構の社長に奥野善彦さん、また同じく預保が株主の産業

再生機構の再生委員長に高木新二郎さんがそれぞれ就任されて、いわば白門トリオの組み合わせとなった時期もありました。

そのほか、金融庁では野村修也教授が活躍され、また預保とともに破綻銀行の経営、譲渡等にも当った金融整理管財人には松嶋英機、鈴木誠弁護士等が就任されて手腕を発揮されるなど、種々な局面でご指導・ご協力を得ており、改めて白門法曹の皆様のスキルの高さと社会全体からの信頼の厚さをしみじみと感じたところです。

二、預金保険制度と運用主体について

では始めに、預金保険機構の役割を考える前提となる「預金保険制度とは何か」からお話させていただきたいと思います。

預金保険機構は、その名のとおり我国預金保険制度を運用する主体として昭和四六年、一九七一年に創設されているからです。

金融機関は多数の預金者から預金という形で資金を集め、それを企業等に融資することによって、経済の「潤滑油」としての役割をはたしております。金融がきわめて重要な社会的インフラの一つであることは言うまでもありません。

しかし、銀行も株式会社等ですから経営如何によっては破綻(倒産)することが考えられます。そのとき、仮に預金保険制度がないと、当然預金(債権)も一般債権と同じくその銀行の痛み具合、例えば債務

超過等によって損失を受けることになります。

また一方で、預金者は、現在は「預金者の自己責任」ということで預金者自ら預金先の銀行等が健在なのかどうかを調査し銀行等を選んで預金するようにとお願いいたしておりますが、現実的にはなかなかそうもいかず、もともと銀行等に対する信用が高いとされていたこともあって、単に「家に近い」「名前が好き」等ということで預金先を選択していることが多いと思われます。

そうしますと、一つの銀行が破綻したあるいは破綻しそうだという噂が流れた場合、それを伝え聞いたその銀行の預金者が浮き足立って、とにかく自分の預金だけは出来るだけ早いうちに全額払い戻しを受けておこうとドッと銀行に押しかけ、いわゆる取り付け騒ぎが起こり勝ちです。問題はその取り付け騒ぎが、健全性に問題のない他の銀行の預金者にも伝わって動揺を与え、その預金者までが本能的というか預金者心理にかられて取り付けに走ることが多いことです。もともと銀行は通常用意している支払い資金はそう多くありませんから、次々と銀行の破綻が連鎖して起こる恐れがあります。システミックリスクとなるわけです。

これでは一つの銀行破綻が健全な銀行をもまきこみ連鎖的に破綻へ導く事態となり、預金者にとっても又金融システム全体としても由々しき事態となります。このような取り付け、連鎖破綻をくい止めるいい策はないかということで生まれたのが「預金保険制度」なのです。

つまり、基本的には、預金保険機構が預金者に対し預金の一定額まで、これが日本の場合だと一金融機関につき預金者一人当たり一〇〇〇万円迄の預金元本とその利息となっていますが、その預金を保護・

保証することを約束し、万一当該金融機関が破綻したとしても、その約束に従って保険金としてその預金相当額の支払い等を行って、預金を保護するというスキームです。預保としては、その支払い原資として、毎年預金額に応じた保険料を金融機関から納付してもらい、その支払いに備えるということになります。そして、その効果として金融機関が破綻しても預金は保護されているからということで、預金者の取り付け騒ぎを極力防止し、又それによって他の健全金融機関への伝播等をカットし、金融システムの安定を維持することを目指す制度です。その意味でシステミックリスクを回避するための銀行破綻のセーフティーネットとも呼ばれています。

ここで注意しなければならないことは、この預金の保護は一定額までを対象とすること、このことを一般に「ペイオフ」と呼んでいますが、それが本来の姿であるということです。それは金融機関や預金者のモラルハザードを防止するための歯止めが必要であるからです。また、支払額がむやみに増大するのを抑える意味もあります。

我国では、平成八年から同一四年三月末迄、国が時限的にまた例外的に預金を全額保護する政策をとってきました。これによって預金者等の動揺を抑え、金融システムの安定を図る緊急の必要があったからです。したがって、一四年四月以降は定期性預金は本来の定額保護にもどることとなり、これは一般に「ペイオフ一部解禁」と呼ばれていますが、来年四月以降は、現在全額保護が残っている普通預金等もすべて定額保護に戻ることが予定されております。「ペイオフ解禁拡大」といわれるものです。

ただ、例外的な制度的手当てとして、預保制度に決済機能の維持という目的が加わりましたので、

「決済用預金」は例外的に全額保護を続けることになっておりますし、他方で、国又は地方での金融のシステミックリスクを回避する必要がある場合、これも例外的措置として、預金者の全額保護等も内容とする金融危機対応の措置が法定されております。これで預金保護の平時、非常時の対応策が揃った事になります。

では、この預金保険制度はいつ生まれ、その運用主体はどうなっているのでしょうか。

その誕生は一九三〇年代当初のことで、米国で大規模な金融機関の倒産が相次ぎ、預金者も金融システムも甚大な損失を被ったことがあったため、それを防止・救済する策として、世界初の預金保険制度が設立されたのです。

そして、その制度運用の主体として設立されたのが、連邦預金保険公社（F・D・I・C）でした。以来、預金保険制度は徐々に世界に広がり、最近ではEUへの加入条件の一つにこの制度を保有していることが入ったとかでヨーロッパでも広がり、アジアでも日本のほか、フィリピン、台湾、韓国等がこの制度を持っています。現在約八〇カ国、いわゆる先進国の大半がこの制度を採用しております。

しかし、その制度の内容や運用主体の権限等は、各国それぞれの国情を反映したものとなっています。ざっと申し上げて、米国の預金保険公社が最も重装備で、最大の組織です。私も訪問していますが、全米に五千人を超える職員を配置しており、その役割は金融監督官庁と同様、金融機関の健全性検査や監督等をする権限をも持っております。

逆にもっとも軽装備なのはヨーロッパとりわけ英国等で、この制度の中核である破綻があれば保険金

を支払うことのみを行う仕組みとなっており、一般に「ペイボックス」型と呼ばれる運営をしております。我国の場合は、その中間、やや米国寄りのポジションで、後に申し上げる権限と責任を担っていることになります。

ただ、我国の預金保険機構がいわば劇的に変化したのは、私が理事長に就任した平成八年六月以降のことで、私共はその後の預保を「新生預金保険機構」又は、「新生預保」と呼んでおります。

預保が誕生したのが昭和四六年である事は先程申し上げましたが、政府、日銀、金融機関の三者の出資、（四億五千万円）による設立であり、理事長は日銀副総裁が兼務してきました。金融機関に対する各種の保護規制等や景気の持続等もあり、金融機関の破綻は預保制度発足以降は平成四年迄なく、一種の「銀行不倒神話」が受け入れやすい状況が続いておりました。預保自体にとっても平穏な状態が続いていたわけです。職員も出向者を含め約一五名という状況でした。

ところが、平成八年六月、住専国会での激しい審議の中で、預金の保護範囲が全額保護となって保険料も七倍となり、一方で旧住専債権や破綻信組の貸出債権等の回収を行う公的機関として預金保険機構が活用されることとなり、これまでとは全く異なる回収分野等に業務が拡大しました。出資も国が増資して持分の大半を占めるようになり、役職員も一挙に増員されました。しかも理事長は専任の理事長として法曹界から私が出向くという事になったのです。役職員も司法、多様な行政当局、日銀、金融機関など、各界、各層から集まりました。一挙に横断的な専門家集団の様相を深めたのです。そしてこれが「新生預保」の誕生であり出発でもあったのです。

三、八年間の特徴について

次に、新生預保の活動振り等について触れたいと思いますが、その前に、この八年間がどんな歳月であったか、二、三の特徴を述べてみたいと思います。

その特徴を示すものとして、まず金融機関の消長があります。

新生預保がスタートした当時の平成八年には、全国で金融機関は銀行、信用金庫、信用組合等全体で約一、〇〇〇強存在していたのですが、この八年間で約七〇〇となり、約三〇〇にのぼる金融機関が姿を消しております。この三〇〇の数字は破綻処理によるものと、自主的な合併等によるものとの合計ですが、まさに「銀行不倒神話」が音を立てて崩れた期間でもあったと言えるでしょう。

この金融再編の大きな流れは、現在安定期に入りつつあると言ってもよいかと思いますが、来年四月のペイオフ全面解禁を控え、今尚メガバンクを含めて動きが完全に止まったわけではありません。

さて、この金融機関の破綻は平成八年以降およそ、一七〇弱にのぼったのです。平成八年頃の旧住専処理に代表される国内の金融不安は、住専だけにとどまらず金融機関を直撃し、海外における資金調達の際上乗せ金利としていわゆる「ジャパンプレミアム」を要求されるという異常な状況、我国金融システムに対する信用低下を招くに至りました。特に平成九、一〇年には、かつて想像し得なかった北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行、日本債権信用銀行という我国を代表する巨大銀行の破綻等が続出し、その影響は預金者、株主、取引先、従業員など我国あるいは地域経済に大きなマイナスの影響を与えたの

でした。この他、「山一證券」のような大証券会社の廃業も起こり、その頃から国内の各地で銀行を含む金融機関の破綻が続出したのです。とりわけ、預金全額保護が切れる直前の平成一三年度中は合計五六の金融機関が破綻しました。その間、預保はその処理に忙殺されたのです。

幸い、ペイオフ一部解禁が始まった同一四年四月以降は破綻ラッシュも収まり、破綻は足利銀行一件だけとなっております。これは金融危機対応措置が発動されて現在処理中です。

また、この八年間の特徴の一つとして、構造的不況、とりわけ深刻な資産デフレの進行がありました。これは、金融機関はもとより破綻銀行等の不良債権を回収等すべき預保および整理回収機構（ＲＣＣ）を直接悩ます要因となりました。たとえば担保価値の下落等という面だけでも考えていただければお判りのことと思います。

その一つとして、例えば地価の動向を見ますと、全国の市街地平均で、平成八年当時を一〇〇としますと、同一六年にはおよそ六〇強まで下落している状況です。特に地方での下落振りはもっと厳しいものがあるというのが実感であり、それらが債権回収の阻害要因となっていることは改めて申し上げる迄もありません。

また、「株価」の推移も深刻でした。バブル期の日経平均三万九千円弱が、同一五年四月には七千六百円強まで落ち込んでおりました。最近回復して一万一千円台で推移いたしておりますが、その落ち込み方の激しさが経済そのものに与えた影響の大きさも明白でした。

このほかの特徴として、金融政策の目まぐるしい変化・対応を挙げることができます。

まず、金融政策を担当し、預保等を監督する立場の当局そのものについても、金融財政分離論等もあって、私の着任以降だけでも、大蔵省銀行局、金融監督庁、金融再生委員会、金融庁等と目まぐるしく組織の改組が行われました。

その上切迫した金融不安、金融危機の連続に対しては、その折々での金融政策の万全を期すために法令改正が殆ど途切れることなく続きました。そのことは、私が着任以来預保で編纂している法令集が既に一一冊目となっていることからも推察いただけると思います。この八年は金融当局にとっても、勿論日銀も同様ですが、政策総動員の歳月でなかったかと実感しています。

さらに付け加えると、私は八年の在任期間中、国会に約一二〇回以上出席しました。法務省局長時代の答弁回数等と比べると、比較にならない回数の多さです。この事も、金融情勢が不安定で激しく変動していたこと、その中で預保が果たした役割の大きさ等を示すものではないかと思っています。

最後の特徴としては、コストの大きさがあります。

預金等の全額保護政策が六年続いたことの帰結として、多数の破綻処理に費消された保険料を含む公的資金が莫大な額にのぼったことです。詳しい数字は次に述べたいと思いますが、金融再生に向けたコストも大きいものがあったのです。

しかしこれも裏腹の関係ですが、この徹底した政策があったからこそ、一七〇弱の金融機関の破綻があったのにもかかわらず、預金者等に際立った動揺が生ずる事もなく推移し、ペイオフ解禁拡大に向けた環境の整備がこの八年で進んだと言うべきでしょう。預金保険が保護対象としている預金の総額は平

成八年当時に比べてかえって増大しております。

四、預保の活動概要について

預保には四つのスクリューを組み合わせたシンボルマークがあります。預保が担う四つの分野が協力して一つの推進力となり、我国金融の再生と安定につなげようという意気込みを示したものです。

そこで、その四つの分野順に、預保がこの八年でどんなことをやってきたのか、その活動の概要を振り返りたいと思います。

第一の分野は、基幹業務である預金保険制度の運用と立入検査の分野です。

金融機関の破綻時に預金者を保護するため、預保は破綻金融機関を引取ってくれる受皿金融機関に資金援助を行うスキームで預金等の保護等に当ってきました。

この八年間で破綻した金融機関は一六八であり、資金援助に使用した金銭贈与額は総計約一八兆円弱となりました。財源は保険料と交付国債(税金)であり、現在預保の一般勘定は約三・五兆円の赤字となっております。使用した税金は約一〇兆円余でありましたから、預金者保護を通じて金融システムの安定と再生に使ったコストは莫大であり、その事は一面この金融破綻のすさまじさを物語るものでもあります。破綻件数では信用組合が多数ですが、支払額としては銀行が多額でした。この赤字は保険料で埋めますので、後七、八年かかると思われます。

この他、不良資産を預保・RCCで買取った分が約六・四兆円あり、これは後に述べるように回収中

です。

さて、先程申しましたように、来年四月から全面的な預金の定額保護、いわゆるペイオフ解禁拡大が始まります。

全額保護の時代と異なり、預金者にも自己責任が問われる時代となるのですが、預保としては民事再生法下で適正、迅速な破綻処理をする必要があります。

そのためには金融機関が日頃から預金者の名寄せをきちんとしていることが不可欠です。そこで「名寄せ」等の状況を検査するため、預保に限定的ですが、金融機関に対する立入検査権限が認められ、既に二〇〇以上の金融機関の立入検査に着手しています。

第二の分野は、「破綻処理」にかかわる分野です。

行政当局の意向によって、救済銀行が決まる時代は遠くなりました。金融機関が破綻すると、種々な方法による処理が行われます。八年間で預保が当事者として関与したのは、長銀、日債銀の大型銀行国有化に伴って唯一の株主となり、株式譲渡方式による処理を行ったこと、また一方で銀行七、信用金庫二、信用組合二の金融整理管財人となり、弁護士、公認会計士等と協力しながら、破綻銀行等の経営を継続し、不良資産を処分し、旧経営者の責任を追及し、引受先を探して営業譲渡する等の仕事を担ってきました。これらの経験等から、現在預保は我国で最も練達したこの種の管財人となっていると思われます。

その他、引受銀行等が見つからない場合に備え、「ブリッジバンク」として日本承継銀行というつなぎの銀行も子会社として設立し活用しております。

第三の分野は、預保関連業務の中で最も法律家の関与をお願いしなければならない分野、すなわち不良債権の回収と処分、企業再生と旧経営者等への責任追求の分野です。この仕事は、預保とＲＣＣが車の両輪となって進めることになります。

ＲＣＣは、預保の委託等により、第一線機関として、不良債権等を買取り、その回収処分等に当る役割を担っているわけです。

預保は回収業務等を委託し買取資金等を貸与する関係上、回収等につきＲＣＣを指導、助言する立場にありますが、その一方で預保固有の権限である財産調査権を活用して悪徳債務者の隠匿資産の把握・発見に努め、ＲＣＣの回収等の業務を支援する役割も担っております。これ迄に五七〇〇億円余を発見、捕捉しました。国税、警察、司法、金融機関等のチームによるこの調査活動の実績は、私が言うのもなんですが非常に優れた成績であり、他国のこの種機関からも非常に注目されております。

ＲＣＣでは、歴代の社長の中坊さん、鬼追さん、そして現在の奥野さんと言う極めて優れた方々のリーダーシップにより、又非常に多数の弁護士さんが組織の幹部あるいは現場において熱心に活動された結果、今日迄旧住専債は六〇％以上、破綻行の債権は八五％の回収率という好成績を挙げていただきました。ただ残りをどうするか、残された難しい課題です。

次に企業再生への取組みがあります。景気の上向き傾向等もあって政府によるRCCの積極的活用等が同一三年頃から顕著となり、それ迄のどちらかと言えば、清算型回収方式に加え、債務者企業を再生させ、その経済的効果を重視しつつ回収の実も挙げるとの観点から、RCCも本格的に企業再生業務を始動させ、既に多数の再生を手がけられています。信託銀行兼営の利益も生かし、企業再生の分野でひときわ著名な奥野社長のもとでRCCが公共性を生かしつつ、その分野においてもより発展していく事が強く望まれております。

もう一つは、責任追求の業務です。

これも預保とRCCの共同作業の面が強く、その一は破綻した金融機関の旧経営者に対する民事上あるいは刑事上の責任追求の分野です。国会等からの要請等があること、税金あるいは保険料という公共財を多大に使用しての破綻処理であること、金融整理管財人にはその権限等が法定化されていること等を勘案すると、仮に旧経営者に法的な責任が認められる場合は相応の措置をとる必要があります。

預保・RCCとしては、単独もしくは協力してこの作業に当り、これ迄に旧経営者に対し民事で一二〇件強、合計約一二五〇億円の提訴等を行い、又刑事においても悪質事案を合計三七件告発いたしております。

責任追求のその二は回収妨害等に対する告発の励行です。ヤミ社会とは手を結ばない方針の下で一貫してこの種の妨害行動には厳正に対応してきました。これ迄に合計約四三〇人を告発し、その大半が検挙されております。

さて、第四の分野は、これまでの破綻に絡む業務とは全く異なる破綻していない一般銀行等にかかわる業務の分野です。

その一は、一般銀行等からの不良債権の買い取り業務です。

不良債権の減少、それも売却等によるオフバランス化の推進という政府の方針を受け、預保とその委託を受けたRCCとが、他の民間サービサー（回収業者）と並ぶ形で、一般銀行からの不良債権の買い手となる業務です。

当初は時価買取が認められずにいたのですが、法改正で時価買い取りや入札への参加等が認められ、その買取額は大幅に増加し、合計で債権元本三・八兆円の不良債権を買い取ることができました。勿論買入れた不良債権についても、企業再生を検討した上で回収等に着手しております。

その二は、一般銀行への資本増強の業務です。

一般銀行の資本不足を公的立場から補強し、その再生を促すための業務です。

これ迄に合計で五五行に対し、優先株式の引受け等の方法で総額一二兆円強の資本を注入しております。

最近の例では、りそな銀行に対する金融危機対応措置の一つとして、約二兆円を注入しております。

したがって、預保は一般銀行の大株主ということになります。

なお、これらの処理に要した資金は、前述の資金援助での交付国債（税金）以外、国費の手当てはなく、全て政府保証付きで預保自身が預金保険機構債券を発行するなどして調達しており、現在借入総額

は同一五年度末でおよそ二〇兆円弱となります。したがってその資金繰り、財務の健全性維持については細心の運営が必要であり、本年そのための財務部を新設しております。

五、「衆知を集めてプラスワン」について

ところで、私が理事長在任中に直面したのは、これ迄述べたような問題だけではありませんでした。私が着任した際引き継いだものは、狭い意味での預金保険事業だけを行ういわば平穏な平時の預保であり、一事務局一五名の小世帯だったのですが、その翌日から「新生預保」として多方面から大量の職員を採用し、拡大した業務に当らなければならなかったからです。

参集した役職員は、司法から現役の裁判官、検事等、行政から財務本省、財務局、税関、国税当局、警察当局等、日銀、各民間銀行等から派遣された銀行員等と公認会計士等でした。

現在は、プロパーとして採用した職員が増加して、全体の約二〇%強いるのですが、発足当時は一握りの人数しかおらず、大半は官庁、日銀、民間等からの出向者であり、それぞれの出身母体が長年築き上げてきた文化を代表する、いわば縦割社会の優秀選手の集まりでありました。しかもそれらの人々は二年ないし三年で交替する仕組みとなっておりました。まさに多種多様な文化、価値観、経験等を持つある意味で雑多で個性的な専門家の集合体でありました。

その上、直面する課題はそれ迄経験したことのない分野のものが多く、参集した職員も当初戸惑うことが多かったはずです。

理事長となった私自身も未知の世界に入ったわけですから、まず職員を知ることもこれあり、理事長室のドアーは必ず空けておき、誰とでも議論し、時には二、三時間も話し込むこともありました。

幸いなことに参集した役職員に共通していたのは、我国の金融システムに対する危機感であり、我々がその職分をきちんと果たさなければならないという一種の使命感であったと思います。その意味ではいわば「国難」というものに立ち向かう意気込み、気概が周囲に満ちていきました。有難いことでした。

しかしそれでも、当初は育った文化の違いを些細なことで実感することが多々ありました。例えば悪徳債務者の隠匿資産発見を目的とする特別業務部が債務者の会社、自宅等を立入検査して帰ってくると、私の経験からすると、何はともあれ一升瓶をおっ立てて「ご苦労さん」と酒を酌み交わし、検査から帰った直後の高揚感の中で、職員同志が外部の店では話せないような「あの時班長が隠匿場所に気づかれたのはどんな点からですか」等と言い合って、私からすればまさに生きた研修をするというのが日常のことでしたから、その準備をしようとすると、金融界出身者から「え、職場で酒を飲むのですか」と言われてびっくりし、反対に官庁出身者は「え、飲まないのですか」と不思議がるようなことがありました(笑い)。当初日銀にいましたので、食堂は既にしまっていますから、何はともあれ、ビールで反省会ということにして、外に缶ビールを買いに行って、日銀は出入りが厳重なので隠して戻り、研修の実を挙げたあと外へ出て潰した缶ビールを捨てるようなことをしたこともありました。ともあれ、このような反省会、研修会を続けるうち、自分が酒飲みだから言うわけではありませんが、この反省会は金融界出身者の方がむしろ積極的に行うようになり、新生預保の文化としてめでたく定着しました(笑い)。

このような創業の困難の中でしたが、苦楽を共にすることで次第に一体感、連帯感が強いものになってきたと思います。やはり共に苦労しないとダメですね。

各界の出身者は机を並べていますので、当初は官庁出身者と民間銀行出身者とはその顔付き等ですぐ区別できたのですが、民間出身者もまもなく精悍になって、区別が次第に分からなくなり、私は全員「預保の顔」になったと喜んだこともありました。

また、判・検事出身者も預保では特別な処遇はしていません。同じ机に並んで仕事をしています。折角このような多種多様な人達と交流し共に勉強できる環境にきた以上、自らの人格・能力を陶冶するためにも同じ目線で物事に対応することが肝要だと思ったからです。「人生修業」なのです。

その上、預保には司法試験を通っている行政マン、又資格はなくても法令に精通し、リーガルマインドに富む人々が多く出向しています。これら行政マンの立法技術は群を抜いておりますし、法による問題解決にも鋭いものが多々あります。これらの人達とも議論し、時には立法の手伝いをすることもありますので、法曹出身者としても預保での経験は大きなものがあるのではないかと思っています。

さて、このような横断的専門家集団という特色を持つ組織、それも二〜三年で交替する組織をどう運営するか、またしてきたかということですが、私は

「衆知を集めてプラスワン」

を運営のモットーにしてきました。

組織はなんといってそれを動かす人に集約されます。「組織はひと人なり」なのです。私が預保の職

員に期待したものは、まずは出身母体やキャリアと関係なく一に、志気の高さ、二に、責任感を持っていることでした。能力、学歴、経験等は、いわば三、四がなくて五と考えていました。

これがどこの組織でも当てはまるかどうか自信はありませんが、少なくとも預保に出向してきた人達は、有難いことに個人として一人ひとりが志気高く責任感を持って、それ迄の経験、知識をもとに、相互に切磋琢磨しながら、前例の無い仕事に真摯に取り組んでくれました。

そしてそれを基点に、苦楽を共にした一体感の中で、それらの衆知を結集して組織としてのプラスワンの効果を結実させることが必要なのです。前述のモットーはその点を強調したものでした。

預保の出向者から「預保時代は苦労したけど楽しかった」と聞くことは嬉しいことです。預保のプロパー募集にも、極めて優秀な方々が応募していただける時代となりました。その中には預保で勤務した後出身母体に戻ってから退職して預保へ移籍する人も増えてきました。有り難いことです。

預保も当初の一五名体制から現在七部約四〇〇名の組織となり、子会社のＲＣＣ等を加えると、グループとしては約二〇〇〇名を超え、関与している法曹も多数という社会的に存在感のある組織へと発展しました。

しかし、ペイオフ全面解禁等を控え、預保はこれからも多くの課題を克服していかなければなりません。

皆様方のご理解をお願いすると共に、預保、ＲＣＣ等にご参加、ご協力くださった多くの法曹の皆様

に改めて厚く感謝申し上げ、私の講演を終わらせていただきます。
ありがとうございました(拍手)。

（注、本稿は講演者が講演要旨をとりまとめたものです。）

中央大学法科大学院の現状

中央大学法科大学院教授
宗　像　紀　夫

ただいまご紹介いただきました宗像でございます。今、ご紹介がございましたように、私は昭和四十年に中央大学法学部を卒業いたしております。その年に司法試験に受かりまして、司法研修所を出て、その後はずっと検察官一筋で三十六年間、検事生活をやってまいりまして、まだ定年まで一年ぐらい残っていたんですけれども、認証官の検事長で途中で辞めるなんていうのは、一体気が狂ったのではないかなんて言われたりもしたんですが、今ご紹介がありましたように名古屋高等検察庁の検事長を最後に、自分で定年を一年早めまして辞めて、昨年四月から中央大学法科大学院の刑事法の教授になったということでございます。

私は検察官生活を三十六年やったと申しますが、若いころのほとんどは東京地検にいて、東京地検の中でも、今お話がありましたように東京地検特捜部の勤務が長かったということでございます。だいた

い十二年ぐらい勤めまして、しゃにむにヒラの検事で働く期間が五年。それから中間管理職の特捜部の副部長ということで五年。特捜部長で二年一カ月ということで勤務いたしております。

そういうわけで昭和の終わりから平成にかけての辺りの、いわゆる疑獄事件的な特捜事件にはだいたい実戦部隊、あるいは指揮官として関与したということでございます。ポスト的にいいますと、二つの地検の検事正。これは関西のほうの琵琶湖のあります大津地方検察庁の検事正と、関東の群馬県の前橋地方検察庁の検事正というのを、二カ所勤めております。それから最高検察庁というところで総務部長と、最高検察庁の刑事部長という二つのポストを勤めております。だいたい経歴的に申しますと、そういうところで仕事をしてきたということでございます。

私が関与した事件の中で一番印象に残っている事件というのは、昭和の終わりから平成の初めに、いわゆるリクルート事件という事件がございました。私はそのときは特捜部の副部長という立場にありまして、いわゆる主任検事としていろいろなルートの捜査、ほぼ一年近くにわたる捜査に従事したというのが一番記憶にある事件であります。

ご承知のように、特捜の捜査というのは一人でやるわけではございません。何人もの検事が集まって一つの事件を捜査して、完成させるということで、リクルート事件について申しますと、例えば政界ルートということでいうと藤波元官房長官、あるいは公明党の池田代議士という人たち。それから官界でいいますと文部事務次官、労働事務次官だった人たちの犯罪を明らかにした。財界でいいますとＮＴＴの会長であった真藤氏ほか、取締役などの贈収賄事件を解明したということでございます。主任検事とし

て、そういう人たちを自分の名前で起訴した。起訴して、全員有罪になったというのは一つの検察官としての誇りでありまして、今でも記憶に鮮明でございます。それからロッキード事件についても、控訴審の公判に三年間立ち会ったことがございます。そういったことで、いろいろな事件に関与してきたということでございます。

それで、私が高松高検の検事長をやっているときに、大学のほうから使者が来まして「法科大学院が設立されるんだけれども、ついては専任の教授で来てもらえませんか」という話がございました。私はそのときでも、まだあと三年ぐらい残っているわけで、そんなに早く言われても、黙っていれば検事総長にだってなるかもしれないのに、何を言うんだという気がしないではなかったですけれども。

私は人生二回生きられるなら、それもいいなと思って、うまく退官できて、うまく辞められれば行きましょうという仮契約といいますか、言ってみれば仮登記みたいなのを結びまして、ちょっとずっと見ておりまして、名古屋高検の検事長に異動したということで、一年たって、まだ一年あるけれども、あとどこかの検事長に移っても同じだということで辞めまして、大学のほうに迎えていただいたということでございます。

それで今、中大の法科大学院というのは一体どういう現状なのか。実務家教員として何を考えて、どんなことをやっているのかということをちょっと申し上げようかなと思います。今の中大の法科大学院、一期生ですけれども、既修者コースというコースがございまして、これは一応法学部の勉強が済んでいて、いつでも司法試験に対応できる力に近いところまでいっている人たち。これが定員では二百人です

けれども、実際に入っているのは二百六十人ぐらいでしょうか。

あと未修者コースというのは全く法律の勉強をしていない、あるいはしていないと自分が称して、初めからやり直すということで入ってきている方。これは定員は百人ですけれども、ちょっと少ない七十人ぐらいでしょうか。そういうことで第一期生が昨年四月からスタートしたということでございます。

それで私は既修者コースというところの、法律の勉強を一応やってきた人たちの相手をするといいますか。そこで今のところは刑事法総合Iというのを担当しておりまして、主に刑法を中心に教えているということでございます。刑法を中心に教えるといっても、いわゆる学部で学者が教えるように、例えば一九九条の殺人罪で「人を殺したる者」、人とは何か、殺すとは何かと、そういう文理解釈をするようなことではありませんで、実際に世の中に起こっている事件。これを事例としてまとめて学生の前に提供しまして、一体こういった事実関係で、どんな犯罪が成立するのか。いろいろな犯罪が成立することが考えられるような事例を作りまして、一体どんな犯罪が成立するのか。法律上の問題点は何か。事実認定上の問題点は何かというようなことを、学生との対話の中で解明していくというのが中心であります。

それで学部の授業というのは、ずいぶん昔ですが、私たちも受けたわけですけれども、学生が寝ていようが、起きていようが、教授の先生はずっともうかまわず授業を進めていく。そういうのが言ってみれば学部の授業ですけれども、法科大学院の授業というのは教授と学生が一つの問題について、真正面から向き合って授業をするという形になっておりまして、座席が指定されて、教授の目の前に座席の名

簿があるわけですが、それに基づいてぽんぽん当てるということをやるわけです。それでそれに対してぽんぽん答える。場合によっては質問もありますし、またそれに対してこちらが答えないといけないというようなことがありまして、うかうかしていられないというのが現状なわけです。

では一体どういうふうにやるかといいますと、私などは一回ごとの授業のシミュレーションというのを作っていまして、この問題について、Aという学生に当てる。Aという学生が「この問題については詐欺罪が成立する」と答えるだろう。そうするともう一人聞いてみる。その人も「詐欺罪だ」と言う。では「詐欺でなくて背任だ」と答える人はいないかということで、いくつかのパターンをシミュレーションを作っていまして、当てて違った意見の人を戦わせるということで、言ってみればバトルといいますか、そういう形での授業をやっております。

去年の六月か、七月ぐらいでしたか。中央大学（法学部）のほうから取材が来まして、何人かの学生等の取材が入りまして、私の授業を見ていて、後で「これは真剣なバトルだ。学部の授業とは全然違う」というふうに、『Ｈａｋｕｍｏｎ中央』という月刊誌に書いていただいたんですが、そういった形で授業を進めているということで、もちろん居眠りしている人なんて一人もいませんし、私的な会話をしている人なんか一人もいない。それから携帯なんかいじっている人もいませんし、本当に真剣にやってくる。

私どもが授業の教材にする題材、説例、設問というのはだいたい遅くとも二週間前、一カ月ぐらい前には渡しておいて、十分に検討してきてもらうというところから始まって、言ってみると本当に真剣勝

負の授業をやるということであります。

私の見ている限り、ずっと一年やっていまして、ついていけなくなったとか、落ちこぼれてしまったというような人はほとんどいないだろうと思います。あまりできすぎて、現行の司法試験に受かっちゃったという人が二十人弱ぐらいいるわけです。

そういえばこの間、ある学生が訪ねてきて、「いや先生、ちょっとお話ししたい」と言って来たら、「先生が教えてくれた刑事法総合Iの中の」、これは背任等にからむ事例なんですけれども、平成十五年の判例を教材にして授業をやったんです。「そのままその教材の事例が去年の司法試験の刑法の問題にたまたま出た」ということで、前期に私の授業をとった人は非常に得をしたということになったんだろうと。もちろんそんな司法試験なんか、私は試験委員でもありませんし、関係していませんので、たまたまうまくいったんだろうけれども、そういうふうに学生が喜んでくれたりして、結局二十人弱の人が受かってしまった。

大学にとっては現行の司法試験に受かってもらうのがうれしいのか、うれしくないのか、どうもはっきりしないところがあるんです。みんな受かってくれればいいと思うんですけれども、そうすると来年の、一年後の試験に合格者がその分目減りするのではないかという、そんな小さなことを考える必要はないと思うんです。とにかくあそこで学んだ人が目的を遂げたということについて、率直に祝ってあげればいいのではないかと、私は思っております。

授業を実際やるとき、実務家というのは一体どういうふうにやるのか。学者の先生は法理論、学説な

どを中心に教えるわけですけれども、私どもは実際にはどういうふうな扱いをするのか。実際こういう問題については、実務ではどう擬律されているかというようなことを中心に、ですから判例中心主義といいますか。学生がいろいろ質問してくるんですけれども、「そんな学説があるのかどうか、僕はよく知らないけれども、そんなものは実務では通らないよ」と僕が言うと、学者に怒られてしまうような話になるんですけれども、ただ通らないものは通らないですから「そんな考え方は実務ではしませんよ」と言うと、だいたい解決しまして、非常に強いんです。「私は三十六年もやってきているんだから」と言うと、だいたい話は通る。

授業をやる前に、私はどういうふうなことをやるかというと、五分か十分間、実務の話をするんです。例えばいろいろな刑罰はあるけれども、死刑と無期懲役というのは一体どこで別れるのか。検察官は死刑を求刑したり、無期懲役を求刑したりするとき、何をポイントにして、その差が出てくるのかというような話を五分か、十分するんです。

そうしますと非常に彼らは興味を持ちます。だから例えば贈収賄事件。いろいろな国会議員が捕まるような贈収賄事件というのがありますけれども、一体密室で行われる、そういう賄賂の授受というようなものが、どうして捜査機関がわかって捜査が開始されるのか。捜査の端緒というのはどうやってつかむんだというような話を、必ず授業をやる前に五分、十分する。

そういう実務の生きた教材を二十ぐらい準備しておきまして、それを毎回毎回話をしていくということによって、刑事事件についての興味を多く持ってもらって、勉強してもらうということにしておりま

す。

それで私が担当しておりますのは刑事法総合Iというのは学者が三人、実務家が三人で、分担しながらオムニバス形式というのでやっています。五クラスありますから、ここで教え、ここで教え、ここで教えという形で巡回して、みんな平等になるようにやっていく。私なんかは刑法の財産犯罪などを中心に、窃盗・強盗・詐欺・恐喝・横領・背任・贓物・毀棄・隠匿と昔は覚えたんですけれども、そういったものを中心に、いろいろな犯罪と混ざり合った形の授業をやっているということになります。

今の中大法科大学院の学生たちの実力はどうだということですが、期末試験をやってみたり、ときどきレポートの提出というのをやらせまして、一生懸命勉強してきてもらったものを採点して返すということをやっているんですが、これを見る限り、一言で言うと非常に真面目であるということと、それから大多数の人、多くの人は現行の短答試験は受かっている人たちが多いですから、話が非常にわかりやすいし、非常に勉強は深まっている。学習の進度は、深いところまで進んでいるのではなかろうかと思っております。

ただ新しい司法試験というのは形も変わりまして、例えば昔だと「賄賂罪の本質について述べよ」というようなことで、簡単な問題でしたけれども、今はA4一ページ半ぐらい。恐らく新しい司法試験になりますと、そういう文章問題、長文の問題が出まして、その中に大事なものと大事ではないようなものが入り混じっていて、それを選別しながら、自分で判断してやっていかないといけない。こういう試験になるんだろうということで、サンプル問題が法務省のほうから発表されましたものですから、それ

を今分析しながら、この問題に対してはどういう回答が考えられるかというようなことを、各科目ごとに教授の部会、刑事法の部会なら刑事法部会を開きまして検討して、今模範解答みたいなのを作ってみたりしながら、新しい試験に対応できるようなところに向かって、教員のほうも一生懸命力を尽くしているということでございます。

私が見ている限りは恐らくこのままでいけば、かなり将来は有望なのではないかなと思っております。ただほかの大学が一体どんなことをやっているのか。中大は三百人定員の最大規模の大学で、三、四十人規模の学校も全国にあるわけで、聞いてみますと、非常に教授も少ないし、多様性がないのではなかろうかという大学もたくさんございますけれども、中大は非常に教授の質、数も充実しておりますので、非常にいい授業が行われているんだろうと思います。

教授会なんかでよく問題になるのは未修者コースというコースがございますが、全然法律の勉強をしないで入ってきた。例えばお医者さん、女医さんなんかが、医者を一時辞めて入ってきている。あるいはマスコミの記者をやっていた人が、辞めて入ってきているような人もいますし、公務員を辞めてきている人もいます。ほかの学部から来ている人もいますけれども、そういった人たちを三年間で、普通既修者コースは二年ですけれども、そういう初心者コースといいますか、未修者コースは三年ですから、三年で果たして合格させるところまでもっていけるか。

だから最初の一年で既修者と同じようなところに追いついていく基礎ができるかどうかということが、よく問題になっているわけです。これはやはりいろいろなバラエティーに富んだ人が入ってきています

から、なかなかレベルをそこまで上げる、これは非常に大変だろうと思います。でも今の形でやっていけば、いい結果が出てくるのではなかろうかと思います。

私はよく学生に言うのは、授業で教えることも大事だけれども、「法律家というのは素晴らしい。法律家というのはやりがいのある仕事だ」ということを常に言って、士気を鼓舞するといいますか、「もう絶対、おれは法律家にならなくてはいけなんだ」という強い意欲を持ってやれるような、そういう雰囲気をかもし出す必要があると思っております。

私はよく自分の人生訓にしている言葉があるんですけれども「乗り越えられない試練はない」という言葉です。これは曽野綾子さんが書いている『心に迫るパウロの言葉』という本の中に出てくるんです。「乗り越えられない試練はない」という気持ちで、私はずっと検察の仕事もやってきましたよ。だから難しい事件にぶつかっても、必ず解決方法はあるし、知恵を出して、力を振り絞れば乗り越えられるというふうに思ってやってきました。皆さんもここでそういう気持ちでやろうじゃないか。やってくれたらいい結果が出ますよ」というようなことで、必ず第一回目の授業のときには各クラスの冒頭で、半分ぐらいは人生訓ではありませんけれども、「乗り越えられない試練はない」。

それから「人間は何を夢見るかで、何ができるかが決まるんだ。だからおれは法律家になりたいんだ。弁護士になりたい。検察官になりたい。裁判官になりたいという強い意志を持ってやれば、夢を見れば、その夢は到達できるんですよ」というような話を必ず各授業の冒頭に、いきなり授業に入ってもいいんだけれども、やはり十五分、二十分ぐらいはそういう話をするということから始めている。

それで「常識というか、柔軟性のある思考をしなければいけませんよ」ということを言うんです。それはどういうことかといいますと、例えばビルの上から人が一人路上に落っこちて死んだ、亡くなった。一体これは法律的にいったら、何が考えられるのかというと、だいたい過失で落っこちて死んだか、殺人か、二つぐらいしか言わない人が多いんだけれども、「いろいろなケースがあるんだよ。だから自分で誤って落ちれば自過失死だ。死ぬつもりで落ちれば自殺だ。自殺を誰か助けた人が脇にいたか、上にいれば自殺関与になる。それを勧めた人がいれば、自殺の教唆になる。それから監禁されていて、逃げ出して落っこちたというと、判例なんかによると監禁致死罪になる場合もある。それからけんかをしていて落ちたのなら、傷害致死になる場合もある。殺すつもりで落とせば殺人罪だ」と。

こういうようなことで言うと、みんな「おお、そんなにあるのか」と。だから柔軟な発想で考えないと駄目だと。特にこれからの時代というのは非常に難しい時代ですから、世の中に起こる事件というのも、教科書に書いてあるような事件なんていうのは起きないわけですから。複合的な、非常に難しい事件が起きる。

だから学者の先生の理論というのはもちろん大事だし、理論を前提にしない法律家というのは、もちろんそれは法律家ではないわけですから。ただ理論は大事だけれども、その理論が実際にどのように適用されているのかということを、具体的な事例を通してつかみ、学ぶ。これをやらないと駄目ですということで、よく言うのは「判例が大事だよ」ということも言います。

「みんなが勉強しているのは本当の入り口ところだけだよ。例えば検事になって刑法とか、刑事訴訟

法だけで勤まるかといったら、全然勤まらない。特別法というのが山ほどあって、それを全部学ばなければ駄目なんだ。だから刃物でもって人を殺せば銃刀法違反にもなるし、それはもう日本で起こる事件の大半は特別法の違反なんだよ」というような話をして、「だからみんな大学院で法律を勉強をしてできるようになったと思ったって、そんなものは本当の入り口だ。実務法律家というのは山ほどいろいろな実践的なものを通して学んでいる。一つひとつから、いろいろな特別法を学んだりするよ。だから折に触れて、いろいろな視野を広げるための勉強を続けなければいけないよ」ということで、法律家に必要な資質というのは何だというようなことを、この間、法曹倫理の授業か何かで聞かれたりして、私は法律家というのは、検察官もそうなんですけれども、真実は何かということを解明して、検察官の場合には犯人に対して適正な刑罰権を行使する。これは検察官だ。

法律家すべてにとって、やはり真実は何か。正しいものは正しい。間違っているものは間違っているということを明らかにし、実現するのが法律家ではないか。最近は被害者保護とか、いろいろな価値概念が昔と違った形で出てきたりしていますけれども、そういうことでやはり健全な法曹にならなければいけないと話しております。

法律家は悪しき隣人と言われることもあるわけですけれども、そういうふうになってはいけないということで、この間、弁護士さんが持っている枠の法曹倫理という授業で、「検察官倫理というのをしゃべってくれませんか」と言われて、午後五時から七時まで二時間も、夜まで講義をやるんです。それでそこであらゆること、考えたことを話しました。

要するに検察官というのは、最も根本的な資質で大事なのは素朴な正義感。これがなければ勤まらない。「こんなやつは許せない。これは放っておけない」、こういう正義感がないと、「こんな不平等が世の中にあってはいけない」、そういうものがないとやっていけない。やはりそういう情熱が必要なのではないか。

それと深い教養といいますか、知識といいますか。だからあらゆる種類の本を読む。それは歴史でも、文学でも何でもいいんですけれども、そういった自分を今日よりは明日、明日よりはあさってと高めていくような、そういう自分に付加価値をつけるような生き方、考え方を持ってやるべきではないかというこ とを、いろいろな角度から折に触れて話をする。

授業が終わって、例えば「これで今日は終わります」と言ったら、すぐ解放してくれないんです、学生らは。ダダダダッと十人ぐらいが集まってきて、「さっきの三番の問題は、先生はこう言ったけれども、どうだ」「五番の問題はどうだ」とか。全然関係ない、ほかの教員の問題について「こういう話なんだけれども、これはおかしくありませんか」とか。そうすると僕は聞いて「おかしいね、それは」と。(笑)「学者はそう言っているけれども、そんなものは実務では違うよ」と。(笑) そうすると「そうでしょう」と言って、満足して帰る。これが印刷になって出ると困りますけれども。(笑) 他の学者、教員とも非常に仲良くやっていますから。

私が見る限り、中大は非常に粒ぞろいの先生が来られていまして、こういうロースクールの一つの典型といいますか、理想像みたいなものにしたいなというふうに考えております。中大ロースクールに集

まっている学生は中大卒だけではありませんで中大、東大、慶応、早稲田、一橋、その辺りが中心ですので、いろいろな人が集まることによって、さらに中大の学生も切磋琢磨されて幅が広がり、人格も大きくなるということではないかなと思っております。

だいたいそういうことでございまして、まだ始まって一年ですけれども、結果はあと一年後に出るわけで、一生懸命頑張りたいと思いますので、ご支援をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

司会　どうも、たいへん興味のあるお話をありがとうございました。せっかくの機会でございますので何かご質問でもございましたら、若干の時間を使わせていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○○　その大学院の学生は平均年齢はおいくつくらい……。

宗像　平均年齢を取ったのを僕は見たことはありませんが、既習者コースでやっている限りではほとんど法学部を出て間もない人が中心です。あとは何年か挑戦していてまだうまくいかないので入ったという人もいますけど。ですから非常に二十代の前半くらいの人がほとんどだろうと思います。未習者コースのほうは三十代、四十代くらいの人が結構います。

○○　よく合格比率の問題で…?…問題になっているようなんですけども、最初は三割くらいで、またどんどん下がってしまって、…?…やろうという意味がなくなっちゃうんじゃないかと…?…ですが、その問題については教授の先生方ではどのような対応というか、ものの…?…なさっているの

か、もし参考になるようなことがあったらお話しいただければと思います。

宗像　この問題は非常に学生らの気にしている問題なんですね。それで法務省が……、法務省が発表したというか新聞がスッパ抜いたところによると、八百・八百ですか。

旧司法試験と新司法試験の数をそのぐらいに分けると、いったい初年度はどうなるかというと三四パーセントぐらいの合格率になると。

あとは少し減っていったりするんですけど、最終的にはもちろん新司法試験全部になってしまうわけですから。それでそのときに最終的に三千人にもしなれば、いまだいたい六千八百ぐらいですかね。それでいまの法科大学がそのまま全部同じように並行して続いていくかどうかということもございますし……。私は中央大学に関して言ったらその三四パーセントとか何か、そんなあれじゃなく高い合格率になるだろうと思います。

新聞等に出ているパーセンテージは全国、もちろん平均の全体的な法科大学院の学生の数で合格者を割っての話ですから。

それでこの間来の旧と新をどうするかでも、新司法試験のほうにもう少しシフトする格好になるんだろうと思いますので。ただし、学生らは非常に心配してまして、「先生、何とかみんな新司法試験のほうの数を多くなるようにしてください」とみんな言っている、心配しているところはありますが、その問題でいろいろな所に掛け合ったり、下工作ではないですけど、私もちょっといろいろやっています。

なるべくいい結果、高い合格率、黙っていても高い合格率になるようにしたいなと思っております。ただし、昔は二パーセント、三パーセントの時代、ご質問の先生のときもそれはそうだと思いますが、二パーセント、三パーセントの時代が、最悪の場合でも三四パーセント、最初始まったときは。ですから中大はいまここでは言えないけど、合格率を八割ぐらいにはしたいなと思いますし、それだけの学生が集まっていると思っています。

司会　ほかにないようでございましたら、いちおう講演会としてはこれで終了させていただきたいと思います。お忙しいところをたいへんありがとうございました。（拍手）

委員会報告

法職教育検討委員会活動報告

法職教育検討委員会委員長
石井芳光

一　法科大学院バブルの崩壊と自然淘汰のはじまり

「法科大学院バブルは一年で終わった。新司法試験の合格率が三〇％台になることがわかったので、法科大学院の受験をやめた志願者が激増し、法科大学院関係者には衝撃が走った。学生は、新司法試験の出題科目以外は、授業中耳栓をして自習しているといい、ある法科大学院教授は、学生達は新司法試験に合格することで頭がいっぱい。受験に必要のない授業は、内職したり、途中で退出したり。まるで学級崩壊だ。とため息をついた。」という大学院肥大化のツケと法科大学院狂騒曲をテーマにしたショッキングな新聞特集記事（二〇〇五年二月二七日・日経新聞朝刊）が出た。

法科大学院開設二年目の二〇〇五年には、東大、早大、慶大、京大、一橋大など有力大学の法科大学院でも三五％から七〇％近くまで、大幅に志望者が激減したといわれているし、中央大学法科大学院も、

このような影響のもとに、前年に比して、三五%も志願者数が減少した。

当初、法科大学院制度は、発足前には、二〇校から三〇校にとどまり、一学年に多くとも約四千人程度が目安であるから、新司法試験合格者数は、七〇%から八〇%程度であり、二〇一〇年までに年間約三千人に増員する計画が実現するという目標でスタートした。

ところが、法科大学院の設立大学が、「雨後の竹の子」のように乱立し、初年度の二〇〇四年に六八校で発足し、次年度の二〇〇五年にも六校増加して、合計七四校となり、大学院生の合計は、約六千名に達した。その結果、法務省も新司法試験の合格者も二〇〇六年には約九〇〇名から一一〇〇名とすることになりそうである（二〇〇五年（平成一七年）二月二八日法務省司法試験管理委員会発表）。

中央大学法科大学院は、開設以来、順調に教育課程が進められ、教員側の勉学指導も充実し、熱心に行われており、大学院生も授業の予習と復習に寝ても覚めても勉強に追いまくられ、充実感と緊張感たっぷりの毎日を過ごしている（中央大学法科大学院二〇〇六年ガイドブックから）。

しかし、新司法試験合格率の予想をもとにした全国法科大学院のランキングが、AAA・AA・A・B・Cのランク付を付して巷間に出回り、法科大学院関係者の心胆を寒からしめている。中央大学法科大学院は、自画自賛の割には、東大、京大、一橋大などの国立大学や早大、慶大などの私立大学に比べて、難易度の総合評価が遅れをとっている（AERA「ロースクール崩壊不安」二〇〇五年四月一八日号）。

中央大学法科大学院は、当面の目標として、教育課程の充実化とともに、二〇〇六年からの新司法試験に他大学法科大学院よりも高度の合格率を獲得することが必要であり、少なくとも約七〇から八〇%

以上の合格者を輩出することである。

もうひとつには、中央大学法科大学院への選抜入学合格者のうち本学法学部出身者の占める割合は、初年度の二〇〇四年には総数約三二七名のうち約一〇八名であったのが、次年度の二〇〇五年には総数約三七六名のうち約七五名と減少化の傾向にあることが気にかかる。

もとより、法科大学院の設立構想は、「公平性」「開放性」「多様性」が原則であるから、設立大学の出身者に偏ることは避けなければならないが、法科大学院の選抜入学試験が、出身校大学にマイナスの評価となっていく傾向にはどうしても歯止めをかけたい。そのためには、本学法学部が優秀な出身者を養成し、本学法科大学院へも少なくとも約一〇〇名以上の志望者を送りこめるような体制を確保することである。

本学の法科大学院と法学部の関係が法科大学院に集中しすぎて、「頭でっかち」の法科大学院体制になりすぎると、「法科の中央」に対する法学部への評価がマイナスに作用する結果になってしまう。

その意味で、法学部当局の法学部改革には、法科大学院制度を見据えた改革が必要であり、法学部が打ち出した二〇〇六年からのプレ・ロースクールを目標にした実務家教員による法曹特講（三・四年次生）講座の構想は、少数精鋭による受講生を予定しており、時宜にかなった制度改革である。この制度の実現には、中大法曹会としても、講師適任者を積極的に送りこめるように支援体制を組んでいかなければならないので、学員の中堅若手法曹には、特別のご協力をお願いしたい。

二　本学法科大学院への支援

当委員会は、月一回の開催ペースで行われ、取扱事項は、中大法曹会の本学法科大学院と本学法学部の法職教育に対する支援活動を対象として検討してきた。

法科大学院の教育のうち、目標としたのは、法科大学院生に対する「エクスターンシップ」(法律事務所研修)と実務家教員に対する支援活動である。

法科大学院一期生約八六名に対するエクスターンシップは、平成一七年二月一四日から三月四日にかけての約三週間にわたり、中大法曹会が全面的にバックアップし、法科大学院の実務基礎科目エクスターンシップとして、約九〇名に近い学員弁護士の協力を得て、弁護士実務の充実した研修指導にあたってもらい、多大の成果をあげることができた。法科大学院では、指導弁護士も多数出席して、エクスターンシップの総括報告会(平成一七年四月九日・法科大学院市ヶ谷キャンパス)を行い、法科大学院側と参加大学院生からも高い評価を得ることができたので、指導担当弁護士には感謝を申しあげる。

ところで、法科大学院の教育を担当している実務家教員は、全体教員約一〇〇名のうちの約三〇%以上にあたる三〇数名が就任されて授業を実施している。中大法曹会は、これらの実務家教員を支援するために、法科大学院の開校直前に意見交換・支援激励会(平成一六年三月二三日イイノビル・レストランキャッスル)を盛大に開催し、多数の実務家教員と法科大学院側からも理事長・学長・科長・教授などの関係者も多数参加され、意義のある意見交換と支援激励会を行なった。

また、法科大学院一期生に対する支援活動として、エクスターンシップの直前に、中大法曹会会員との意見交換・支援激励懇親会（平成一七年二月五日東京會舘ロイヤルルーム）を開催し、法科大学院側からは、理事長・総長・学長・科長・教授らと法科大学院生約一〇〇名以上が参加し、盛大な意見交換・支援懇親会となり、とくに法科大学院生の三分の二を占める他大学卒業生も多数参加し、中大法曹会への帰属意識を高めることに非常な貢献する結果となった。

三　本学法学部への講師派遣と法廷傍聴会

中大法曹会は、平成五年（一九九三年）から、法曹実務家講師による法曹論講座と司法演習講座を実施しており、現役の裁判官・検事・弁護士約五〇名が各講座を担当し、本学法学部の目玉商品であるセールスポイントとして、学生諸君からも好評を博しており、非常な効果を上げてきた。

さらに、法曹論と司法演習の各講座も、開始から約十年以上を経過したので、法学部当局では、法曹論講座の増設と司法演習講座（一年次生）を法曹演習講座（一年次生）へと改革し、司法演習講座（二年次生）も、法科大学院へのプレ・ロースクールとして一貫性をもって連結する目的で格上げし、少数精鋭の受講生による法曹特講講座（三・四年次生）へと発展的に改革することになった。中大法曹会としては、二〇〇六年から講師派遣を実施し、担当講師には重責を負担してもらうことになった。

四　本学法学部学生の法廷傍聴会

中大法曹会では、従来から本学法学部学生に対する法学部教育の一環として、東京地方裁判所刑事法廷での法廷傍聴会を年二回（前期平成一六年七月七日・後期平成一六年一一月四日）開催し、各回とも、約五〇人以上の学生諸君の参加を得て、法廷の臨場感を法学部教育に生かす絶大な効果を上げてきたが、この法廷傍聴会は、プレ・ロースクールの目的もあり、今後も継続していく予定である。

大学問題委員会活動報告

大学問題委員会委員長
田中　美登里

当委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第三条第一号(中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること)に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

平成一五、一六年度、幹事長からの諮問事項は、

一　中央大学総長について
　総長は必置機関とすべきか。
　総長選出の方法について。

二　中央大学法曹会(以下中大法曹という)と学校法人中央大学との関係について
　理事・監事・評議員・商議員選出は現在の枠組みで今後とも推移してよいか。

三　中大法曹会と中大学員会の関係について

学員会会長・副会長・常任幹事・幹事・協議員の選出は、現在の慣行、枠組みで今後とも推移してよいか。

学員会本部の在り方は現在の侭でよいか。

学員会との関わり方について今後どうすべきか。

学員会各支部(南甲倶楽部・体育会・国会白門会・職域支部・地域支部・年次支部など)との関わりの在り方について。

四　中大法曹会とロースクール・法学部教授・助教授・講師との関わりの在り方について

五　中央大学基本規定の検討

第三次中央大学基本規定検討委員会について。

というものであった。

委員会は、平成一五年度、六月二〇日、七月一六日、九月一八日、一〇月一五日、一一月二〇日、一二月一六日、平成一六年一月二一日、二月一八日、三月一七日の九回、平成一六年度は、四月二〇日、五月一八日、六月一五日、七月二〇日、九月二一日、一〇月一九日、一一月一六日、一二月二一日、平成一七年一月一八日、二月一五日、三月一五日の計一一回開催された。

幹事長の諮問事項は、学員会の一支部としての中大法曹会が大学、学員会、同会の他支部との関係における在り方に関る項目が多かったが、当委員会がこれらの点の審議をすることは、ほとんど出来なかった。次のような経緯で、審議は総長問題と中央大学基本規定の検討に集中してなされることになった。

今期活動の当初、大学の総長選任が平成一四年以来未解決の状態にあり、基本規定の定めが実際の選任手続きを困難にしているとの議論がなされていた。そこで、過去の経緯、問題点、基本規定との関係等、幹事長その他の会員(大学の理事、元理事、選考委員等)の出席を得て、実情の報告や問題点の提示をうけて意見交換を行ってきた。しかし、突然平成一五年一一月に外間総長が選任されたので、総長問題は今後の基本規定検討のなかで、審議することにした。

一方、阿部理事長から平成一五年七月一四日付で「学校法人中央大学基本規定(寄付行為)に定められた法人の管理運営に関する諸規定の見直し及び基本規定(寄付行為)整備具体案策定について」との諮問が出され、学校法人中央大学基本規定(寄付行為)検討委員会(第三次)がその審議にあたっていた。

そこで、当委員会は、諮問事項「基本規定の検討」を議題に取り上げ、同委員会の進行にあわせて幹事長(同委員会委員)からの報告と問題提起に基づき研究討議することとなり、「第三次中央大学基本規定検討委員会に臨む中大法曹会の意見」(幹事長案)を中心に討議を始めた。

同意見の骨子は、理事会が中大の最終意思決定機関であることを明確にし、実際の運用上存在している問題点を明らかにして理事会の権限の強化、運営の改善を意図していた。その目的で現理事、元理事から実情を聴き、理事会と教学間の関係、問題点を理解する作業を続けた。

その間、平成一六年五月に私立学校法の改正があり、国立大学の編組に合せて大幅な変更を求められることとなった。その中核は、理事会が学校法人の業務を決するとするところにあった。当然改正に適合する措置を講じる必要があり、検討委員会の審議もこれに向けられた。

当委員会における議論もその方向でなされたが、特に理事会の権限と教学人事権の関係が問題点として意識された。検討委員会は平成一七年一月三一日付第二次答申で理事会、理事の定数等の意見を具申したが、審議は継続している。

当委員会としても幹事長の諮問事項「基本規定の検討」にはまだ取り上げるべき問題点を残している。さらに、大学、学員会等と中大法曹会との関係におけるあり方の諮問事項は、手付かずに終わったが、これらの問題は、今後機会があれば、新しい理事会制度等に関連して学則以下の諸規定の改正、整備の問題等とともに改めて審議の要が生じるものと思われる。

今期の大学問題委員会は、大学での実際の動きに連動して、基本規定検討委員会における当面の具体的事項の検討に影響され、大学の基本規定に関する総体的なまとまりのある答申を作成することができなかったことは残念であるが、これは当委員会の宿命というべきものかも知れない。次期以降の委員会に期待するものである。

会則検討委員会活動報告

会則検討委員会委員長
稲田　寛

一　当委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規定、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする委員会である。

二　本年度、当委員会では「中央大学法曹界会費規則」及び「中央大学法曹界支部規定」の改正につき、幹事長から答申を求められ、平成一六年一〇月四日に委員会を開催し、審議を行った。

同日の委員会には、執行部会計担当の今村健志事務局次長も出席し、改正の必要性につき説明を行った。今村次長の説明によると、これまで実際に行われてきた会費徴収の運用と、その会費徴収の根拠規定との間に齟齬が見られるので、実際の運用に合わせて規定を改正する必要があるというものであった。即ち、具体的には、①実際は役員を除く会員の会費は全国一律年金三〇〇〇円を徴収しているが、旧会費規則第二条では、都内所属会員の会費が金三〇〇〇円、地方会員が二五〇〇円となっているこ

と、②前執行部の時、支部設立を促進させるために設立時の支部に財政基盤を保持させるべく、支部に会費徴収権を与えた上にその徴収した会費の内二〇〇〇円を支部に帰属させることを認めた経緯があること、③支部規定では各高裁管内毎に支部を設立することになっているが、支部に高裁管内全体の会員ための事務を担わせるのは実態に合わないことから、現在執行部では単位会毎に支部設立を認め、そこに所属会員のための事務を担わせようとしていること、以上三点の説明がなされた。その上で以上の実態に合わせた会費規則及び支部規定の改正が必要とのことであった。

当委員会は、以上の執行部からの説明を受けた後に、「会費規則」と「支部規定」の見直しのための審議を行った。その際、現在既に支部が設立され実際の会費徴収事務がその支部で行われている現状を尊重しつつも、未だ支部が設立されていない単位会が多く存在することや、将来支部が設立されても会費徴収事務を組織的に行えない支部も存在するかもしれないこと、及び支部に帰属する会費の金額についてはその時点の本部ないし支部の実情を考慮して臨機応変に決定すべく金額を定めない方が良いということ等を考慮して、委員会改正案をまとめ、それを幹事長に答申した。それが平成一六年一一月二五日の幹事会においてそのまま承認、議決された次第である。ただ、その幹事会において、改正前の支部規定第七条に基づいて設立されている分会の扱いをどうするかの質問が行われたことから、既に存在している分会を支部とみなすという内容の附則が付け加えられた。

三　以上が本年度の当委員会の活動内容である。

広報委員会活動報告

広報委員会委員長
瀬　川　　徹

一　本委員会の目的は、中大法曹会の会報、ニュースの編集、発行等を含め、中大法曹会の広報活動を行うことにある。

平成一五年、一六年度の第一回委員会において、年度内の活動方針を定めたが、基本的には中大法曹ニュースの発行及び会報の発刊をメインテーマとすることで一致した。

二　ところで、従前、各種委員会の委員はそれぞれの委員会では把握していたものの、全体を把握する形にはなっていなかったので、各種委員会の委員構成を周知し、今後二年間の会務運営の基盤整備に資する趣旨から、各種委員会名簿を統一的な形でファイル化した上で事務局長が管理し、役員及び各種委員会委員長、事務局次長に配布することとした。

三　今期で最も重要なことは、いよいよロースクールが開校の運びに至り、新たな法曹養成の制度が本

格的にスタートしたことである。

そのため、中大法曹ニュース及び会報中大法曹のいずれも中大ロースクールが主要なテーマとなった。

1 「中大法曹ニュース」第五号の発行

会報「中大法曹」は二年ごとの発刊であるため、平成一六年五月の中央大学法曹会定時総会開催日には「中大法曹ニュース」第五号を発行し、配布できるよう準備することとした。

各方面からの多角的なアプローチが必要と考え、中央大学からは中大ロースクール開校に当たって、その意義について、阿部三郎中央大学理事長、角田邦重中央大学学長に御執筆を依頼することとした。

また、中央大学ロースクールの現場を担当する福原紀彦中央大学法科大学院教授、大村美隆中央大学法科大学院専任教授その他の先生方に教学及び実務家教員の立場から入学選抜試験の実施状況や実際の教育に当たっての課題等について御執筆を依頼することとした。

更に、金井貴嗣中央大学法学部長にはロースクール開講後の法学部教育の役割についてその御意見の御執筆をお願いした。

当会からは、中津靖夫幹事長、奈良道博副幹事長、石井芳光法職教育検討委員会委員長からも、それぞれの立場からの御意見を寄せていただくこととした。

更に、中央大学創立一二五周年を記念して建てられた「炎の塔」の法科大学院に果たす役割も重

要な問題であり、そのテーマについては当広報委員会において、「炎の塔」についてと題して記事を掲載することとした。

右検討結果に基づいて、「中大法曹ニュース」第五号を編集し、平成一六年五月一三日開催の中大法曹会定時総会において配布した。

2　会報「中大法曹」第二一号の発刊

「中大法曹ニュース」第五号の発行以後、会報「中大法曹」の発刊について検討した。

会報「中大法曹」第二一号が発刊される平成一七年五月の総会は、中大ロースクールが開講してほぼ一年が経過する時期であり、その現況と課題を把握する時期に当たる。

そこで、中大ロースクールにおいて指導の任に当たられている先生方にその担当分野に応じて現況報告をいただくこととした。

その結果、①法科大学院の組織運営の現状について、大村雅彦法務研究科長、福原紀彦法科大学院教授・法務研究科長、山田省三法科大学院教授、②法科大学院教育の現状について渡辺達徳法科大学院教授、山田八千子法科大学院助教授、斉藤信治法科大学院教授、長内了法科大学院教授、太田秀夫法科大学院特任教授、藤本哲也法科大学院教授・財務省派遣、③法科大学院の学生生活指導等について野澤紀雅法科大学院教授、④法科大学院と白門法律事務所について小名弦法科大学院特任講師・白門法律事務所所長、にそれぞれ執筆をお願いすることとした。

なお、法科大学院において受講している法科大学院未修者及び既修者各コースの第一期生の学生

五名に受講している立場からの感想や意見を述べていただくこととした。

また、中大法曹会幹事会において、預金保険機構の理事長をされていた松田昇先生及び東京地検特捜部長を歴任された中大法科大学院教授宗像紀夫先生には、中大法曹会の幹事会において、各先生の貴重な経験に基づく御講演を御願いしたので、その御講演を掲載して御紹介することとした。

資料の編集については、前号において多大な時間と労力を割かれて中大法曹会歴代執行部、法曹会出身理事・幹事一覧表などを作成していただき貴重な資料を残していただいた。その後の資料については時期をみて改めて整理していただくこととし、今号においては、常時必要とする会則関係を引き続き掲載することとした。中大法曹会の会則については一部改正がなされたので、改正後の会則を掲載した。

また、各支部における会則も制定されつつあるので、現時点で可能な限り掲載することとしたが、今後、支部が新たに結成される都度新たな支部会則を掲載することになると思われる。

四　広報委員会は平成一五・一六年度で約一八回程開催したが、中大法科大学院の開校を契機にその情報収集が中心となった。中大法曹ニュースと会報中大法曹の編集以外にも広報活動の課題は多々考えられるが将来の課題としたい。

機構改革実行特別委員会活動報告書

機構改革実行特別委員会委員長
新井嘉昭

中央大学機構改革実行特別委員会（以下本委員会という）は、平成九年度、一〇年度の田宮甫幹事長が設けた特別委員会です。当時の副幹事長として、私もその設立に関わりました。本委員会は、中大法曹会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を推進し、その他中大法曹会の組織拡大に必要な後援を行うことを目的としています。

平成一五年度、一六年度の本委員会は、中津靖夫幹事長から、次の二点について、諮問を受けました。

一、中大法曹会に女性部会を設置することの可否

二、新たな支部設置について

まず本会に女子部を設置することの可否については、私が数人の女性会員に意見をうかがったところ、「設置の必要性を感じない」「あまり感心がない」「この時代に絶対必要なし」という意見が多く、平成

一六年七月二六日付で、「女子部の設置は現在の社会情勢、法曹会における女性人口の増加状況、近時の女性会員の意識からして、相当でない」と答申しました。

むしろ若手会員を如何に本会に関わり、諸行事に参加してもらうかが急務であると考え、四〇期以降の会員の名簿を収集し、検討を始めましたが、具体的方策を見出せないままに終りました。次年度の本委員会における重要な検討課題であろうと思います。

次に新支部の設置についてです。これまで歴代委員長のご努力により、札幌支部、四国支部、名古屋支部（及び北陸分会）、大阪支部、福岡支部が設置されていました。残るは、高裁所在地として、仙台、広島です。本会副幹事長（元本委員会の委員長）の大高満範先生のご紹介により、大国和江、椎木タカ、二國則昭先生にご尽力をいただき、平成一六年一一月二二日、中大法曹会広島支部（国政道明支部長）が七五名をもって設立されました。中津幹事長、大高副幹事長と私が設立総会に出席し、同支部の門出を祝いました。

仙台支部は未だ支部設立の動きはありませんが、神奈川支部（村瀬統一支部長）が、本会の会則改定を経て、平成一七年三月一日、八〇名をもって設立されました。本部に近いという困難な状況の中で、支部設立にご尽力をいただいた村瀬統一、松浦光明両先生には御礼を申し上げます。

既設の福岡支部の定時総会・懇親会には、中津幹事長と私が出席し、湯川久子支部長他の支部会員の皆様と懇親を深めて来ました。

募金実行委員会活動報告

募金実行委員会事務局長
石渡光一

一、委員会の活動

(1) 当委員会は、平成一三年一〇月それまでの募金企画委員会を変更して募金実行委員会を立上げて以来活動を続けています。その間学術研究団体連合会と連名で会員に呼掛け、また対象を法学部出身の学員全体にも拡大しました。

(2) 募金推進のため、東京では三会のブロック別にそれぞれ各ブロックの会員に呼掛けることとし、東弁、一弁では期別の世話人をお願いし、二弁では期別ではないが中核になる世話人をお願いしてそれぞれ呼掛けを行って来ました。また地方支部にも、支部としての呼掛けをお願いして来ました。

その結果、応募の状況は次のようになっています。

A 法曹会　一四七名　一億五四五三万五〇〇〇円（平成一六年一二月末日現在）

B　法曹界　六四六名　七億七六九三万一〇〇〇円（平成一六年半ばの集計）
東弁　二一二名　一億八〇一七万四〇〇〇円　一弁　八四名　三億八八九二万三〇〇〇円
二弁　六三名　五六三七万　円　地方　二八七名　一億五一四六万四〇〇〇円
（注）中大では法曹の学員を法曹界として区分しています。この中には当法曹会の外に学研連等研究室、地方支部、年次支部会員として応募したものが含まれています。

(3)　創立一二五周年に向けての募金活動も既に三年を経過しました。全体の目標額は百億円ですが、平成一六年一二月末日現在の応募額は三一億四千万円（内入金済額二六億三千万円）であり、募金開始時の勢いも一段落し、少々足踏み状態の感は拭えません。

平成一六年四月には法科大学院がスタートしました。その中で院生への経済的支援が必要となり、奨学金制度が設けられています。それに応じてこの募金に置いても寄付対象事業に「ロースクール奨学資金」の項目が加えられました。法曹会の応募人数は約一五〇名です（東弁三ブロックの幹事約六〇名）。更に多くの方々にお願いする次第であり、また新しい対象事業が加わったこともあって、未だ応募されていない会員ばかりでなく、既に応募いただいた会員にも再度お願いすることになりました。母校の発展を願い、一二五周年事業を後押しするため足踏み感を払拭して更に募金を推進すべく、未応募者・既応募者別々のお願い書を作成し、且つ各ブロックから呼掛人に参加いただいて、近々改めて募金のお願い書をお届けすることになりました。

二、委員会の体制、開催日

(1) 委員長　安原正之（東弁）

副委員長　佐伯　弘、榊原卓郎、浅見昭一（榊原氏後任）（以上東弁）

同　山﨑源三（一弁）、中津靖夫、岩瀬外嗣雄（中津氏後任）（以上二弁）

(2) 委員会開催日（委員会、正副会長会）　平成一五年六月一九日、九月八日、九月一七日、一一月二五日、平成一六年三月二四日、六月八日、七月八日、九月三〇日、平成一七年一月二〇日

会務報告

平成一五・一六年度会務報告

中央大学法曹会事務局長
原　誠

中津幹事長以下執行部の二年間を振り返り、次期事務局への事務引継ぎと若干の感想を織り交ぜて会務を報告致します。

一　中央大学との関係

中央大学法曹会は、中央大学あっての法曹会です。ですから、大学との関係が一番重要です。その大学とは、手続き的には文書課（現在、藤本義明課長）が窓口になります。ですから、新執行部事務局は、まず、文書課と連絡を取ることになります。文書課を通じ、場合によっては秘書課を経て、理事長・総長・学長とつながりを持ちます。大学関係の行事としては、ホームカミングデー（法曹会賞を提供しています）、合同授与式（これも法曹会賞を出しています）、合格祝賀会等への出席ないし協力があります。

また、大学の人事（理事長・常任理事・理事その他）への関係もあります。

二　比較法研究所・法科大学院との関係

比較法研究所とは、ニュースレターへの寄稿（幹事長・副幹事長の順で寄稿しています）、誌友・寄附その他さまざまな協力問題があります。法科大学院との関係では、会報に記載したような報告・講演、激励会、エクスターンシップ協力等の関係があります。

三　学員会との関係

法曹会は、学員会の支部ですから、新執行部は、学員会への連絡もしておかねばなりません。総会等後の懇親会には学員会会長に招待状を発しています。学員時報の新年号に毎年「支部年賀広告」を出しています。また、学員会の会長・副会長の選考、幹事・協議員等の選考問題につき、法曹会としての関わりがあります。

四　他の学員会支部との関係

学員会の他の支部、南甲倶楽部、白門体育会、国会白門会その他の友好関係があり、時には懇親会を開きます。

五　総会・常任幹事会・幹事会

法曹会の必要的行事は、年一回の総会、年四回の常任幹事会・幹事会の開催です。これに引き続き、祝賀会・懇親会を開催しますが、これらは、現在、東京會舘で行っております。会場の設営、配布資料の作成等は、事務局が行います。会報の制作・郵送は、高千穂印刷所に協力していただいておりますが、

総会等の開催通知は、エクスパダイトというFAX同報サービス会社に依頼しています。エクスパダイトの通信費は、郵便代より格安です。しかし、常任幹事・幹事の連絡先は、事務局で把握し、予め情報提供しておかねばなりません。

A・総会

さて、総会ですが、一年間の区切りで法曹会ニュースの発行と会計報告、会務報告がメインになります。二年間の区切りとしては会報の発行、次期執行部の選任という重要事項が加わります。

B・常任幹事会・幹事会

現在年四回行われていますが、三回にすべきではないかという意見が出ました。が、見送られました。祝賀会・懇親会は、中津幹事長の方針で、立食を避けて椅子席にしました。全員腰掛けられて楽ですが、費用は嵩みます。祝賀会の招待者は、六のとおりです。

C・各ブロック会

人事関係は、各ブロックで意見を上げてきますので、各ブロック会を必要に応じて開催しています。

六　栄進者・叙勲受章者・合格者の把握

A・栄進者の把握

弁護士の場合は、日弁連・関弁連・東京三会に問い合わせます。裁判所・検察庁の場合は、各ブロックの副幹事長と事務局次長に協力していただいています。それから、学員時報の記事から捜しています。

B・叙勲受章者の把握

弁護士会は日弁連、裁判所・検察庁はAと同じ。

C・合格者の把握

大学の法学部から名簿を送ってもらっています。合格者に対して、黒水牛の印鑑を贈呈しています。

D・新入会員

法曹資格を有した会員の把握ですが、二年前の合格者の名簿と日弁連から入手した弁護士の名簿を照らし合わせ、捜し出します。事務員がかかりっきりで捜しています。

七　法曹会支部との関係

法曹会に、地方会が生まれています。現在は、大阪・福岡・横浜等です。

八　法曹会各種委員会関係

人事、大学問題、機構改革実行、法職教育検討、会則、募金実行等の各種委員会とテミスの会があります。事務局次長一人ずつ、各種委員会を担当していただきました。

九　広報関係

二年に一度の割りで、会報とニュースを発行しています。これも大事な業務となります。

十　財政

担当会の事務局次長が会計を担当します。監査は会計監事に行っていただきます。

十一　方針

最後に、今年の活動方針ですが、中津幹事長は、法科大学院特集ともいうべきものにして、講演、会報特集記事を組むなどしました。

十二　その他

最後に、小生としては、事務局次長さんの協力を得て、何とか本日にたどり着きました。感謝にたえません。個人の意見として、常任幹事会・幹事会の年四回は多くはないでしょうか。その都度全部、大学関係者をお招きし、出席していただいておりますが、これも招待は二回にするなど再考した方が宜しいような気がします。また、若い法曹が出席しやすくする工夫なども求められるのではないでしょうか。

ともあれ、中央大学、そして法曹会の一層の発展を祈ります。

中央大学法曹会平成一五・一六年度開催行事報告書

自　平成一五年五月一五日
至　平成一六年五月一五日

中央大学法曹会事務局

年月日	行事
15・5・26	会計事務引継ぎ
5・30	第1回執行部会—新執行部顔合わせ会
6・12	事務引継ぎ会
6・20	第1回人事・広報・大学問題・法職教育検討・会則・機構改革実行等各種委員会
7・3	有志懇談会開催
7・16	第2回大学問題委員会
7・18	15年度第1回常任幹事会・幹事会
7・24	比較法研究所と懇談会
7・28	第2回法職教育検討委員会

7・30	第1回機構改革実行委員会
8・12	有志懇談会開催
9・1	第3回法職教育検討委員会
9・8	第1回募金委員会
9・18	第3回大学問題委員会
9・26	第2回機構改革実行委員会
10・1	第4回法職教育検討委員会
10・7	第2回執行部会・第2回広報委員会
10・15	第4回大学問題委員会
10・29	第5回法職教育検討委員会
10・29	中大阿部理事長との懇談会
11・4	法学部生への法廷傍聴会
11・20	第5回大学問題委員会
11・25	第2回募金委員会
11・26	第3回機構改革実行委員会

11・27	15年度第2回常任幹事会・幹事会・叙勲綬章者祝賀会・新入会員歓迎会
12・4	第6回法職教育検討委員会
12・5	第3回執行部会兼忘年会・第3回広報委員会
16・1・21	第6回大学問題委員会・第7回法職教育検討委員会
1・28	第4回機構改革実行委員会
1・29	15年度第3回常任幹事会・幹事会、叙勲受章者・栄進者・合格者祝賀会
2・2	第三次基本規程検討委員会
2・5	第8回法職教育検討委員会
2・13	第4回執行部会・第3回広報委員会
2・18	第7回大学問題委員会
2・20	南甲倶楽部有志懇親会
3・4	第2回人事委員会・第9回法職教育検討委員会
3・9	第5回広報委員会
3・10	阿部理事長懇談会
3・17	第8回大学問題委員会

3・23	法科大学院実務家教員激励会
3・24	第3回募金委員会
3・25	第5回執行部会・第7回広報委員会
3・26	第3回人事委員会
4・7	第10回法職教育検討委員会
4・16	第6回執行部会・第8回広報委員会
4・20	第9回大学問題委員会
5・10	第7回執行部会・第9回広報委員会
5・13	15年度第4回常任幹事会・幹事会・栄進者祝賀会 16年度定時総会
5・18	第10回大学問題委員会
5・19	第11回法職教育検討委員会
5・25	第8回執行部会・第10回広報委員会
5・26	第5回機構改革実行委員会
6・15	第11回大学問題委員会

7・7	法学部生への法廷傍聴会
7・15	16年度第1回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀会 第9回執行部会
7・26	第6回機構改革実行委員会
7・20	第12回大学問題委員会
7・27	第12回法職教育検討委員会
9・7	第10回執行部会・第11回広報委員会
9・15	第7回機構改革実行委員会
9・21	第13回大学問題委員会
9・27	第13回法職教育検討委員会
10・4	会則検討委員会
10・7	第11回執行部会・第12回広報委員会
10・19	第14回大学問題委員会
10・25	第14回法職教育検討委員会
11・4	法学部生への法廷傍聴会

11・17	第8回機構改革実行委員会
11・16	第15回大学問題委員会
11・25	16年度第2回常任幹事会・幹事会・新入会員歓迎会 第12回執行部会・第13回広報委員会
12・14	第13回執行部会・第14回広報委員会
12・20	第15回法職教育検討委員会
12・21	第16回大学問題委員会
17・1・18	第17回大学問題委員会
1・27	16年度第3回常任幹事会・幹事会、叙勲受章者・栄進者・合格者祝賀会 第14回執行部会・第15回広報委員会
2・5	法科大学院学生との懇親会
2・15	第18回大学問題委員会
2・23	第15回執行部会・第16回広報委員会
3・15	第19回大学問題委員会
3・24	第16回執行部会・第17回広報委員会
4・6	第18回執行部会・広報委員会

資料

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目　次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　総長（第四条―第十条）
第三章　役員及び顧問（第十一条―第二十四条）
第四章　理事会（第二十五条―第二十七条）
第五章　評議員会（第二十八条―第三十九条）
第六章　商議員会（第四十条）
第七章　資産及び会計（第四十一条―第四十七条）
第八章　収益事業（第四十八条・第四十九条）
第九章　基本規定（寄附行為）の変更（第五十条）
第十章　合併及び解散（第五十一条・第五十二条）
第十一章　公告（第五十三条）
附則

第一章　総　則

（名称）

第一条　この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条　この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条　この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一　学校

ア　中央大学

大　学　院　法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科・総合政策研究科

法　学　部　法律学科・国際企業関係法学

科・政治学科
法学部二部　法律学科・政治学科
法学部通信教育課程
経済学部　経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科
経済学部二部　経済学科・産業経済学科・国際経済学科
商学部　経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科
商学部二部　経営学科・会計学科・商業・貿易学科
理工学部　数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科
理工学部二部　物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科
文学部一部　文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科
文学部二部　文学科
総合政策学部　政策科学科・国際政策文化学科

イ　中央大学高等学校　定時制課程　普通科
ウ　中央大学杉並高等学校　全日制課程　普通科
エ　中央大学附属高等学校　全日制課程　普通科

二　研究所
ア　日本比較法研究所
イ　中央大学経理研究所
ウ　中央大学経済研究所

2　この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章　総　長

（総長）
第四条　この法人に総長を置く。

2　総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3　総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

（総長の選任）

第五条　総長は、総長選考委員会（以下この章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、理事会が選任する。

（選考委員会の構成）

第六条　選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一　学長・研究所長及び高等学校長

二　学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三　理事会で互選した者五人

四　評議員会で互選した者若干人

五　事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2　前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

（選考委員会の議事）

第七条　選考委員会は、理事長が招集する。

2　選考委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3　選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

4　選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

（総長の職務代行）

第八条　総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

（教学審議会）

第九条　総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2　教学審議会に関する規則は、別に定める。

（教学審議会への諮問）

第十条　総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければな

らない。

第三章　役員及び顧問

（役員）

第十一条　この法人に理事及び監事を置く。

2　理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

一　理事　十八人以上二十二人以内

二　監事　二人又は三人

3　第十二条第一項第一号の理事（以下「職務上理事」という。）において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、十七人以上二十一人以内とする。

（理事の選任）

第十二条　次に掲げる者を、この法人の理事とする。

一　総長、学長及び事務局長

二　専任教授六人

三　評議員その他の者九人以上十三人以内

2　前項第二号及び第三号の理事は、理事選考委員会（以下この章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、評議員会が選任する。

3　前項の規定は、理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4　学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

（選考委員会の構成）

第十三条　選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一　総長

二　学長

三　各学部長

四　大学院研究科委員長で互選した者一人

五　研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）で互選した者一人

六　高等学校長で互選した者一人

七　評議員会議長・副議長

八　中央大学学員会会長

九　評議員会で互選した者十一人（この法人の専任教職員を除く。）

十　事務局長

（理事候補者の推薦等）

第十四条　各学部教授会は、当該学部の専任教授各一人を、理事候補者として選考委員会に推薦する。

2　選考委員会は、前項により推薦された者を、第十二条第一項第二号の理事候補者に選考するものとする。

3　第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦については、別に定める。

（選考委員会の議事）

第十五条　選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2　選考委員会に、委員長を置く。

3　委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4　選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5　選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

（理事長）

第十六条　理事長は、理事（職務上理事を除く。）のうちから理事会が選任する。

2　前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。ただし、総長と学長とが兼ねる場合は、この限りでない。

3　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

（常任理事の選任）

第十七条　理事の互選によって、常任理事若干人を定める。

（監事の選任）

第十八条　監事は、監事選考委員会が評議員その他の者から選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、監事と評議員とは兼ねることができない。

2　前項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

3　監事選考委員会については、第十三条及び第十五条の規定を準用する。

4　監事候補者の推薦については、別に定める。
5　監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

（任期）

第十九条　役員（職務上理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。
2　役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。
3　やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の決議をもって、役員（職務上理事を除く。）を解任することができる。

（理事長及び理事の職務権限）

第二十条　理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。
2　理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

（総長たる理事の代表権）

第二十一条　総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

（常任理事の職務権限）

第二十二条　常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。
2　常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

（監事の職務権限）

第二十三条　監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。
2　監事は、前項の監査の結果を評議員会に報告する。
3　監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

（顧問）

第二十四条　この法人に顧問を置くことができる。
2　顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。
3　顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

第四章　理　事　会

（理事会）

第二十五条　理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2　理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3　学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）、情報研究教育センター所長、保健センター所長、国際交流センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

（理事会の議事）

第二十六条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2　理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。ただし、この法人の合併及び解散に関する議事は、理事の三分の二以上の多数によって決定する。

3　理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4　議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

（理事会の権限）

第二十七条　理事会は、この法人の一切の業務を決定する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

2　理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることができる。

第五章　評議員会

（評議員会）

第二十八条　この法人に評議員会を置き、百五十人以内の評議員をもって組織する。

（評議員の被選資格）

第二十九条　次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

一　理事長、総長及び学長

二　学部長

三　高等学校長

四　年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員から選任された者四十九人以内

五　年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選任された者八十七人以内

六　学識経験者その他の者から選任された者若干人

2　前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教職員である者を含まない。

3　第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。

一　この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者

二　この法人の専任教職員

三　この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業者

四　財団法人中央大学から学員として推薦された者

五　学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六　この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

4　監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。

（評議員の選任）

第三十条　前条第一項第四号から第六号までの評議員（以下「選任評議員」という。）は、評議員選考委員会（以下この章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

2　前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

（選考委員会の構成）

第三十一条　選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一　理事会で互選した者三人

二　学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各一人

三　事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四　評議員会議長・副議長

五　選任評議員で互選した者十二人

2　前項第五号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

（選任評議員候補者の推薦）

第三十二条　選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

（選考委員会の議事）

第三十三条　選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2　選考委員会に、委員長を置く。

3　委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4　選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5　選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

（評議員の任期）

第三十四条　選任評議員の任期は、四年とする。

2　補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4　選任評議員の解任については、第十九条第三項を準用する。

（議長及び副議長）

第三十五条　評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2　議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3　議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4　議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（会議）

第三十六条　評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2　理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4　評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6　大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）、情報研究教育センター所長、保健センター所長及び国際交流センター所長は、評議員会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

7　会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

（議決事項等）

第三十七条　次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一　予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二　基本規定（寄附行為）の変更

三　この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四　合併

五　私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六　残余財産の処分に関する事項

2　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

（委員会）

第三十八条　評議員会は、その権限に属する事項を審

議させるため、委員会を設けることができる。

2　委員会に関する規則は、別に定める。

（名誉評議員）

第三十九条　この法人に功績顕著であった者を名誉評議員に委嘱することができる。

2　前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事項については、別に定める。

第六章　商議員会

（商議員会）

第四十条　この法人に商議員会を置く。

2　商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

3　前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

第七章　資産及び会計

（資産）

第四十一条　この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2　次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一　資産から生ずる果実

二　学生生徒等納付金及び手数料

三　寄附

四　補助金

五　収益事業から生ずる利益金

六　その他の収入

（計算基準）

第四十二条　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2　収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

（資産処分の制限）

第四十三条　基本金に属する重要な固定資産の処分は、

評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

（予算）

第四十四条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2　学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

3　収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第四十五条　この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置）

第四十六条　この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

（会計年度）

第四十七条　この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章　収益事業

（種類）

第四十八条　この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十九条　収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第九章　基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第五十条　この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第十章　合併及び解散

（議決の方法）

第五十一条　この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

（残余財産の帰属）

第五十二条　この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十一章　公　告

（公告）

第五十三条　この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附　則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する。

附　則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

2　この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附　則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附　則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附　則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附　則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附　則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2　この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3　この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附　則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附　則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附　則（規程第千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附　則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附　則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附　則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附　則（規程第千三百三十九号）

（施行期日）

1　この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受

けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

2　理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附　則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附　則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附　則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附　則（規程第千五百十一号）

（施行期日）

1　この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附　則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附　則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

1　この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。

（役員等に関する経過措置）

2　この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となった者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3　この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百十四人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、平成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

4　第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二人については、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

附　則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

1　この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数

学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（規程第千七百十四号）

平成十一年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成十二年四月一日から施行する。

中央大学学員会会則

（名称）

第一条　本会は、中央大学学員会と称する。

（目的）

第二条　本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

（事業）

第三条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一　奨学援助及び学術研究に対する助成

二　各種研究会、講演会及び見学会の開催

三　父母連絡会との交流

四　学生との交流

五　会報の発行

六　学員名簿の編纂

七　その他必要と認める事業

（会員）

第四条　本会の会員は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員とする。

2　会員は、一定の会費を納入するものとする。

（本部及び支部）

第五条　本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地に置く。

2　本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3　前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4　支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

（役員）

第六条　本会に次の役員を置く。

一　会　　長　一人

二　副 会 長　七人以上十人以内

三　常任幹事　二十人以上二十五人以内
四　幹　　事　八十人以上百人以内
五　会計監事　四人又は五人
六　協 議 員　七百人以上八百人以内
2　会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
3　会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の選任)

第七条　会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。
2　協議員は、総会において選任する。
3　前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。
4　常任幹事は、幹事の互選による。

(役員の任期)

第八条　役員の任期は、三年とする。
2　補欠又は補充によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間とする。

(役員の職務権限)

第九条　会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
3　常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。
4　会計監事は、本会の会計を監査する。
5　会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条　本会に名誉会長一人を置くことができる。
2　名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
3　名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十一条　本会に名誉顧問を置くことができる。
2　名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。
3　名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

（顧問）
第十二条　本会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
3　顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
4　顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。
5　顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

（参与）
第十三条　本会に参与を置くことができる。
2　参与は、特に本会の発展に苦労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
3　参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。
4　参与の就任年齢は六十歳以上とし、任期は六年とする。
ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は六年とする。
5　参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

（総会）
第十四条　総会は、定時総会及び臨時総会とする。
2　定時総会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。
3　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。
4　総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

（協議員会）

第十五条　協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一　会長、副会長、幹事及び会計監事の選任
二　事業計画、事業報告、予算及び決算の承認
三　会則の改正、規程の制定及び改廃
四　名誉会長及び顧問の推戴
五　その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

（会長・副会長会議）

第十六条　会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

（幹事会）

第十七条　幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
2　幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

（常任幹事会）

第十八条　常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
2　常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

（委員会）

第十九条　本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。
2　委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

（奨学会の設置）

第二十条　第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

（学校法人中央大学評議員候補者の選出）

第二十一条　本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

（本会の経費）

第二十二条　本会の経費は、学員会会費収入（以下「会費」という。）、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（会費）

第二十三条　会費は、三万円とし、第四条により学員となったときに全額を納入するものとする。
2　学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。
3　会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

（寄附金）

第二十四条　寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

（会計年度）

第二十五条　本会の会計年度は、四月一日から翌年三

月三十一日までとする。

（会計処理）

第二十六条　本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

（本部事務局）

第二十七条　本会に中央大学学員会本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

2　本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3　本部事務局に関する規程は、別に定める。

（会則の改正）

第二十八条　この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附　則

（改正会則の発効）

1　この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

（旧役員の任期）

2　旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでおのおのその職務を行う。

（この会則により選任された役員の任期）

3　この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4　この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

（参与の委嘱）

5　旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条件第三項により委嘱されたものとみなす。

（旧会則による会費完納者の取扱い）

6　昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

（旧会則による分割納入者の取扱い）

7　旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

（昭和五十八年度の会計年度）

8　昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月三十一日までとする。

（昭和五十八年三月十二日施行）

附　則

（施行期日）

1　この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

（経過措置）

2　この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

（経過措置）

2　旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

（制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三、平一〇・五・一四、平一一・五・一三、平一三・五・一五）

第一条　本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

2　本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第二条　本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一　中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二　会報及び会員名簿の発行

三　研究会、講演会及び座談会の開催

四　その他必要と認める事業

第四条　本会に、次の二種の会員を置く。

一　正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二　準会員　中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2　本会の会員として入会しようとする者は、常任幹事会の承認を得なければならない。

第四条の二　会員は、幹事長に届け出て、退会することができる。

2　会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

一　法曹の品位を失うべき非行があったとき

二　本会の秩序をみだしたとき

第五条　本会に、次の役員を置く。

一　幹事長　　一名

二　副幹事長　　　　十三名
三　常任幹事　　　　百名以内
四　幹　　事　　　　千名以内
五　会計監事　　　　三名以内

第六条　幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2　幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長八名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第七条　役員の任期は、二年とする。但し再選を妨げない。

2　補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　本会に、顧問及び参与を置く。

2　顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3　顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条　幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

2　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3　幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4　会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条　総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年五月中に幹事長が招集する。

2　幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3　幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4　総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名により行う。

5　議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。
6　副議長は、議長を補佐する。
7　総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。
第十一条　幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。
2　幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。
3　幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。
第十二条　常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。
2　幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。
3　常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。
第十三条　本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。
2　委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。
第十三条の二　本会に、事務局を置く。
2　事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
3　事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。
第十四条　本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。
2　会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。
3　既納の会費は、返還しないものとする。
第十五条　本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三一日までとする。
2　予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条　本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十七条　本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2　前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3　支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4　支部長は、第六条第二項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5　支部に入会した正会員又は準会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第十八条　定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年一回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2　幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3　幹事長は、支部長三名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4　支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附　則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附　則

第一条第二項及び第一三条の二の改正規定は、平成二年五月一六日から施行する。

附　則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

附　則

第四条第一項、第四条の二、第五条第三号、同第四号、第十四条の改正規定は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附　則

第五条第四号の改正規定は、平成一一年五月一三日か

ら施行する。

附　則

第五条第二号、第六条第二項但書、第十七条第四項並びに第五項の改正規定、第十八条の新設規定は、平成十三年五月一五日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条　この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条　百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条　前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条　この規程の改正は会則改正の手続による。

附　則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条　この規程は、中央大学法曹会会則第六条第一項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条　幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一　東京弁護士会所属会員中より　二五〇名以内

二　第一東京弁護士会所属会員中より一二五名以内

三　第二東京弁護士会所属会員中より一二五名以内

四　都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より　四〇名以内

五　都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より　四〇名以内

六　その他の正会員または準会員の中より　二〇名以内

七　左記の各支部（分会を含む。）所属会員中より四〇〇名以内

1　関　東　支部（仮称）　若干名

2　関西（近畿）支部（仮称）　若干名
3　中　部　支部（仮称）　若干名
4　中　国　支部（仮称）　若干名
5　九　州　支部（仮称）　若干名
6　東　北　支部（仮称）　若干名
7　北海道　支部（仮称）　若干名
8　四　国　支部（仮称）　若干名

第三条　削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条　この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条　この規程の改正は会則改正の手続による。

附　則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附　則

第二条各号の改正規程は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附　則

第二条第七号の新設規程は、平成一三年五月一五日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条　中央大学法曹会事務局（以下「事務局」という。）に次の職員を置く。

一　事務局長　一名
二　事務局次長　若干名

第二条　事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条　事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2　事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条　幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条　この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附　則

この規則は、平成二年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

第一条（趣旨）

この規程は、中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第十四条第二項に基づき、会費の納入について定める。

第二条（会費）

一　会員の会費は、年額金三、〇〇〇円とする。

但し、本会会則第十七条に基き設置された支部（以下「支部」という）に所属する会員の会費は、支部において定めるものとする。

二　前項にかかわらず、役員（本会会則第五条記載の者）の会費は、年額金一万円を負担する。

第三条（納入の時期・方法）

一　会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

二　支部は、その支部に所属する会員の会費を支部の責任で徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

三　前項にかかわらず、支部は支部所属会員に対する会費徴収業務を幹事長と支部長の合意に基づき、本部に委任できるものとする。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金額のうち支部に送金する額を定める。

第四条（改正）この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附　則

この規則は、平成九年一二月四日から施行する。

附　則

第二条の改正規則は、平成一三年五月一五日から施行する。

附　則

平成一六年一一月二五日幹事会において改正した部分の規則は、平成一七年一月一日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

第一条（趣旨）　この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第十七条第一項に基づき、本会の支部の設置について定める。

第二条（支部の設置）　本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

第三条（会員）　支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

1　正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。

2　準会員　中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

第四条（支部長）　支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

2　支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

第五条（会費）

一　支部の会費は、会費規則第二条第一項但書に基づき支部において定める。

二　支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

三　前項にかかわらず、支部は会費規則第三条第三項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

第六条（会則等の準用）　支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

第七条（改正）　この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附　則

この規程は、平成一三年五月一五日から施行する。

附　則

平成一六年一一月二五日幹事会において改正した部分については、平成一七年一月一日から施行する。

2　旧第七条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、中央大学在学生及び卒業生にして、施行年度において司法試験第二次試験に合格した者に対して、中大法曹としての自覚を促し、その象徴として象牙印鑑を贈呈することによって、中大法曹としての誇りと栄誉を讃え、今後、後進の指導等の中央大学の新なる発展に寄与することを期待して本内規を創設する。

第二条（贈呈方法）

本会執行部は、大学または学員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者を駿河台記念館に招待し、前条の印鑑を贈呈する。

第三条（印刻）

前条の印鑑を受領した合格者は、交付当日、贈呈式に出席している印章店に対して、自己の希望する書体の印刻を無料にて注文することができる。

第四条（費用）

本会執行部は、毎年はじめ凡そ一〇〇個の予算を計上しておくものとする。

第五条（附則）

本内規は、平成一〇年五月から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

第一条（目　的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新なる発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創

設する。

第二条（表彰方法）

本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年三月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

第三条（選考方法）

大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

第四条（表彰内容）

第二条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

第五条（施　行）

本内規は、平成一一年三月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程（案）

平成一五年三月　四日　会則検討委員会承認
平成一五年五月一五日　定時総会承認予定

第一条　この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第二条　顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2　前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第三条　会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2　前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第四条　幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前二条に準じ弔慰を表することが出来る。

第五条　会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈

ることが出来る。

第六条　会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2　会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第七条　幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附　則

この規程は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

（設置）

第一条　本会に、人事委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（本委員会の目的）

第二条　本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

（委員会の構成）

第三条　本委員会は、次の者で構成する。

一、東京弁護士会ブロック　四名

二、第一東京弁護士会ブロック　二名

三、第二東京弁護士会ブロック　二名

六、裁判所、公証人ブロック　一名

七、検察庁、公証人ブロック　一名

（委員の任期）

第四条　委員の任期は二年とする。ただし、再選を妨げない。

（委員長、副委員長）

第五条　本委員会は、委員長一名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

（会議）

第六条　本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

（幹事長等の出席）

第七条　本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付　則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

（設置）

第一条　本会に、法職教育検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（委員会の目的）

第二条　本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

（委員会の構成）

第三条　本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の
　中央大学法職講座運営委員会委員　二名以内
二、中央大学法曹会推薦の
　中央大学司法特設講座担当講師　六名以内
三、東京弁護士会ブロック　八名以内
四、第一東京弁護士会ブロック　四名以内
五、第二東京弁護士会ブロック　四名以内
六、裁判所ブロック　二名以内
七、検察庁　二名以内

（委員長、副委員長）

第四条　委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2　委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

（委員の任期）

第五条　委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2　委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

（委員会）

第六条　委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招

集する。

附　則

この規程は、平成六年一二月九日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

（設置）

第一条　本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（本委員会の目的）

第二条　本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

（委員会の構成）

第三条　本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会選出の学校法人中央大学評議員　若干名

二、東京弁護士会ブロック　二四名以内

三、第一東京弁護士会ブロック　十一名以内

四、第二東京弁護士会ブロック　十一名以内

五、裁判所ブロック　二名以内

六、検察庁、公証人ブロック　二名以内

（委員の任期）

第四条　委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長、副委員長）

第五条　委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

（委員会）

第六条　本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

（事務局）

第七条　本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員

会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付　則

この規則は、平成六年三月二三日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

（設置）

第一条　本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（本委員会の目的）

第二条　本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

（委員会の構成）

第三条　本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

（委員の任期）

第四条　委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長、副委員長）

第五条　本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（細則）

第六条　委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付則

本規則は、平成六年三月二三日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

（設置）
第一条　本会に、広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
（本委員会の目的）
第二条　本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。
（委員会の構成）
第三条　本委員会の委員は、一五名以内とし、本会幹事会において選任する。
（委員の任期）
第四条　委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
（委員長・副委員長）
第五条　本委員会は、委員の互選により委員長一名、副委員長若干名を選出する。
2　委員長は、会議を主催し、議長となる。
3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
（事務局）
第六条　本委員会は、事務局を設置することができる。
2　事務局には、事務局員若干名を置く。
3　事務局員は、委員長が委嘱する。

付　則

本規則は、平成一二年五月一二日から施行する。
（経過措置）
本規則制定以前からの委員の任期は、第四条の定めにかかわらず、平成一三年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会福岡支部会則

第一条　本会は中央大学法曹会福岡支部と称する。本会の事務所を福岡市内に置く。

第二条　本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

(一)　中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

(二)　福岡地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

(三)　研究会、講演会及び座談会の開催

(四)　その他必要と認める事業

第四条　本会は福岡地方裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する下記の者を持って組織する。

記

正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

準会員　中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

二　本会会員は当然に本部会の会員となる。

第五条　本会に次の役員を置く。

(一)　支部長　一名

(二)　副支部長　四名以内

(三)　連絡担当幹事　一名。但し、支部長が兼任することを妨げない。

(四)　会計担当幹事　一名

(五)　幹事　若干名

(六)　会計監事　二名以内

第六条　支部長、副支部長、幹事及び会計監事は総会において選任する。連絡担当幹事及び会計担当幹事は幹事の中から役員会で選任する。

第七条　役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2　顧問及び参与は、本会の管理運営につき、随時その諮問に応えるほか、役員会に出席して意見を述べることができる。

第九条　支部長は本会を代表し会務を掌理する。

2　副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する

3　連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4　会計担当幹事は、本会の会計を行う。

5　支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うものとする。

6　会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べることができる。

第一〇条　総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年六月中に支部長がこれを招集する。

2　支部長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することができる。

3　支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

4　総会の議長は支部長がこれに当たる。

5　総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第一一条　役員会は年二回以上支部長の招集によりこれを開く。

2　支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を招集しなければならない。

3　役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役

職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第一二条　本会は必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

2　委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第一三条　本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2　会費は役員会の議を経て別に定める。

第一四条　本会の会計年度は毎年六月一日より翌年5月末日までとする。

2　予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第一五条　本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附　則

この会則は、平成一五年七月二五日から施行する。

中央大学法曹会広島支部会則

第一条　本会は中央大学法曹会広島支部と称し、「中大法曹広島支部」と略称する。

2　本会は、本会事務所を広島市内に置く。

第二条　本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部」という。）の支部として学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一　中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二　会報及び会員名簿の発行

三　研究会、講演会及び座談会の開催

四　その他必要と認める事業

第四条　本会は、広島地方裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者で次の二種の会員をもって組織する。

一　正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二　準会員　中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は、外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2　本会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

3　本会会員は、当然に本部会員となる。

第五条　本会に、次の役員を置く。

一　支部長　一名

二　副支部長　三名以内

三　連絡担当幹事　一名

　但し、支部長が兼任することを妨げない。

四　幹事　若干名

五　会計監事　　二名以内

第六条　幹事及び会計監事は、総会において、選任する。

2　支部長、副支部長及び連絡担当幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条　役員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

2　補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2　顧問及び参与は、総会の議を経てこれを委嘱する。

3　顧問及び参与は、本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条　支部長は、本会を代表し皆無を掌理する。

2　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3　連絡担当幹事は、本部並びに本会会員相互間の事務連絡を行う。

4　支部長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行う。

5　会計監事は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条　総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年四月中に支部長が招集する。

2　支部長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3　支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4　総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5　総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条　幹事会は、年二回以上支部長の招集によりこれを開く。

2　支部長は、過半数に当たる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

3　幹事会は、支部長が議長となり、本会の運営上重

要な事項及び本部から求められた事項、中央大学の理事、監事、評議員、商議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条　本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2　委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条　本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2　会費は、幹事会の議を経て別に定める。

第十四条　本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三一日までとする。

2　予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条　本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附　則

この会則は、平成一六年一一月二三日から施行する。

中央大学法曹会北陸支部会則

第一条　本会は中央大学法曹会北陸支部と称する。本会の事務所を金沢市内に置く。

2　その他、必要があるときは、必要な区域に別途事務所に置くことができる。

第二条　本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央大学法曹会（以下「本部会」という）北陸支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一　中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二　北陸三県（福井県、石川県、富山県）における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を収集し、本部会に報告する。

三　研究会、講演会及び座談会等の開催

四　その他必要と認める事業

第四条　本会は北陸三県内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

一　正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上のもの

二　準会員　中央大学学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

2　本会会員は当然に本部会の会員となる。

第五条　本会に次の役員を置く。

一　幹事長　一名

二　副幹事長　三名

三　連絡担当幹事　一名(但し、副幹事長が兼任する。)

四　幹　事　若干名

五　会計監事　三名以内

第六条　幹事及び会計監事は総会において選任し、幹

事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選による。

2　幹事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。

第七条　役員の任期は、二年とする。但し、補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は再任されることができる。

3　役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第八条　役員にして、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第九条　本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2　顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応える他、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条　幹事長は、本会を代表し、会務を掌握する。

2　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する

3　連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4　幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

5　会計監事は、本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十一条　本会の会議は、総会と幹事会とする。総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年四月に幹事長がこれを招集のうえ開催する。

2　幹事長が必要ありと認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3　幹事長は、七名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

4　総会の議長は幹事長がこれにあたる。

5　総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十二条　幹事会は、年二回以上幹事長の招集により
これを開く。
2　幹事長は、過半数にあたる幹事から請求を受けた
ときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。
3　幹事会の議長は、幹事長がこれにあたり、本会の
運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、
本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他
の役職員並びに中央大学の役員の各候補者に推薦す
る事項を議決する。
4　幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもっ
て決する。
第十三条　本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て
委員会を置くことができる。
2　委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事
会においてこれを定める。
第十四条　会議の議事については、次の事項を記載し
た議事録を作成しなければならない。
一　会議の日時及び場所
二　会議に出席した会員の数又は幹事の氏名
三　決議事項
2　議事録には、それぞれの会議において選出された
議事録署名人が署名捺印しなければならない
第十五条　本会の経費は、会費、寄付金及びその他の
収入をもって支弁する。
2　会費は、幹事会の議を経て定める。
第十六条　本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年
三月三一日までとする。
2　予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認
を得なければならない。
第十七条　本会則は、総会において出席会員の三分の
二以上の同意を得て改正することができる。

附　則

この会則は、平成一五年四月一日から施行する。

中央大学法曹会四国支部会則

第一条　本会は中央大学法曹会四国支部と称し、「中大法曹四国支部」と略称する。

本会の事務所を幹事長の事務所に置く。

第二条　本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、四国地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

三、研究会、公演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条　本会は高松高等裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する以下の者をもって組織する。

本会会員は当然に本部会の会員となる。

記

(一)　正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者

(二)　準会員　中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第五条　本会に次の役員を置く。

一　幹事長　一名

二　連絡担当幹事　一名　但し、幹事長が兼任することを妨げない。

三　幹事　若干名

四　会計監事　二名以内

役員は四県持ち回りとする。

第六条　幹事及び会計監事は総会において選任する。
幹事長は幹事の互選による。

第七条　役員の任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会又は常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条　幹事長は本会を代表し会務を掌理する。

連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

幹事長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条　総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年十一月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することができる。

幹事長は、十名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

総会の議長は幹事長がこれに当たる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条　幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、過半数に当る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条　本会は必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条　本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十四条　本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条　本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附　則

この会則は、平成十二年四月二二日から施行する。

中央大学法曹会大阪支部会則

第一条　本会は中央大学法曹会大阪支部と称し、「中大法曹大阪支部」と略称する。
　本会の事務所を大阪市内に置く。

第二条　本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
二、大阪地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報　告する。
三、研究会、後援会及び座談会の開催
四、その他必要と認める事業

第四条　本会は大阪高等裁判所管轄内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。
　本会会員は当然に本部会の会員となる。

記

㈠　正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者
㈡　準会員　中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第五条　本会に次の役員を置く。
一　幹事長　一名
二　副幹事長　三名以内
三　連絡担当幹事　一名　但し、幹事長は副幹事長が兼任することを妨げない。
四　幹事　若干名
五　会計監事　二名以内

第六条　幹事及び会計監事は総会において選任する。
幹事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選による。

第七条　役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。
補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。
顧問及び参与は管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条

一　幹事長は本会を代表し会務を掌理する。

二　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。

三　連絡担当幹事は、本部会と本会の事務連絡を行うものとする。

四　幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

五　会計監事は本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条　総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年四月中に幹事長がこれを招集する。
幹事長が必要ありと認めたときは随時総会を招集することができる。
幹事長は、十名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。
総会の議長は幹事長がこれに当たる。
総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条　幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。
幹事長か、過半数に当る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。
幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び中央大学学員会の役員の各候補者

に推薦する事項を議決する。

第十二条　本会は必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条　本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十四条　本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

第十五条　本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附　則

この会則は、平成十三年二月十六日から施行する。

中央大学法曹会神奈川支部会則

第一条　本会は中央大学法曹会神奈川支部と称する。
本会の事務所を横浜市内に置く。

第二条　本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

㈠　中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申する。

㈡　神奈川地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

㈢　研究会、講演会および座談会の開催

㈣　その他必要と認める事業

第四条　本会は横浜地方裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

記

正会員　中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

準会員　中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

二　本会会員は当然に本部会の会員となる。

第五条　本会に次の役員を置く。

㈠　支部長　　一名

㈡　副支部長　　五名以内

㈢　連絡担当幹事　一名。ただし、支部長が兼任することを妨げない。

㈣　会計担当幹事　一名

㈤　幹　事　　若干名

㈥　会計監事　　二名以内

第六条　支部長、副支部長、監事及び会計監事は総会において選任する。連絡担当幹事及び会計担当監事は幹事の中から役員会で選任する。

第七条　役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2　顧問及び参与は、本会の管理運営につき、随時その諮問に応えるほか、役員会に出席して意見を述べることができる。

第九条　本支部長は本会を代表し会務を掌理する。

2　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序により職務を代行する。

3　連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4　会計担当幹事は、本会の会計を行う。

5　支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うものとする。

6　会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べることができる。

第一〇条　総会は定時と臨時とに分かち、定時総会は毎年六月中に支部長がこれを招集する。

2　支部長が必要ありと認めたときは臨時総会を収集することができる。

3　支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4　総会の議長は支部長がこれに当たる。

5　総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第一一条　役員会は年二回以上支部長の召集によりこれを開く。

2　支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を召集しなければならない。

3　役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、幹事、評議員その他の役

職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第一二条　本会は必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

二　委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第一三条　本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

二　会費は役員会の議を経て別に定める。

第一四条　本会の会計年度は毎年六月一日より翌年五月末日までとする。但し、初年度は平成一七年三月一日から同年五月三一日までとする。

二　予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第一五条　本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

付　則

この会則は、平成一七年三月一日から施工する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

平成一五年三月　四日　会則検討委員会承認
平成一五年五月一五日　定時総会承認予定

（設置）
第一条　本会に、機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（本委員会の目的）
第二条　本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

（委員会の構成）
第三条　本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

（委員の任期）
第四条　委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長、副委員長）
第五条　本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。
2　委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

（委員会）
第六条　本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

（幹事長等の出席）
第七条　本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）
第八条　本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。
2　本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名

する。

付　則

本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

（平成一三年一二月四日制定）

第一条　正副委員長は任期三年とする。

第二条　委員長は事務局を設置することができる。
事務局員の任期は三年とする。

第三条　期別責任者は三年毎に見直すものとする。

第四条　委員長は、少なくとも三ヶ月に一回委員会を招集する。
委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第五条　期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。
右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも二ヶ月に一度文書を以って報告しなければならない。

第六条　委員会は平成二十四年三月末を以って解散する。

中央大学法曹会テミスを育む会
運営委員会規則

平成一五年三月　四日　会則検討委員会承認
平成一五年五月一五日　定時総会承認予定

（設置）
第一条　本会に、テミスを育む会運営委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（本委員会の目的）
第二条　本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉学を支援することを目的とする。

（委員会の構成）
第三条　本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

（委員の任期）
第四条　委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長、副委員長）
第五条　本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。
2　委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

（委員会）
第六条　本委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

（部会の編成）
第七条　本委員会は、その活動内容に従い、随時部会を置くことができる。

（基金の徴収）
第八条　委員会は、委員会の活動に必要と認められるときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を

募ることができる。

（幹事長等の出席）

第九条　本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第一〇条　本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2　本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付　則

1　テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2　本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会役員名簿（平成一五・一六年度）

一、顧問・参与

(1) 顧問

東弁（五名）

猪股嘉蔵　小池金市　瀧澤國雄　堂野達也　安原正之

一弁（五名）

倉田雅充　設楽敏男　信部高雄　松家里明　柳澤義信

二弁（五名）

大西保　坂本建之助　田宮甫　野宮利雄　松井宣

(2) 参与

東弁（九名）

奥原喜三郎　小竹耕　木川統一郎　児島平　笹原桂輔

篠原千廣　鈴木秀雄　深澤武久　藤井光春

一弁（二名）

竹村照雄　依田敬一郎

二弁（一名）

近藤三代次

二、幹事（○は常任幹事）

東弁（二二八名）

秋知　和憲
阿部　三郎
荒井　清壽
○伊井　和彦
石井　芳光
井手　慶祐
○稲田　寛
植松　功
榎本　逸郎
大澤　成美
大塚　一夫
小澤　治夫
加賀美　清七
片岡　義広
神谷　咸吉郎
北村　一夫
木村　康定

秋元　修二
阿部　正博
荒井　洋一
飯塚　孝
石川　秀樹
伊藤　茂昭
井上　章夫
宇田川　濱江
榎本　峰夫
太田　孝久
大辻　正寛
小名　雄一郎
笠井　浩二
勝野　義孝
亀井　忠夫
北村　忠彦
木村　美隆

浅見　昭一
雨宮　眞也
有馬　幸夫
○飯沼　允
石葉　泰久
伊藤　孝雄
井上　勝義
内丸　義昭
海老原　覚
太田　秀夫
大西　清
小野　紘一
笠原　克美
河東　宗文
川勝　勝則
木戸口　久義
久木野　利光

我妻　真典
鮎川　定徳
安藤　貞一
五十嵐　二葉
○石渡　光一
伊藤　まゆ
井上　聡
伯母　治之
○及川　昭二
○大高　満範
小川　信明
小山田　辰男
柏谷　秀男
金井　孝雄
川瀬　仁司
木下　健治
草川　健

阿南　三千子
新井　清志
安藤　良一
池田　治
市川　照己
伊東　正
上野　廣元
海野　秀樹
大澤　一正
○大谷　隼夫
奥野　善彦
海法　幸平
春日　寛
金澤　恭男
○岸　巌
木村　晋介
楠　忠義

倉田　大介
小林　明彦
小山　勲
佐瀬　正俊
佐藤　むつみ
宍倉　秀男
○白井　正明
○鈴木　康洋
芹澤　博志
高崎　一夫
竹内　義則
田中　英雄
堤　淳一
登坂　真人
中野　博保
中村　裕二
新津　勇七
橋本　幸一
馬場　栄次

黒岩　哲彦
小林　信明
紺野　稔
佐藤　正八
佐藤　義行
島田　修一
白石　道泰
須藤　正彦
○曽田　多賀
高谷　圭一
竹原　孝雄
高氏　佶
津村　政男
内藤　貴昭
中村　治郎
中村　玲子
西込　明彦
長谷川　武弘
原山　庫佳

黒須　雅博
小林　秀正
近藤　智孝
佐藤　隆男
真田　淡史
島田　種次
水津　正臣
○瀬川　徹
高石　昌子
高橋　崇雄
田崎　信幸
千葉　憲雄
寺井　一弘
中島　義勝
中村　生秀
中山　忠男
西林　経博
八戸　孝彦
平野　智嘉義

厚井　乃武夫
小林　元治
○坂巻　國男
佐藤　真喜夫
志賀　剛一
清水　紀代志
菅沼　隆志
関口　徳雄
高城　敏郎
高橋　信
田堰　良三
千葉　宗武
寺口　真夫
中陳　秀夫
中村　浩昭
永松　榮司
二瓶　和敏
服部　邦彦
平野　大

古賀　政治
小林　喜浩
佐々木　敏行
佐藤　勝
志澤　徹
白井　典子
鈴木　修司
関口　博
高木　國雄
多賀　健三郎
田中　紘三
塚越　豊
天坂　辰雄
中根　茂夫
中村　茂八郎
○縄稚　登
野口　和俊
羽成　守
平野　雅幸

平松暁子
平松和也
福家辰夫
藤井眞人
船戸実
堀岩夫
堀合辰夫
牧野英之
増田彦一
○松崎勝一
松嶋英機
松永渉
松本泰次
圓山司
○御園賢治
水庫正裕
溝口敬人
溝口喜文
源光信
三羽正人
○村上昭夫
村上徹
村田裕
村田豊
村田由美子
本島信
百瀬和男
森徹
森田太三
安岡清夫
矢田英一郎
矢吹誠
山岸憲司
山口博
山崎哲
山田茂
山田俊昭
山田八千子
山地義之
山本剛嗣
湯川将
○横山昭
好川弘之
吉澤敬夫
吉田幸一郎
吉野徹
吉原大吉
脇田輝次

一弁（一〇五名）

青木一男
青木康國
赤井文弥
新谷謙一
安西愈
○飯田数美
池内雅利
池田達郎
石田裕久
市野澤裕子
伊藤忠敬
今村敬二
○岩田豊
梅澤和雄
大崎康博
○大西昭一郎
翁川雄一
荻原静夫
奥平力
小口隆夫
加藤慎
金澤均
金澤優
加毛修
川崎直人
川添丈
川原史郎
川辺直泰
川村延彦
木戸弘
木ノ元直樹
木村宏
窪木登志子
小林美智子
小屋敏一

今野昭昌
斉藤勝
齋藤祐一
酒井伸夫
酒井憲郎
篠原由宏
柴田徹男
島田一彦
下山田聰明
○白河浩
○神洋明
杉本秀夫
杉山英巳
鈴江辰男
鈴木和憲
鈴木喜久子
鈴木秀一
鈴木則佐
鈴木英夫
高橋正則
田口邦雄
竹川忠芳
田中茂
田邊勝巳
綱取孝治
寺本吉男
遠山信一郎
友野喜一
○豊田泰介
仲居康雄
中野正人
奈良道博
西坂信
丹羽健介
萩原平
羽田忠義
林勘市
平手啓一
廣渡鉄
深澤隆之
○深澤守
福吉實
藤本英介
藤本猛
藤本博史
辺見紀男
細田良一
松尾紀良
萬羽了
宮﨑万壽夫
村下憲司
元木徹
森田昌昭
森寿男
守屋文雄
八木清文
柳川恒子
矢部耕三
○山﨑源三
山田滋
山本繁樹
山本隆幸
山本卓也
横溝髙至
吉川壽純
葭葉昌司
米林和吉
六田文秀
○若林秀雄
渡邊洋一郎

二弁（一一二名）

相川俊明
藍谷邦雄
相原英俊
青木二郎
浅見精二
阿部一夫
新井弘二
新井嘉昭
池田眞一郎
石井芳夫
石川幸吉
石川宏
○石黒竹男
石黒康
市毛由美子

伊藤　圭一
○岩瀬　外嗣雄
岡田　弘隆
笠井　直人
清塚　勝久
駒沢　孝
猿山　達郎
鈴木　雅芳
田中　宏
千葉　昭雄
友部　富司
○中村　鉄五郎
羽尾　芳樹
堀内　幸夫
丸山　輝久
村重　慶一
諸永　芳春
山田　明文
吉岡　譲治

井野　賢士
岩本　公雄
尾﨑　毅
加戸　茂樹
切貫　総子
齋喜　要
宍戸　金三郎
高野　清
田中　美登里
辻居　幸一
中川　隆博
中吉　章一郎
原　誠
槇枝　一臣
三木　茂
村野　守義
安井　桂之介
山田　忠男
吉田　和夫

今中　美耶子
上野　操
小野　道久
門屋　征郎
釘澤　知雄
齊藤　誠二
篠崎　敬
滝田　裕
谷　直樹
戸谷　政美
中川　久義
行方　美彦
播磨　源二
○増田　径子
水嶋　幸子
村山　幸男
山岡　義明
山本　實
○吉野　純一郎

今村　健志
上原　康弘
香川　一雄
北村　晋治
小海　正勝
坂本　行弘
杉井　静子
田代　則春
田宮　武文
土井　隆
中所　克博
西川　忠良
船越　廣
松田　啓
宮山　雅行
○村山　芳朗
山﨑　司平
雪下　伸松
萬　幸男

入倉　卓志
遠藤　英毅
嘉本　益巳
木村　雅暢
小林　幸夫
佐藤　優
○鈴木　誠
○多田　武
伊達　俊二
○栃木　俊明
中津　靖夫
西本　邦男
古谷　亀鶴
松田　政行
向井　惣太郎
森　誠一
山下　清兵衛
横井　弘明
脇坂　治國

和田敏夫　渡邊三樹男

三、会計監事

白井典子　横溝高至

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長　中津靖夫（二弁）

副幹事長　大高満範（東弁）

同　奈良道博（一弁）

同　千葉昭雄（二弁）

同　橋本和夫（裁判所）

同　青沼隆之（検察庁）

事務局長　原　誠（二弁）

事務局次長　厚井乃武夫（東弁）

同　内藤貴昭（東弁）

同　阿部鋼（東弁）

同　金澤均（一弁）

同　廣渡鉄（一弁）

同　宮﨑万壽夫（一弁）

同　今村健志（二弁）
同　尾崎　毅（二弁）
同　寺尾　洋（裁判所）
同　山上秀明（検察庁）

中央大学法曹会　各種委員会委員名簿（平成一五・一六年度）

一、人事委員会

委員長　松家里明（一弁）

委員　（東弁）石井芳光・及川昭二・横山昭

（一弁）丹羽健介

（二弁）田宮甫・石井芳夫

（裁判所）橋本和夫

（検察庁）青沼隆之

担当副幹事長　奈良道博（一弁）

担当事務局　原誠（二弁）

二、広報委員会

委員長　瀬川徹（東弁）

副委員長　福吉寛（一弁）・中村鉄五郎（二弁）

委員　（東弁）村上昭夫・伯母治之・植村功・高石昌子・羽成守

（二弁）山﨑司平

（裁判所）寺尾洋

（検察庁）山上秀明
担当副幹事長　奈良道博（一弁）
担当事務局　金澤　均（一弁）

三、会則検討委員会
委員長　稲田寛（東弁）
委　員　（東弁）福家辰夫・河東宗文・森　徹
（一弁）木戸　弘・松尾紀良
（二弁）井出大作・辻居幸一
（裁判所）橋本和夫
（検察庁）青沼隆之
担当副幹事長　千葉昭雄（二弁）
担当事務局　原　誠（二弁）

四、法職教育検討委員会
委員長　石井芳光（東弁）
委　員　（東弁）鈴木康洋・曽田多賀・井上勝義・御園賢治・安田隆彦
倉田大介・清水紀代志
（一弁）田中茂・仲居康雄・萬羽了・守屋文雄
（二弁）鈴木孟秋・鈴木雅芳・森　誠一・向井惣太郎

門屋征郎
（裁判所）橋本和夫・寺尾洋
（検察庁）青沼隆之・山上秀明
担当副幹事長　奈良道博（一弁）
担当事務局　阿部鋼（東弁）

五、大学問題委員会
委員長　田中美登里（二弁）
委員　（東弁）阿部三郎・荒井洋一・安藤良一・石井芳光
市橋千鶴子・稲田寛・猪股喜蔵・及川昭二
太田治夫・金澤恭男・木川統一郎・岸巖
紺野稔・才口千晴・清水紀代志・菅沼隆志
鈴木康洋・久保野利光・田中紘三・鈴木正貢
平賀陸夫・堀合辰夫・松崎勝一・村田裕
安原正之・山岸剛司・山本剛嗣・横山昭
（一弁）安西愈・萩原静夫・松家里明・丹羽健介
島田一彦・矢部耕三・柳澤義信・元木徹
横溝高至・林勘市
（二弁）新井弘二・石黒竹男・遠藤英毅・大西保

齊藤誠二・杉井静子・鈴木誠・多田武
栃木敏明・村山芳朗
（裁判所）橋本和夫・寺尾洋
（検察庁）青沼隆之・中津川彰
担当副幹事長　千葉昭雄（二弁）
担当事務局　尾崎毅（二弁）

六、機構改革実行委員会

委員長　新井嘉明（二弁）
委員　（東弁）飯沼允・北村忠彦・菅重夫・白井典子
中根茂夫・三羽正人・小名雄一郎・堀岩夫
（一弁）小口隆夫・神部範生・竹川忠芳・山本隆幸
（二弁）今中美那子・上野操・横井弘明・諸永芳春
（裁判所）橋本和夫
（検察庁）青沼隆之
担当副幹事長　千葉昭雄（二弁）
担当事務局　廣渡鉄（一弁）

七、中央大学法曹会募金実行委員会

委員長　安原正之（東弁）
副委員長　佐伯　弘（東弁）
　　　　　榊原卓郎（東弁）
　　　　　山﨑源三（一弁）
　　　　　岩瀬外嗣雄（二弁）
事務局長　石渡光一（東弁）
事務局員　元木　徹（一弁）
　　　　　伊井和彦（東弁）
　　　　　阿部　鋼（東弁）
担当副幹事長　大高満範（東弁）
　　　　　奈良道博（一弁）
　　　　　千葉昭雄（二弁）
担当事務局　内藤貴昭（東弁）

中央大学法曹会役員候補者名簿（平成一七・一八年度）

（平成一七年五月一二日承認予定）

正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長　大高満範（東弁）
副幹事長　福家辰夫（東弁）
同　林勘市（一弁）
同　原誠（二弁）
同　橋本和夫（裁判所）
同　山下輝年（検察庁）
事務局長　坂巻國男（東弁）
事務局次長　水庫正裕（東弁）
同　阿部鋼（東弁）
同　若江健雄（一弁）
同　加戸茂樹（二弁）
同　一宮和夫（裁判所）
同　森本和明（検察庁）

中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿（平成一七・一八年度）

（平成一七年五月一二日承認予定）

一　人事委員会
　　委員長　中　津　靖　夫（二弁）
二　広報委員会
　　委員長　根　岸　清　一（二弁）
三　会則検討委員会
　　委員長　松　尾　紀　良（一弁）
四　法職教育検討委員会
　　委員長　田　中　　茂（一弁）
五　大学問題委員会
　　委員長　堀　合　辰　夫（東弁）
六　機構改革実行特別委員会
　　委員長　三　羽　正　人（東弁）
七　募金委員会
　　委員長　安　原　正　之（東弁）

編集後記

会報「中大法曹」第二一号を発刊することができました。

中大法科大学院の現状というメインテーマについては、福原紀彦先生には自ら御執筆をいただいたほか、個別のテーマ及び執筆者の選定に御苦労をいただき、また、執筆をお願いした各先生方には、法科大学院の運営と御指導に極めて御多忙の中、詳細な御寄稿をいただきこの場をお借りして改めて御礼と感謝を申し上げます。

また、中大法科大学院の学生の皆さんには、多忙な勉学のスケジュールのなか時間を割いて貴重な御意見を寄せていただいてありがとうございました。

平成一六年四月に、法科大学院が開講し、当面は現行司法試験制度と併存させながら、新司法試験に移行するという新たな状況を迎えることになりました。

三年の未修者コース、二年の既修者コースがそれぞれスタートし、開講から二年経過後には、初めての新司法試験が実施され、新たな制度のもとでの合格者が誕生することになります。

その結果は、各法科大学院の消長を決定することになりかねない重要な意味を持つものであり、その合格者を競う各法科大学院の熾烈な闘いは既に始まっております。中大法科大学院もその熾烈な闘いの渦中にあり、関係各位の御苦労が偲ばれます。

中大法曹会としても、中大と中大法科大学院の発展のために大学関係者との連携を密にして、この生き残りの闘いに万全を期さなければなりません。

そうした、重要な時期に臨んで、会報「中大法曹」の内容も、やはり必然的に法科大学院をメインテーマとすることになりました。

中大法科大学院の現状と課題について、多方面からの御執筆をいただき、紙面の多くを占めることになったことも当然の結果と思われます。

中大法曹会は、中大及び中大法科大学院の大きな支援母体として、今後もその支援の度を強めていくことが必要であり、そのための更なる組織の整備が求めら

れております。

そうした観点からすれば、更なる安定した運営のため、後輩の養成も欠くことのできない要請であり、課題であります。

中大法科大学院を卒業し、新司法試験に合格した若き法曹が、出身大学の別を問わず、等しく中大法曹会の会員となり、中大法科大学院を支援するという循環を拡大させることにこそ、中大及び中大法科大学院と中大法曹会の発展の要があるように思われます。

諸先生方のより一層の御尽力を御祈念申し上げます。

広報委員会　委員長　瀬　川　　徹

中大法曹 第二一号

平成一七年五月一〇日 印刷
平成一七年五月一二日 発行 （非 売 品）

発行人 中 津 靖 夫
編集人 金 澤 均
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社 高千穂印刷所
東京都板橋区向原二―二〇―一〇
電話 （三九五六） 六五五〇 （代）